

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2022年2月



REPertoire
GENESIS

Repertoire Genesis株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,296,420千円（見込額）の募集及び株式1,200,480千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式408,852千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年2月10日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

Repertoire Genesis株式会社

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

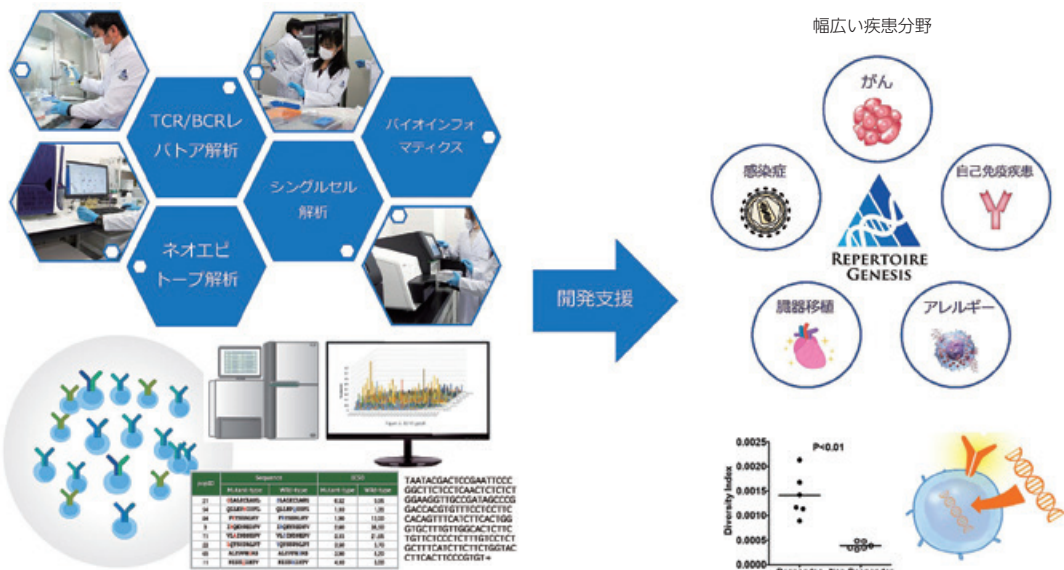
事業の内容

当社は、「治らないをなくす」というミッションのもと、当社独自の免疫多様性解析技術から得られる多くの情報を統合し、生体反応を多方面から正確に把握することで、がんや自己免疫疾患、感染症などの幅広い疾患分野において、免疫系を応用したこれまでにない新しい医療開発（基礎研究、予防、診断、治療）を支援する事業を展開しております。

免疫系は、私たちが体内に元々備えている自然界で最も洗練された診断及び治療の仕組みの一つと言えます。しかしながら、これまではその詳細を十分に把握/解明できなかったため、医療分野では免疫系が持つ潜在的な医療応用へのポテンシャルを十分に活かしていませんでした。

当社独自の免疫多様性解析技術は、患者さんの免疫系に関する複雑かつ多くの情報を遺伝子レベルで解読し、免疫系がその患者さんの病気にどのように関与しているか、また特定の治療方法がどのように免疫系に影響を与えているかの検証を可能とします。これらの解析結果を独自のバイオインフォマティクス^(注1)技術とこれまでに当社が蓄積したデータベースと組み合わせて多面的に把握することで、顧客の抱える医療開発に関する課題に合わせた高付加価値なソリューションが提供可能となります。

<当社事業の概念図>



免疫多様性解析技術から得られる多くの情報を統合し生体反応を多方面から把握

免疫系を応用した医療開発（基礎研究、予防、診断、治療）

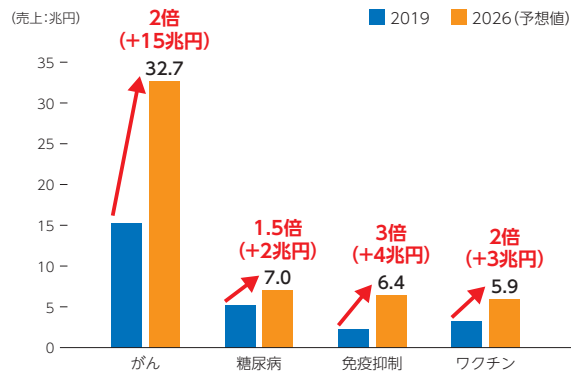
1 当社の事業領域

① 拡大を続ける事業機会

当社がターゲットとする免疫系を応用した医療開発領域は、英国ロンドンに本社を置き、ライフサイエンス分野におけるマーケット情報分析を行うEvaluate社によると、右記のグラフのとおり、がん治療薬、糖尿病治療薬、免疫抑制剤及びワクチンにおいて全世界の売上の増加が予測されるなど、ヘルスケア分野において大きな拡大が想定される成長マーケットの一つであり、当社は免疫応答を詳細に把握することができる当社独自の免疫多様性解析技術を活用することで、がん、感染症、自己免疫疾患、アレルギー、臓器移植など数多くの免疫系が関与する疾患分野にアプローチすることを目指しております。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の大流行への対策が、持続可能な社会を実現するための大きな社会課題となる中、感染症予防ワクチンの開発支援や感染による重症化を予測するバイオマーカー^(注8)の開発^(注9)など当社が寄与できる事業機会が拡大してきております。また、がん免疫療法、自己免疫疾患市場の拡大、抗体医薬、免疫細胞療法、遺伝子治療の普及、ゲノム編集^(注9)の臨床応用の試みが加速化する中で、当社が保有する一連の独自技術を組み合わせることで、製薬企業による新規抗体医薬の創出、既存薬剤の適応拡大の支援、ゲノム編集を用いた免疫細胞療法（TCR-T^(注10)、CAR-T^(注11)）の開発も可能となります。さらに、近年では製薬企業による診断薬や予防

<免疫系を応用した主要な治療分野ごとの世界の治療薬売上予測>



出典:「World Preview 2020, Outlook to 2026」by EvaluatePharma, June 2020

分野への参入、後発医薬品メーカーの新薬開発への参入、AI創薬^(注12)の試みの活発化など、創業環境が大きく変化してきている中で、当社では免疫細胞の受容体情報から潜在的なバイオマーカーを見出し、診断アプリケーションの開発に迅速につなげ、また免疫系が持つ、病気の監視、早期発見、治療機能を応用した創業支援サービスを提供し、複雑な免疫系の暗号を復号化し、病気の診断と治療を変革するためのバイオインフォマティクスを軸とした創業ソリューションを提供するなど、外部環境の変化を捉えた事業展開を行っております。

※1：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）採択課題：ハイスルック患者選別のためのCOVID-19ウイルス抗原特異的免疫応答の網羅的評価法の開発

<外部環境の変化により拡大する当社の事業機会>

トレンド	主な当社ソリューション
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の脅威拡大 ✓ がん免疫療法、自己免疫疾患市場の拡大、抗体医薬、免疫細胞療法、遺伝子治療の普及、ゲノム編集の臨床応用の試み ✓ 製薬企業の診断薬／予防分野への参入 ✓ 後発薬メーカーの新薬開発への参入 ✓ AI創薬の試み活発化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ワクチン開発支援、重症化マーカー開発 ✓ 抗体医薬の創出、疾患適応拡大支援、ゲノム編集を用いた免疫細胞療法（TCR-T、CAR-T）の開発支援 ✓ バイオマーカー、診断薬開発 ✓ 創業支援サービス提供 ✓ 免疫バイオインフォマティクスによる創薬（免疫レパトア解析、抗原予測解析）

当社では、がんや自己免疫疾患、感染症やアレルギーなどの様々な種類の病気に免疫系が関与していることに着目し、また人が過去から現在までに遭遇した病気の記憶は、免疫系内に保存されていることから、この免疫系の包括的で詳細な理解が、病気の原因や薬の作用メカニズムの解明に欠かせないものであり、免疫系の多様性解析を活用することで、これまでになかった画期的な予防、診断、治療法を開発することが可能となると考えております。中長期的には、免疫多様性情報に基づいた治療法の選択や個別化医療を実現することが、世界中で今後加速すると考えられる免疫関連疾患の増大と医療経済のひっ迫という大きな社会課題を解決し、当社のミッションである「治らないをなくす」ことの実現につながると考えております。

②当社技術の特長

免疫系の詳細な理解に基づいて、新しい治療法や診断法を開発する試みは、当社の創業以前にもありましたが、その実現は容易ではありませんでした。その理由としては、免疫系が数多くの外来性の抗原^(注13)に対応するために元々備えている多様性の規模が大きいため、正確にその全貌を把握することが困難であったためです。そこで、当社は、免疫系の多様性と特異性についての把握に必須となる次世代型のTCR/BCRレパトア解析を開発しました。

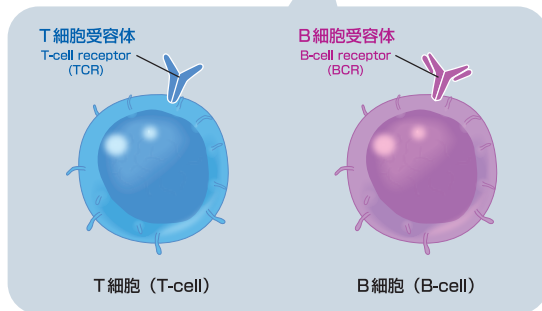
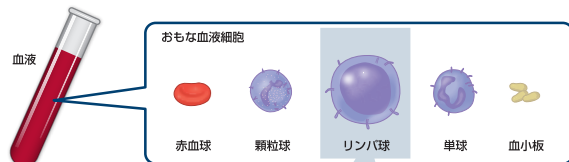
a. TCR/BCRレパトア解析^(注7)

生体には体外から侵入した細菌やウイルス等の病原体から生体を防御する免疫系が備わっています。免疫系において重要な働きを担っているのが、リンパ球^(注2)に含まれるT細胞^(注3)とB細胞^(注5)です。これらの細胞は、細胞表面にあるT細胞受容体（TCR）^(注4)やB細胞受容体（BCR）^(注6)という受容体分子によって、様々な病原体の持つ抗原を認識して攻撃するだけでなく、がん細胞などの体内で生じた異常な細胞を見つけ出し排除する役割も担っています。そのためT細胞やB細胞は、一つ一つの細胞の表面に異なる受容体分子を持っており、その受容体の種類に応じて異なる抗原を認識することができる仕組みとなっております。

TCR/BCRレパトア解析は、これら一つ一つのT細胞とB細胞が持つ受容体の遺伝子を網羅的に解析することで、個々のT細胞やB細胞がどのような抗原に反応しているのか（特異性）や、どれくらいの種類の受容体を全体として持っているのか（多様性）を明らかにするものです。

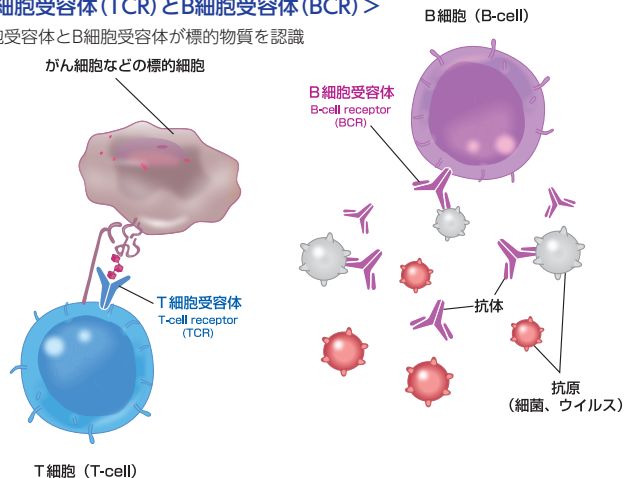
<血液におけるT細胞とB細胞の位置づけ>

リンパ球は血液細胞の一部で、さらにT細胞、B細胞などに分類される



<T細胞受容体（TCR）とB細胞受容体（BCR）>

T細胞受容体とB細胞受容体が標的物質を認識



b. TCR/BCRレパトア解析の有用性

TCR/BCRレパトア解析は、我が国の科学技術イノベーション政策に関する調査、分析、提案を中立的な立場で行うJST研究開発戦略センター（CRDS）による2019年の報告書の中でも、「今後重要になると考えられる重要研究・技術開発テーマ群」に位置づけられているように^{※2}、近年注目度が高まってきている技術です。特に、病気の原因や、免疫系と病気との関連を調べ、治療によって患者さんの免疫状態がどのように変化するかを、T細胞やB細胞の特異性や多様性から明らかにすることができ、具体的には以下のような医療開発の場面で活用されています。

※2: 出典 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 俯瞰ワークショップ報告書「次世代医薬・基盤技術の動向と展望、推進すべき研究開発戦略」(CRDS-FY2018-WR-12)

(ア) がん免疫療法の有効性評価、バイオマーカー開発

がん治療の分野では、近年免疫系を利用した治療法（がん免疫療法）の開発が盛んに行われています。これら治療法の多くは、患者さん自身のT細胞やB細胞の働きを利用しています。TCR/BCRレパトア解析は、がん組織、あるいは血液中に存在する免疫細胞が治療によってどのように変化するかを明らかにすることができ、がん免疫療法の有効性や安全性の評価に利用することができます。特に免疫チェックポイント阻害薬は高い治療効果が示されているがん免疫治療薬であり、現在も様々な種類の免疫チェックポイント阻害薬の開発が世界中の製薬企業によって進められています。これらの薬は一部のがん種や症状に対して有効ではありますが、効果のある患者さんは限られ、有効な患者さんを予測するバイオマーカーの開発が求められています。免疫チェックポイント阻害薬の効果は患者さんの免疫状態に影響を受ける可能性があり、TCR/BCRレパトア解析から得られる情報が有用なバイオマーカーの開発につながると期待されます。

(イ) 免疫療法の開発

TCR/BCRレパトア解析を用いて、特定の抗原で刺激する前後の検体サンプルを比較することで、抗原刺激によって増加した免疫細胞を探索することができ、また抗原刺激によって誘導されたT細胞やB細胞が持っているTCR/BCR遺伝子の配列を決定することができます。抗原に反応するTCR/BCRの遺伝子配列を特定できれば、そのTCR/BCR遺伝子を人為的に免疫細胞に導入することで遺伝子改変型の細胞療法を実現することや抗体医薬の開発につながることができます。

(ウ) 自己免疫疾患のバイオマーカー

関節リウマチなどの自己免疫疾患は、本来は異物を認識し排除する役割を持つ免疫系が、正常な細胞や組織に対して過剰に反応してしまうことで起こる病気です。多くの自己免疫疾患の原因は十分に明らかにされておらず、様々な免疫系の異常により発症すると考えられています。TCR/BCRレパトア解析により、自己免疫疾患に特徴的なT細胞やB細胞の異常が明らかになれば、それらをバイオマーカーとして利用することができます。また、T細胞の異常に起因する患者さんや、抗体を産生するB細胞の異常が原因となる患者さんが分かれば、それら患者さんに対するより効果的な治療法の開発が可能になります。

(エ) ワクチンの作用機序の解明

TCR/BCRレパトア解析はワクチン開発にも有用です。ワクチン投与後に、T細胞やB細胞がどのような変化を示すのかをTCR/BCRレパトア解析により明らかにすることができます。抗原に特異的なT細胞が誘導される様子や抗体を産生するB細胞を検出できるので、ワクチンがどのような作用機序で動くのかを調べるのが可能になり、より効果的なワクチンの開発が可能になります。

c. 当社技術の優位性

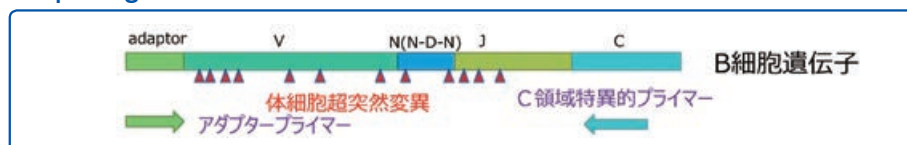
TCR/BCR遺伝子は、多数のV領域、D領域及びJ領域^(注14)の遺伝子断片の組み合わせによって、多くの種類の遺伝子配列が作りだされます。そのため、これら遺伝子をPCR^(注15)によって増幅するためには、V領域とJ領域それぞれに数十種類を超える多数のプライマー^(注16)を用いて増幅するMultiplex PCR法が一般的には用いられます。このMultiplex PCR法を用いた場合、プライマー間の遺伝子増幅効率の差により、PCR増幅反応の過程でバイアス（偏り）が生じ、正確性を欠く結果になります。

そこで当社では、1セットのアダプタープライマーとC領域に特異的なプライマーを用いて増幅するAdaptor-ligation PCR法を開発し、2017年に特許を取得いたしました（特許第6164759号）。当社が開発したAdaptor-ligation PCR法では、異なるV領域やJ領域を持つ全てのTCR/BCR遺伝子を、1セットのプライマーで増幅することが可能であり、Multiplex PCR法で問題となる解析データの偏りが起こりません。また、B細胞は抗原との結合力を増すためにV領域、J領域の遺伝子配列に体細胞超突然変異が発生することが知られていますが、当社の増幅手法ではプライマーの結合に影響を受けることがないため、正確性の高い遺伝子増幅が可能となります。

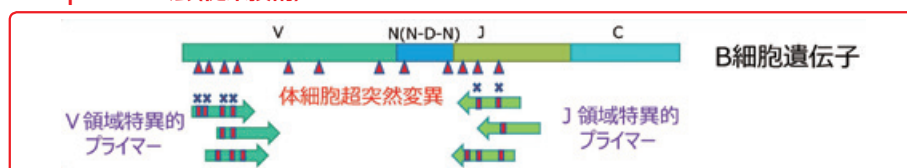
<当社技術の特長>

異なるV領域やJ領域を持つ全てのTCR/BCR遺伝子を、1セットのプライマーで増幅することで高精度な解析を実現

Adaptor-ligation PCR法(当社技術)



Multiplex PCR法(従来技術)



この結果、当社の解析の結果は、特に高い信頼性が要求される新規の予防、診断、治療法の開発に適しています。

以上の当社のTCR/BCRレパトア解析の特長をまとめると、以下のとおりとなります。

	一般的な解析手法 (Multiplex PCR法)	当社の解析手法 (Adaptor-ligation PCR法)
使用するプライマー	複数セット (数十セット超)	1セット
解析データの偏り	発生する	発生しない

d. 当社技術の広がり

免疫系の解明及び新規の予防、診断、治療法の開発には、TCR/BCRレパトア解析以外にも、様々な技術が必要となるため、当社では免疫多様性解析に関する一連の関連技術群の開発を進めております。一例としては、がん細胞などの病気の細胞のみに存在している、正常な細胞とは異なる変異ペプチド(ネオエピトープ)を正確に判定するネオエピトープ解析技術を保有しております。

従来型のネオエピトープ解析では、遺伝子上の1ヶ所のアミノ酸変異によってネオエピトープが発生した場合にしか解析することができませんでした。しかしながら実際には、そのような場合だけでなく、遺伝子に構造上の変化が生じた場合にも、ネオエピトープが発生することがあります。そこで、当社では、独自の解析アルゴリズムを駆使することで、従来型ネオエピトープ解析では解析することができなかった、遺伝子に構造上の変化があった場合も対応可能な解析系を構築し2020年に特許を取得いたしました(特許第6710004号)。そのため、当社の解析結果は、特に高い信頼性が要求される新規の予防、診断、治療法の開発に適しています。

以上の当社のネオエピトープ解析の特長をまとめると、以下のとおりとなります。

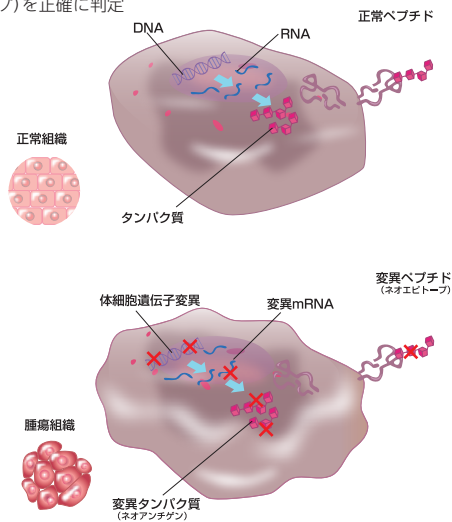
	従来型のネオエピトープ解析	当社のネオエピトープ解析
1ヶ所のアミノ酸変異	検出可能	検出可能
遺伝子の構造変化	検出不可能	検出可能

また、当社ではシングルセル解析^(注17)とTCR/BCRレパトア解析を組み合わせることで、免疫応答の原因となっているT細胞、B細胞を1細胞単位で決定し、またそのTCR/BCR配列を取得し、さらにゲノム編集技術と遺伝子導入技術を活用した細胞療法の開発に取り組む^(注3)などの応用的な研究開発も推進しております。

※3: 国立研究開発法人日本医療開発研究機構 (AMED) 採択課題: NY-ESO-1 特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立

<ネオエピトープ解析>

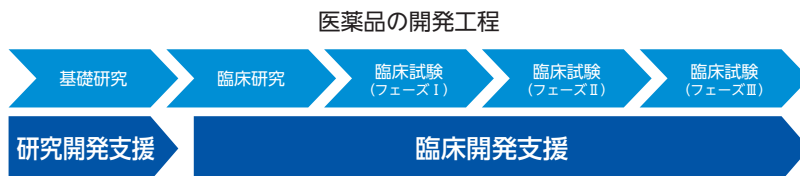
病気の細胞のみに存在している変異ペプチド(ネオエピトープ)を正確に判定



2 当社のビジネスモデル

当社は、顧客の医療開発に対して、免疫系を応用した新規医療開発支援事業を単一セグメントで展開しているため、セグメント別の記載は行っておりませんが、開発支援サービスの提供方法の違いにより「研究開発支援」及び「臨床開発支援」と2つの売上区分を定義しております。

<医薬品の開発工程と当社開発支援サービスとの関係>



当社開発支援サービス

「研究開発支援」とは、顧客の基礎的な研究開発を支援する区分であり、主に大学や公的な研究機関などのアカデミアを対象とした比較的小規模な研究支援サービスを主に販売代理店経由で顧客に提供する事業領域を言います。

「臨床開発支援」とは、顧客の応用的な臨床開発を支援する区分であり、主に製薬企業を対象として臨床サンプルを利用した比較的大規模で長期間にわたる開発プロジェクトを推進する事業領域です。

<事業系統図>



① 研究開発支援

「研究開発支援」においては、主要顧客である大学・公的研究機関等のアカデミアに対して、当社独自の免疫多様性解析サービスを販売代理店経由で提供しております。

主要サービスとして、TCR/BCRレパトア解析があり、顧客における当社技術の利用目的は多岐にわたっておりますが、様々な疾患の基礎的な免疫メカニズムの解明や新規の予防、診断、治療法の初期的な探索などが代表的なものとなります。

研究開発支援における基本的な課金体系としては、解析量に応じた従量課金方式となり、比較的金額は小さく、かつ単発的な収益となりますが、安定的な売上に貢献するのみならず、最先端の研究をされているアカデミアのKOL(キーオピニオンリーダー)などの専門家との積極的な意見交換や共同研究に基づいた技術の開発・特許の共同出願を推進することで、当社の中長期的な発展の礎とするオープンイノベーション的な要素も企図した事業領域となります。

② 臨床開発支援

「臨床開発支援」においては、主要顧客である製薬企業等と開発内容と経済条件をよく協議したうえで、直接契約をし、当社の免疫多様性解析技術・ノウハウ・情報等と製薬企業の新規医薬品候補・既存医薬品・ノウハウ・情報等とを連携することで、これまでにない新しい予防、診断、治療法を開発しております。

臨床開発支援における基本的な課金体系としては、プロジェクト規模に応じた複数年契約を基本とした従量課金方式となり、比較的金額は大きく、かつ中長期的な収益貢献となります。尚、リスクとリターンバランスに応じてプロジェクトから得られた成果物が共有となり、将来の売上ロイヤリティが生じる共同研究開発形式の契約となることもあります。

<臨床開発支援におけるプロジェクトと契約条件事例(2021年12月時点*)>

疾患領域* 2</th <th rowspan="2">提携先</th> <th rowspan="2">開発目的</th> <th rowspan="2">基礎研究</th> <th rowspan="2">臨床研究</th> <th colspan="3">臨床試験</th> <th rowspan="2">経済条件</th> <th rowspan="2">患者規模</th>	提携先	開発目的	基礎研究	臨床研究	臨床試験			経済条件	患者規模
					P1	P2	P3		
腎疾患①	A社	治療効果及び副作用発現に関連するバイオマーカーの探索	■				<ul style="list-style-type: none"> 対象市場: 日本 毎年一定額の研究開発支援金 開発に付随する解析費用 A社による検査事業開始後に売上の一桁台前半のロイヤリティ 	年間症例 日本: 約2,500人	
腎疾患②		治療効果及び副作用発現に関連するバイオマーカーの探索	■			年間症例 日本: 約1,300人			
移植①	B大学	拒絶反応の早期把握、及び予後管理に使用可能なバイオマーカーの探索	■				<ul style="list-style-type: none"> 対象市場: 日本 開発に付随する解析費用 	年間症例 日本: 約2,700人	
移植②		拒絶反応の早期予測バイオマーカーの探索	■			年間症例 日本: 約400人			
感染症	C社	ワクチン応答の詳細を明らかにするバイオマーカーの探索	■				<ul style="list-style-type: none"> 対象市場: 日本 開発に付随する解析費用 	日本: 約170万人 (2021年11月時点での累積陽性者数)	
がん	D社	新規免疫細胞療法の開発		■			<ul style="list-style-type: none"> 対象市場: 日本 臨床試験開始までの一定期間の共同事業運営費 上市後の最終利益を一定比率で配分 	年間症例 日本: 約500人	

*1 上記以外にも2021年12月期において、4本の臨床開発支援プロジェクトの稼働実績があります。

*2 具体的な適応疾患名は提携先との契約上で原則非開示とされているため記載しておりません。

<売上区分の比較説明>

	研究開発支援	臨床開発支援
区分説明	顧客の基礎的な研究開発を支援	顧客の応用的な臨床開発を支援
事例	アカデミア案件(医師主導治験を除く)と企業での非臨床試験サンプルを対象としたプロジェクト	主に製薬企業での臨床サンプルを対象とした開発プロジェクト(アカデミアによる医師主導治験プロジェクトも含む)
契約規模	数万円~数百万円/件	数百万円~数億円/件
課金体系	解析量に応じた従量課金方式	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト規模に応じた従量課金方式 リスクとリターンバランスに応じて、プロジェクトから得られた成果物が共有となり、将来の売上ロイヤリティが生じる共同研究開発形式の契約となることもある
契約期間	1~数ヶ月	数ヶ月~数年
営業形態	主に販売代理店を介した間接的なアプローチ	顧客と秘密保持契約を結ぶなどして、数ヶ月~数年かけて開発内容と経済条件の協議を実施(一度採用されると臨床試験などの臨床開発ステージが進展した際も継続される可能性が高く、参入障壁が高い)

③ 研究開発支援と臨床開発支援の関係性



上図は、医薬品の各開発工程において、当社が顧客に提案する価値類型を示したものです。医薬品開発の上流から下流までをシームレスに幅広く価値提案することで安定的な収益基盤の構築と高い成長可能性の両立を実現する安定的高成長モデルとなっていると考えております。

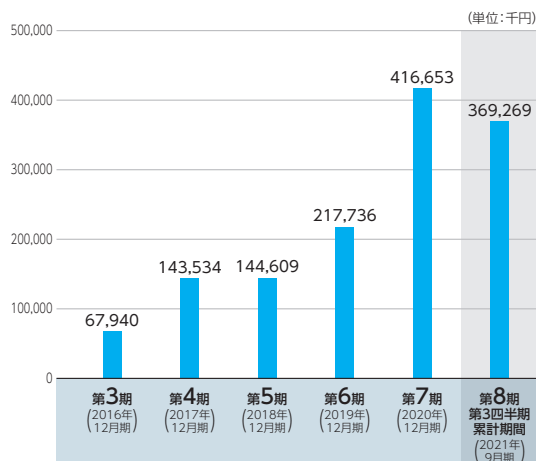
当社では、主にアカデミアの基礎的な研究ニーズに応える形で、独自性の高い研究開発支援サービスを提供することで、顧客が新規性の高い研究成果が出せるように支援しております。また、基礎的な研究で一定の評価が得られた場合には、アカデミアの基礎研究からヒトの臨床サンプルを利用した臨床開発に開発フェーズが移行しますが、当社では臨床開発のニーズに対応するために、2018年7月に医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(医薬品GMP省令)に準じて当社の開発した解析サービスを提案する体制を構築しました。さらに2019年3月にはレパトア解析の分野でISO/IEC 17025:2017^(注18)の認定を取得したことによって、当社の独自性の高い解析に対して国際的な信頼性が付与されたと考えており、製薬企業との長期的な臨床開発案件の増大につながっております。

<用語解説>

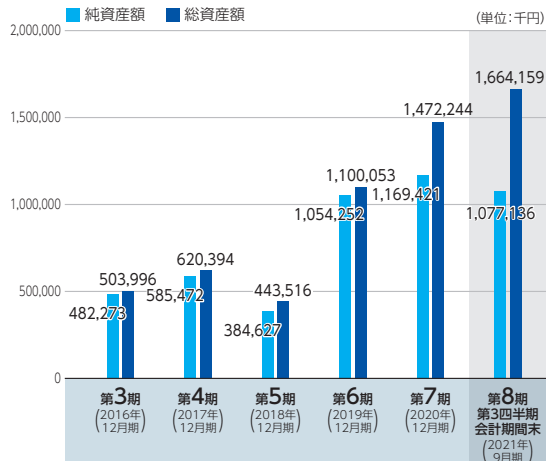
番号	用語	用語の定義、解説
(注1)	バイオインフォマティクス	生命科学と情報科学の融合分野の一つ。DNAやRNA、タンパク質をはじめとする生命が持つ様々な「情報」を対象にして、情報科学や統計学などのアルゴリズムを用いた分析から生命現象を解き明かしていくことを目的とする。
(注2)	リンパ球	白血球の成分の一種であり、生体が引き起こす免疫反応に関与する細胞。機能面から、T細胞、B細胞、NK細胞などに分類される。
(注3)	T細胞	リンパ球の一種で、生体内で細胞性免疫を担う細胞。細胞表面にT細胞受容体(TCR)を有し、特定の抗原(注13を参照)を特異的に認識する。免疫系を調節するヘルパーT細胞と、ウイルス等に感染した自己細胞を攻撃する細胞傷害性T細胞に大別される。
(注4)	T細胞受容体(TCR)	T細胞表面に存在する受容体分子。T細胞受容体(TCR、T-Cell Receptor)は、細胞膜表面に存在するMHCというタンパク質上に提示されたペプチドを認識することで活性化される。
(注5)	B細胞	リンパ球の一種で、生体内で抗体産生を担う細胞。抗原と特異的に結合する抗体を作ることで、異物を排除するように働く。
(注6)	B細胞受容体(BCR)	B細胞表面に存在する受容体分子。B細胞受容体(BCR、B-Cell Receptor)は、抗原を認識することで活性化されるとともに細胞外へ分泌されて抗体として働く。
(注7)	レパトア解析	様々な生体情報の多様性を解析すること(レパトアは元々英語のレパトリーと同義のフランス語)。TCR/BCRレパトア解析とはTCRとBCRの多様性を解析すること。
(注8)	バイオマーカー	体液や組織に含まれる物質で、病気の变化や治療に対する反応に相関し指標となるものこと。疾患の診断のための診断マーカー、経過を予測する予後マーカー、薬剤がどう作用するかを診る薬理学マーカー、ある治療による効果を予測する予測マーカー等に目的別に分類される。
(注9)	ゲノム編集	DNA切断酵素を利用して、ゲノム上の標的遺伝子を改変する技術のこと。ゲノムとは、DNAに含まれる遺伝情報全体のこと。
(注10)	TCR-T	がん免疫療法の一つであり、T細胞が持つTCR(T細胞受容体)遺伝子を改変することで、改変されたT細胞が、がん細胞を効率よく認識して攻撃できるようにする治療法。
(注11)	CAR-T	がん免疫療法の一つであり、T細胞がCAR(キメラ抗原受容体)と呼ばれる特殊なたんぱく質を作り出せるように遺伝子を改変することで、改変されたT細胞が、がん細胞を効率よく認識して攻撃できるようにする治療法。
(注12)	AI創薬	AI(人工知能)技術を活用することで、医薬品候補分子の探索や薬剤の効果や副作用を予測するなど、創薬プロセスを大幅に短縮すると同時に、医薬品開発の成功確率の改善を目指す手法。
(注13)	抗原	生体内で抗体を形成させる物質のこと。抗体は抗原と特異的に結合し、その異物を生体内から除去する物質のこと。
(注14)	V領域、D領域、J領域	TCR及びBCRの構成遺伝子のこと。ゲノム上では多数のV(variable)、D(diversity)、J(joining)及びC(constant)の遺伝子断片からなり、T/B細胞の成熟の過程で遺伝子再構成が行われ、これらの遺伝子の組み合わせによって大きな多様性が生み出される。
(注15)	PCR	Polymerase Chain Reaction(ポリメラーゼ連鎖反応)の略で、DNAの特定の部位だけを増幅する方法のこと。
(注16)	プライマー	目的の遺伝子を増幅するために用いる人工的に作られた成分のこと。
(注17)	シングルセル解析	シングルセル(単一細胞)単位でDNAの状態やメッセンジャーRNAの発現量などを解析する手法。
(注18)	ISO/IEC 17025:2017	[ISO/IEC 17025:2017]は、スイスのジュネーブに在る国際標準化機構が策定している国家間に共通な標準規格のうちの一つ。特定の種類の試験及び校正を実施する試験所の技術能力を証明するもので、ISO9001で要求される品質マネジメントに関する要件に加えて、試験を正しく実施する技術力があることが要求されている。

業績等の推移

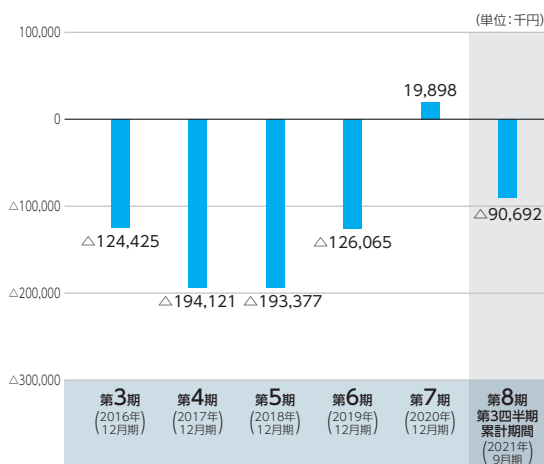
◎ 売上高



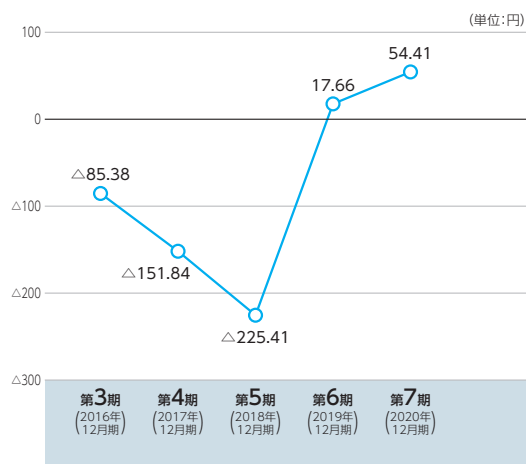
◎ 純資産額／総資産額



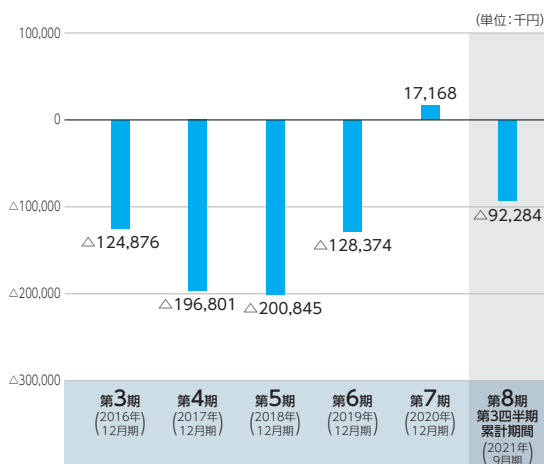
◎ 経常利益又は経常損失(△)



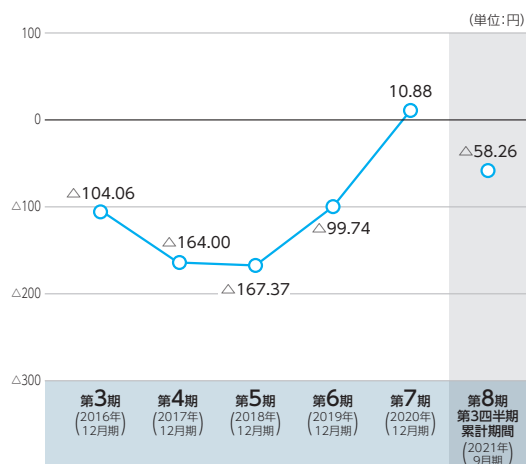
◎ 1株当たり純資産額



◎ 当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)



◎ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期(四半期)純損失(△)



(注) 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	16
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	32
5. 従業員の状況	32
第2 事業の状況	33
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	33
2. 事業等のリスク	35
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	41
4. 経営上の重要な契約等	46
5. 研究開発活動	49
第3 設備の状況	50
1. 設備投資等の概要	50
2. 主要な設備の状況	50
3. 設備の新設、除却等の計画	50
第4 提出会社の状況	51
1. 株式等の状況	51
2. 自己株式の取得等の状況	61
3. 配当政策	62
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	63

第5	経理の状況	76
1.	財務諸表等	77
(1)	財務諸表	77
(2)	主な資産及び負債の内容	113
(3)	その他	114
第6	提出会社の株式事務の概要	147
第7	提出会社の参考情報	148
1.	提出会社の親会社等の情報	148
2.	その他の参考情報	148
第四部	株式公開情報	149
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	149
第2	第三者割当等の概況	151
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	151
2.	取得者の概況	152
3.	取得者の株式等の移動状況	153
第3	株主の状況	154
	[監査報告書]	156

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【会社名】	Repertoire Genesis株式会社
【英訳名】	Repertoire Genesis Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 市川 満寿夫
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
【電話番号】	072-657-8686
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理部長 丸山 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
【電話番号】	03-4405-2684
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理部長 丸山 哲也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,296,420,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,200,480,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 408,852,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」をご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	930,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社の標準となる株式であります。なお、単元株式は100株であります。

（注）1. 2022年2月10日開催の取締役会決議によっております。

2. 2022年2月10日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式930,000株のうちの一部が、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行数については、2022年2月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。上記発行数は、本募集による日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）の上限であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2022年3月9日）に決定されます。海外販売株数は未定であり、本募集に係る株式の半数未満とします。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2022年2月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式249,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2022年3月9日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は2022年2月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	930,000	1,296,420,000	701,592,000
計（総発行株式）	930,000	1,296,420,000	701,592,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,640円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は1,525,200,000円となります。
7. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2022年3月10日(木) 至 2022年3月15日(火)	未定 (注) 4.	2022年3月17日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2022年2月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年3月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年2月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年3月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年2月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年3月18日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2022年3月2日から2022年3月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年3月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目3番6		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計	—	930,000	—

(注) 1. 2022年2月28日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年3月9日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,403,184,000	10,000,000	1,393,184,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,640円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,393,184千円に、海外販売の手取概算額（未定）及び「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限376,143千円と合わせた手取概算額合計上限1,769,327千円について、①設備資金に132,000千円、②借入金返済に100,000千円、③新規人材の採用費及びその人件費に436,000千円、④新技術への研究開発投資に460,000千円、⑤運転資金に641,327千円をそれぞれ充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

① 設備資金

当社の研究開発能力の向上及び研究開発支援・臨床開発支援のサービス拡充を目的とした新規解析機器の導入、並びにバイオインフォマティクス能力の拡充を目的とした新規解析サーバーの導入に41,000千円（2022年12月期に18,000千円、2024年12月期に23,000千円）を充当する計画であります。また、現在当社が保有する既存解析機器のリプレースとして91,000千円（2022年12月期に10,000千円、2023年12月期に10,000千円、2024年12月期以降に71,000千円）を充当する計画であります。

② 借入金返済

当社が日本政策金融公庫から融資を受けている長期借入金の返済に100,000千円を2024年12月期以降に充当する計画であります。

③ 新規人材の採用費及びその人件費

上場後に研究員及び管理部門の強化、並びに営業・事業開発活動の強化が必要と考えております。これらに担う新たに採用する人材の採用費及びその人件費として436,000千円（2022年12月期に31,000千円、2023年12月期に55,000千円、2024年12月期以降に350,000千円）を充当する計画であります。

④ 新技術への研究開発投資

当社はTCR/BCRレパトア解析をはじめとした免疫多様性解析技術について、免疫系を多面的に把握するために技術「群」としてこれまで拡充してまいりました。今後も当社が免疫多様性解析のパイオニアとして顧客の信頼を得るためには、継続的な新技術への研究開発投資が不可欠となります。

この考えのもと、大学等の研究機関との共同研究開発の実施、及び研究開発の結果創出される知的財産権の確立、他社からの新技術の導入などに460,000千円（2022年12月期に50,000千円、2023年12月期に60,000千円、2024年12月期以降に350,000千円）を充当する計画であります。

⑤ 運転資金

当社の運転資金のうち、既存役職員の人件費（販売費及び一般管理費計上分）が年間約100,000千円、外部専門家等への支払報酬が年間約90,000千円、営業活動費（広告宣伝費、出張旅費）が年間約20,000千円発生しており、これらの運転資金に対し年間100,000千円から150,000千円、合計で641,327千円（2022年12月期108,038千円、2023年12月期150,000千円、2024年12月期以降383,289千円）を充当する計画であります。

また、上記調達資金は、実際の充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	732,000	1,200,480,000	東京都文京区本郷七丁目3番1号 UTEC3号投資事業有限責任組合 408,000株 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 MFPR日本橋本町ビル3階 Beyond Next Ventures 1号投資事業有限責任組合 204,000株 東京都町田市 鈴木 隆二 36,000株 静岡県駿東郡長泉町 新井 理 36,000株 大阪府茨木市 松谷 隆治 27,600株 神奈川県横浜市金沢区 北浦 一孝 18,000株 大阪府豊中市 坂田 恒昭 2,400株
計(総売出株式)	—	732,000	1,200,480,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,640円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につ

いては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2022年 3月10日(木) 至 2022年 3月15日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2022年3月9日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	249,300	408,852,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 249,300株
計(総売出株式)	—	249,300	408,852,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式249,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,640円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2022年 3月10日(木) 至 2022年 3月15日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

(注) 上記発行数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2022年3月9日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集に係る株式数の半数未満とします。

(3) 海外販売の発行価格（募集価格）

未定

(注) 1. 海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2022年3月9日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
2. 海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 海外販売の資本組入額

未定

(注) 海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
なお、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集における発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、海外販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2022年3月17日（木）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である鈴木隆二（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式249,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 249,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2022年4月19日（火）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2022年2月28日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2022年3月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2022年3月18日から2022年4月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシン

ジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である鈴木隆二、売出人である新井理、松谷隆治、北浦一孝及び坂田恒昭並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である全薬工業株式会社、市川満寿夫及び丸山哲也は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年9月13日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるUTEC 3号投資事業有限責任組合及びBeyond Next Ventures 1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2022年6月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年9月13日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022年2月10日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	67,940	143,534	144,609	217,736	416,653
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△124,425	△194,121	△193,377	△126,065	19,898
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△124,876	△196,801	△200,845	△128,374	17,168
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)					
普通株式	800	800	800	1,028	1,056
A種種類株式	400	400	400	400	400
B種種類株式	500	500	500	500	500
C種種類株式	—	120	120	120	120
純資産額 (千円)	482,273	585,472	384,627	1,054,252	1,169,421
総資産額 (千円)	503,996	620,394	443,516	1,100,053	1,472,244
1株当たり純資産額 (円)	△128,074.18	△227,762.30	△338,116.85	17.66	54.41
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△156,095.14	△246,001.62	△251,056.60	△99.74	10.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	95.7	94.4	86.7	95.8	79.4
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	1.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△129,283	△117,538
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△890	△452,298
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	795,207	322,915
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	—	—	—	993,545	745,465
従業員数 (人)	6	10	12	11	12
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり純資産額の計算にあたっては、次の方法により算定しております。
第3期につき、事業年度末の純資産の部の合計額よりA種種類株式及びB種種類株式の払込金額を控除し、1株当たり純資産額を算定しております。第4期、第5期、第6期及び第7期につき、事業年度末の純資産の部の合計額よりA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の払込金額を控除し、1株当たり純資産額を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第3期、第4期、第5期及び第6期につき、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第7期につき潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 第3期、第4期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
9. 第3期、第4期及び第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第3期、第4期及び第5期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
12. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
13. 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
1株当たり純資産額 (円)	△85.38	△151.84	△225.41	17.66	54.41
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△104.06	△164.00	△167.37	△99.74	10.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

(1) 当社創業の経緯

当社の代表取締役会長である鈴木隆二は、研究者としてのキャリアを開始して以来30年以上一貫して、免疫システムの本質を明らかにするというテーマに取り組んでまいりました。免疫システムには、免疫細胞が細菌やウイルスなどの病原体や、がん細胞などの異常な細胞を認識して攻撃することによって、生体を病気から保護するという有益な点がある反面、自己の細胞であるにも関わらず異物として間違っ攻撃をしてしまう自己免疫疾患や、生体にとって無害な物質に対しても過剰に反応してしまうアレルギーを引き起こすなどの負の側面もあります。

鈴木はこの複雑な免疫システムを詳細に解析することができれば、感染症やがん、自己免疫疾患、アレルギーなどの免疫システムが関与するほとんど全ての疾患に対する、これまででない新しい薬や新しい治療法・診断法の開発など、多くの面で医療の発展に寄与することができると信じて開発を続けた結果、当社独自の免疫多様性解析技術を完成させることができました。

そして、鈴木は熟考の上、この免疫多様性解析技術を企業として事業化することが、世界中の病気で苦しむ患者さんに対する新しい薬や新しい治療法・診断法を実現させる最短の道となると考えて、2014年10月に当社を大阪府茨木市で創業いたしました。

(2) 当社の沿革

当社設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2014年10月	大阪府茨木市にRepertoire Genesis株式会社を設立
2014年11月	大阪府茨木市に所在する彩都バイオインキュベータに研究所を開設
2014年12月	免疫多様性解析サービスを開始
2015年6月	和光純薬工業株式会社（現 富士フィルム和光純薬株式会社）と受託サービス仲介契約を締結し、同社を日本国内における販売代理店に指定
2016年5月	東京都千代田区に東京オフィスを開設
2017年3月	がん免疫療法に対する新規バイオマーカー（注1）に関する新規特許を学校法人兵庫医科大学と共同で出願
2017年4月	解析依頼数の増加と研究開発の拡大に対応するために研究所を増床
2017年6月	免疫多様性解析に関する基本特許が日本国内で成立（特許第6164759号）
2017年10月	新規細胞治療に寄与するT細胞受容体（注2）の完全置換に関する特許2件を国立大学法人広島大学と共同で出願
2018年8月	筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME/CFS）に対するバイオマーカーに関する新規特許を国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で出願
	シングルセル（注3）からのTCR/BCRペア遺伝子（注4）の増幅技術に関する新規特許を単独で出願
2018年10月	解析機能及び研究機能のさらなる強化のため研究所を増床
2018年11月	東京都中央区に東京オフィスを移転
2019年3月	当社研究所がTCR/BCRレパトア解析（注5）を対象として国際規格「ISO/IEC17025:2017」（注6）の認定を取得
2019年9月	全薬工業株式会社と包括的な共同研究開発契約の締結及び資本提携を実施
	英 QIAGEN社とコンパニオン診断薬（注7）の開発及び商業化において、全世界を対象とした非独占契約を締結
2019年10月	国立大学法人広島大学の原爆放射線医科学研究所内に「次世代ゲノム細胞創薬共同研究講座」を開設
2020年3月	仏 Celsectis社とのTALヌクレアーゼ技術（注8）を用いたコラボレーション及びライセンスオプション契約を締結
2020年5月	ネオエピトープ解析（注9）に関する基本特許が日本国内で成立（特許第6710004号）
2020年6月	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）のプロジェクトである「ハイリスク患者選別のためのCOVID-19ウイルス抗原特異的免疫応答の網羅的評価法」の開発へ参画
	産学官連携による高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立に向けてAMEDと委託研究開発契約を締結

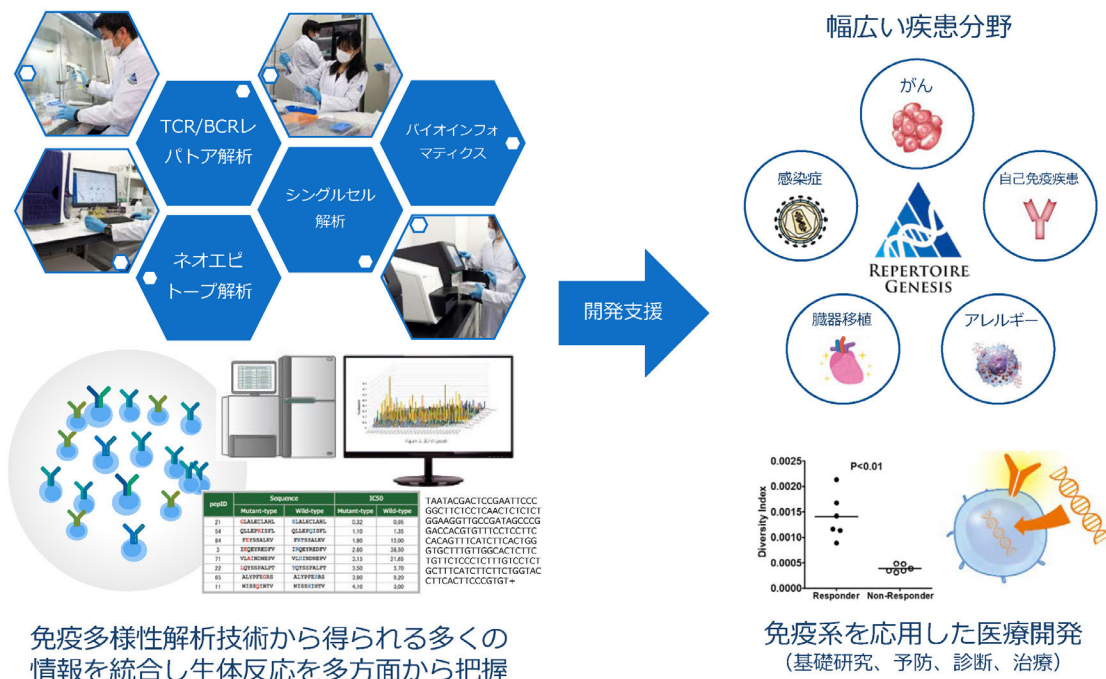
<用語解説>

(注1)	バイオマーカー	体液や組織に含まれる物質で、病気の変化や治療に対する反応に相関し指標となるもののこと。疾患の診断のための診断マーカー、経過を予測する予後マーカー、薬剤がどう作用するかを診る薬力学マーカー、ある治療による効果を予測する予測マーカー等に目的別に分類される。
(注2)	T細胞受容体 (TCR)	T細胞表面に存在する受容体分子。T細胞受容体 (TCR、T-Cell Receptor) は、細胞膜表面に存在するMHCというタンパク質上に提示されたペプチドを認識することで活性化される。
(注3)	シングルセル	シングルセル (単一細胞) という意味。シングルセル単位でDNAの状態やメッセンジャーRNAの発現量などを解析する手法をシングルセル解析という。
(注4)	TCR/BCRペア遺伝子	T細胞表面に存在する受容体分子 (TCR、T-Cell Receptor) とB細胞表面に存在する受容体 (BCR、T-Cell Receptor) はそれぞれ2種類のタンパク質の部品から構成されるがそのタンパク質の組み合わせ (ペア) の元となる遺伝子を解析する手法のこと。
(注5)	TCR/BCRレパトア解析	様々な生体情報の多様性を解析すること (レパトアは元々英語のレパートリーと同義のフランス語)。TCR/BCRレパトア解析とはTCRとBCRの多様性を解析すること。
(注6)	国際規格「ISO/IEC17025:2017」	「ISO/IEC 17025:2017」は、スイスのジュネーブに在る国際標準化機構が策定している国家間に共通な標準規格のうちの一つ。特定の種類の試験及び校正を実施する試験所の技術能力を証明するもので、ISO9001で要求される品質マネジメントに関する要件に加えて、試験を正しく実施する技術力があることが要求されている。
(注7)	コンパニオン診断薬	ある治療が効果があるかどうかを治療の前にあらかじめ検査することをコンパニオン診断といい、その診断のために使う薬をコンパニオン診断薬という。
(注8)	TALヌクレアーゼ技術	ゲノム上の任意の配列を切断できるヌクレアーゼ (TALEN) を用いたゲノム編集技術のこと。
(注9)	ネオエピトープ解析	がん細胞などの病気の細胞のみに存在している、正常な細胞とは異なる変異ペプチド (ネオエピトープ) を正確に判定する技術。

3 【事業の内容】

当社は、「治らないをなくす」というミッションのもと、当社独自の免疫多様性解析技術から得られる多くの情報を統合し、生体反応を多方面から正確に把握することで、がんや自己免疫疾患、感染症などの幅広い疾患分野において、免疫系を応用したこれまでにない新しい医療開発（基礎研究、予防、診断、治療）を支援する事業を展開しております。

<当社事業の概念図>



免疫系は、私たちが体内に元々備えている自然界で最も洗練された診断及び治療の仕組みの一つと言えます。しかしながら、これまではその詳細を十分に把握/解明できなかったため、医療分野では免疫系が持つ潜在的な医療応用へのポテンシャルを十分に活かせていませんでした。

当社独自の免疫多様性解析技術は、患者さんの免疫系に関する複雑かつ多くの情報を遺伝子レベルで解読し、免疫系がその患者さんの病気にどのように関与しているか、また特定の治療方法がどのように免疫系に影響を与えているかの検証を可能とします。これらの解析結果を独自のバイオインフォマティクス（注1）技術とこれまでに当社が蓄積したデータベースと組み合わせることで、顧客の抱える医療開発に関する課題に合わせた高付加価値なソリューションが提供可能となります。

当社では2014年10月の創業以来、免疫系を担う主要なリンパ球（注2）であるT細胞（注3）の表面にあるT細胞受容体（TCR）（注4）及びB細胞（注5）の表面にあるB細胞受容体（BCR）（注6）の詳細な遺伝子解析であるTCR/BCRレパトア解析（注7）を主軸として、がん、感染症、自己免疫疾患などの多くの疾患分野での解析を実施してきております。これまでに多くのアカデミア（大学や研究機関）や製薬企業との共同研究やパートナーシップ、及び商業的関係構築の実績を積み上げてきました。当社は今後も多くの研究機関と協力することで、免疫系への理解を深めて、「治らないをなくす」という世界を実現すべく、当社独自の免疫多様性解析技術を世の中に広めていくことで、人類の健康に資する研究開発を推進することを目的とした事業展開をしていきます。

<用語解説>

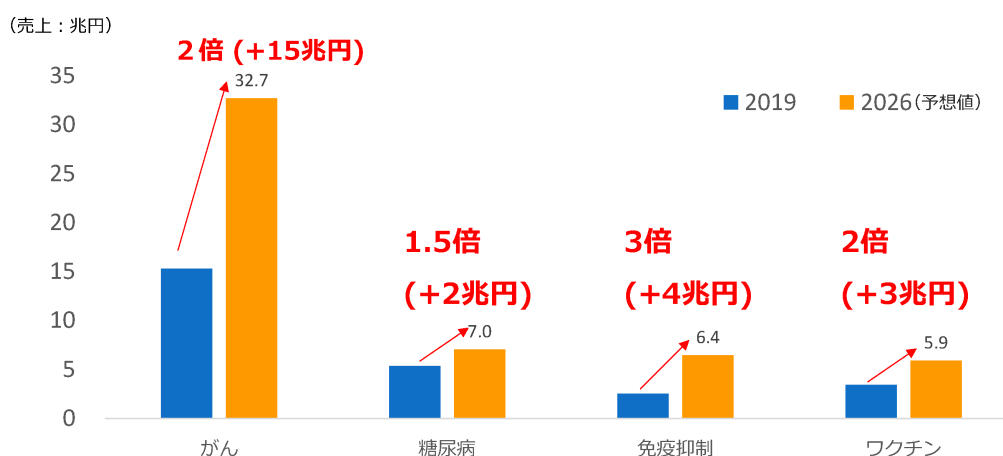
(注1)	バイオインフォマティクス	生命科学と情報科学の融合分野の一つ。DNAやRNA、タンパク質をはじめとする生命が持つ様々な「情報」を対象にして、情報科学や統計学などのアルゴリズムを用いた分析から生命現象を解き明かしていくことを目的とする。
(注2)	リンパ球	白血球の成分の一種であり、生体が引き起こす免疫反応に関与する細胞。機能面から、T細胞、B細胞、NK細胞などに分類される。
(注3)	T細胞	リンパ球の一種で、生体内で細胞性免疫を担う細胞。細胞表面にT細胞受容体（TCR）を有し、特定の抗原（注13を参照）を特異的に認識する。免疫系を調節するヘルパーT細胞と、ウイルス等に感染した自己細胞を攻撃する細胞傷害性T細胞に大別される。
(注4)	T細胞受容体（TCR）	T細胞表面に存在する受容体分子。T細胞受容体（TCR、T-Cell Receptor）は、細胞膜表面に存在するMHCというタンパク質上に提示されたペプチドを認識することで活性化される。
(注5)	B細胞	リンパ球の一種で、生体内で抗体産生を担う細胞。抗原と特異的に結合する抗体を作ることで、異物を排除するように働く。
(注6)	B細胞受容体（BCR）	B細胞表面に存在する受容体分子。B細胞受容体（BCR、B-Cell Receptor）は、抗原を認識することで活性化されるとともに細胞外へ分泌されて抗体として働く。
(注7)	レパトア解析	様々な生体情報の多様性を解析すること（レパトアは元々英語のレパトリーと同義のフランス語）。TCR/BCRレパトア解析とはTCRとBCRの多様性を解析すること。

(1) 当社の事業領域

① 拡大を続ける事業機会

当社がターゲットとする免疫系を応用した医療開発領域は、英国ロンドンに本社を置き、ライフサイエンス分野におけるマーケット情報分析を行うEvaluate社によると、下記のグラフのとおり、がん治療薬、糖尿病治療薬、免疫抑制剤及びワクチンにおいて全世界の売上の増加が予測されるなど、ヘルスケア分野において大きな拡大が想定される成長マーケットの一つであり、当社は免疫応答を詳細に把握することができる当社独自の免疫多様性解析技術を活用することで、がん、感染症、自己免疫疾患、アレルギー、臓器移植など数多くの免疫系が関与する疾患分野にアプローチすることを目指しております。

<免疫系を応用した主要な治療分野ごとの世界の治療薬売上予測>



出典: 「World Preview 2020, Outlook to 2026」 by EvaluatePharma, June 2020

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の大流行への対策が、持続可能な社会を実現するための大きな社会課題となる中、感染症予防ワクチンの開発支援や感染による重症化を予測するバイオマーカー（注8）の開発^{※1}など当社が寄与できる事業機会が拡大してきております。また、がん免疫療法、自己免疫疾患市場の拡大、抗体医薬、免疫細胞療法、遺伝子治療の普及、ゲノム編集（注9）の臨床応用の試みが加速化する中で、当社が保有する一連の独自技術を組み合わせることで、製薬企業による新規抗体医薬の創出、既存薬剤の適応拡大の支援、ゲノム編集を用いた免疫細胞療法（TCR-T（注10）、CAR-T（注11））の開発も可能となります。さらに、近年では製薬企業による診断薬や予防分野への参入、後発医薬品メーカーの新薬開発への参入、AI創薬（注12）の試みの活発化など、創薬環境が大きく変化してきている中で、当社では免疫細胞の受容体情報から潜在的なバイオマーカーを見出し、診断アプリケーションの開発に迅速につなげ、また免疫系が持つ、病気の監視、早期発見、治療機能を応用した創薬支援サービスを提供し、複雑な免疫系の暗号を復号化し、病気の診断と治療を変革するためのバイオインフォマティクスを軸とした創薬ソリューションを提供するなど、外部環境の変化を捉えた事業展開を行っております。

※1：国立研究開発法人日本医療開発研究機構（AMED）採択課題：ハイリスク患者選別のためのCOVID-19ウイルス抗原特異的免疫応答の網羅的評価法の開発

外部環境の変化により拡大する当社の事業機会

トレンド	主な当社ソリューション
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の脅威拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ワクチン開発支援、重症化マーカー開発
<ul style="list-style-type: none"> ✓ がん免疫療法、自己免疫疾患市場の拡大、抗体医薬、免疫細胞療法、遺伝子治療の普及、ゲノム編集の臨床応用の試み 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 抗体医薬の創出、疾患適応拡大支援、ゲノム編集を用いた免疫細胞療法（TCR-T、CAR-T）の開発支援
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製薬企業の診断薬/予防分野への参入 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バイオマーカー、診断薬開発
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 後発薬メーカーの新薬開発への参入 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 創薬支援サービス提供
<ul style="list-style-type: none"> ✓ AI創薬の試み活発化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 免疫バイオインフォマティクスによる創薬（免疫レパトア解析、抗原予測解析）

<用語解説>

(注8)	バイオマーカー	体液や組織に含まれる物質で、病気の変化や治療に対する反応に相関し指標となるもののこと。疾患の診断のための診断マーカー、経過を予測する予後マーカー、薬剤がどう作用するかを診る薬力学マーカー、ある治療による効果を予測する予測マーカー等に目的別に分類される。
(注9)	ゲノム編集	DNA切断酵素を利用して、ゲノム上の標的遺伝子を改変する技術のこと。ゲノムとは、DNAに含まれる遺伝情報全体のこと。
(注10)	TCR-T	がん免疫療法の一つであり、T細胞が持つTCR（T細胞受容体）遺伝子を改変することで、改変されたT細胞が、がん細胞を効率よく認識して攻撃できるようにする治療法。
(注11)	CAR-T	がん免疫療法の一つであり、T細胞がCAR（キメラ抗原受容体）と呼ばれる特殊なたんぱく質を作り出せるように遺伝子を改変することで、改変されたT細胞が、がん細胞を効率よく認識して攻撃できるようにする治療法。
(注12)	AI創薬	AI（人工知能）技術を活用することで、医薬品候補分子の探索や薬剤の効果や副作用を予測するなど、創薬プロセスを大幅に短縮すると同時に、医薬品開発の成功確率の改善を目指す手法。

当社では、がんや自己免疫疾患、感染症やアレルギーなどの様々な種類の病気に免疫系が関与していることに着目し、また人が過去から現在までに遭遇した病気の記憶は、免疫系内に保存されていることから、この免疫系の包括的で詳細な理解が、病気の原因や薬の作用メカニズムの解明に欠かせないものであり、免疫系の多様性解析を活用することで、これまでにない画期的な予防、診断、治療法を開発することが可能となると考えております。中長期的には、免疫多様性情報に基づいた治療法の選択や個別化医療を実現することが、世界中で今後加速すると考えられる免疫関連疾患の増大と医療経済のひっ迫という大きな社会課題を解決し、当社のミッションである「治らないをなくす」ことの実現につながると考えております。

② 当社技術の特長

免疫系の詳細な理解に基づいて、新しい治療法や診断法を開発する試みは、当社の創業以前にもありましたが、その実現は容易ではありませんでした。その理由としては、免疫系が数多くの外来性の抗原（注13）に対応するために元々備えている多様性の規模が大きいこと、正確にその全貌を把握することが困難であったためです。そこで、当社は、免疫系の多様性と特異性についての把握に必須となる次世代型のTCR/BCRレパトア解析を開発しました。

<用語解説>

(注13)	抗原	生体内で抗体を形成させる物質のこと。抗体は抗原と特異的に結合し、その異物を生体内から除去する物質のこと。
-------	----	--

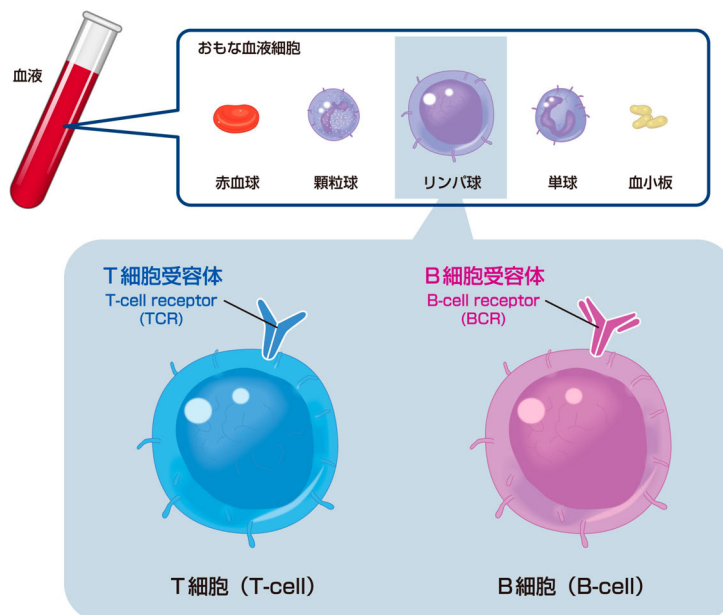
a. TCR/BCRレパトア解析

生体には体外から侵入した細菌やウイルス等の病原体から生体を防御する免疫系が備わっています。免疫系において重要な働きを担っているのが、リンパ球に含まれるT細胞とB細胞です。これらの細胞は、細胞表面にあるT細胞受容体（TCR）やB細胞受容体（BCR）という受容体分子によって、様々な病原体の持つ抗原を認識して攻撃するだけでなく、がん細胞などの体内で生じた異常な細胞を見つけ出し排除する役割も担っています。そのためT細胞やB細胞は、一つ一つの細胞の表面に異なる受容体分子を持っており、その受容体の種類に応じて異なる抗原を認識することができる仕組みとなっております。

TCR/BCRレパトア解析は、これら一つ一つのT細胞とB細胞が持つ受容体の遺伝子を網羅的に解析することで、個々のT細胞やB細胞がどのような抗原に反応しているのか（特異性）や、どれくらいの種類の受容体を全体として持っているのか（多様性）を明らかにするものです。

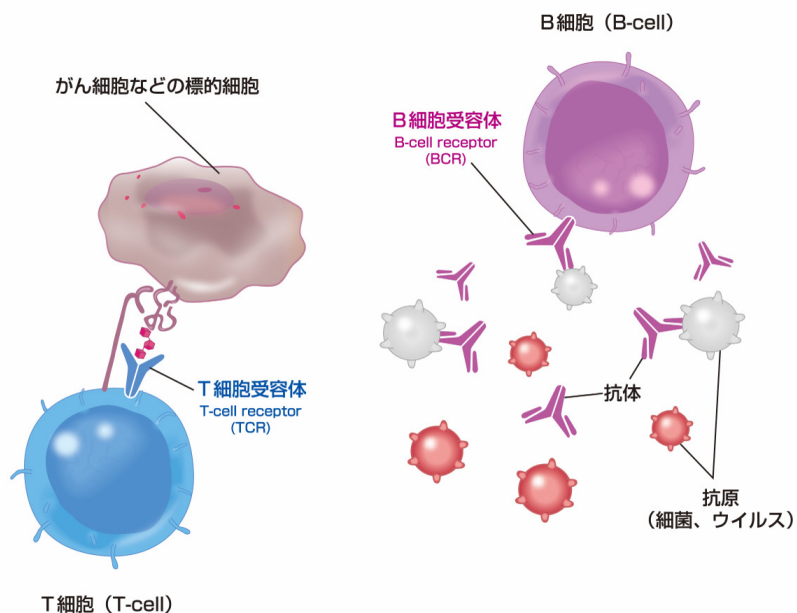
<血液におけるT細胞とB細胞の位置づけ>

リンパ球は血液細胞の一部で、さらにT細胞、B細胞などに分類される



<T細胞受容体 (TCR) とB細胞受容体 (BCR) >

T細胞受容体とB細胞受容体が標的物質を認識



b. TCR/BCRレパトア解析の有用性

TCR/BCRレパトア解析は、我が国の科学技術イノベーション政策に関する調査、分析、提案を中立的な立場で行うJST研究開発戦略センター（CRDS）による2019年の報告書の中でも、「今後重要になると考えられる重要研究・技術開発テーマ群」に位置づけられているように^{※2}、近年注目度が高まってきている技術です。特に、病気の原因や、免疫系と病気との関連を調べ、治療によって患者さんの免疫状態がどのように変化するかを、T細胞やB細胞の特異性や多様性から明らかにすることができ、具体的には以下のような医療開発の場面で活用されています。

※2：出典 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 俯瞰ワークショップ報告書「次世代医薬・基盤技術の動向と展望、推進すべき研究開発戦略」（CRDS-FY2018-WR-12）

(ア) がん免疫療法の有効性評価、バイオマーカー開発

がん治療の分野では、近年免疫系を利用した治療法（がん免疫療法）の開発が盛んに行われています。これら治療法の多くは、患者さん自身のT細胞やB細胞の働きを利用しています。TCR/BCRレパトア解析は、がん組織、あるいは血液中に存在する免疫細胞が治療によってどのように変化するかを明らかにすることができ、がん免疫療法の有効性や安全性の評価に利用することができます。特に免疫チェックポイント阻害薬は高い治療効果が示されているがん免疫治療薬であり、現在も様々な種類の免疫チェックポイント阻害薬の開発が世界中の製薬企業によって進められています。これらの薬は一部のがん種や症状に対して有効ではありますが、効果のある患者さんは限られ、有効な患者さんを予測するバイオマーカーの開発が求められています。免疫チェックポイント阻害薬の効果は患者さんの免疫状態に影響を受ける可能性があり、TCR/BCRレパトア解析から得られる情報が有用なバイオマーカーの開発につながると期待されます。

(イ) 免疫療法の開発

TCR/BCRレパトア解析を用いて、特定の抗原で刺激する前後の検体サンプルを比較することで、抗原刺激によって増加した免疫細胞を探索することができ、また抗原刺激によって誘導されたT細胞やB細胞が持っているTCR/BCR遺伝子の配列を決定することができます。抗原に反応するTCR/BCRの遺伝子配列を特定できれば、そのTCR/BCR遺伝子を人為的に免疫細胞に導入することで遺伝子改変型の細胞療法を実現することや抗体医薬の開発につなげることができます。

(ウ) 自己免疫疾患のバイオマーカー

関節リウマチなどの自己免疫疾患は、本来は異物を認識し排除する役割を持つ免疫系が、正常な細胞や組織に対して過剰に反応してしまうことで起こる病気です。多くの自己免疫疾患の原因は十分に明らかにされておらず、様々な免疫系の異常により発症すると考えられています。TCR/BCRレパトア解析により、自己免疫疾患に特徴的なT細胞やB細胞の異常が明らかになれば、それらをバイオマーカーとして利用することができます。また、T細胞の異常に起因する患者さんや、抗体を産生するB細胞の異常が原因となる患者さんが分かれば、それらの患者さんに対するより効果的な治療法の実現が可能になります。

(エ) ワクチンの作用機序の解明

TCR/BCRレパトア解析はワクチン開発にも有用です。ワクチン投与後に、T細胞やB細胞がどのような変化を示すのかをTCR/BCRレパトア解析により明らかにすることができます。抗原に特異的なT細胞が誘導される様子や抗体を産生するB細胞を検出できるので、ワクチンがどのような作用機序で働くのかを調べるのが可能になり、より効果的なワクチンの開発が可能になります。

c. 当社技術の優位性

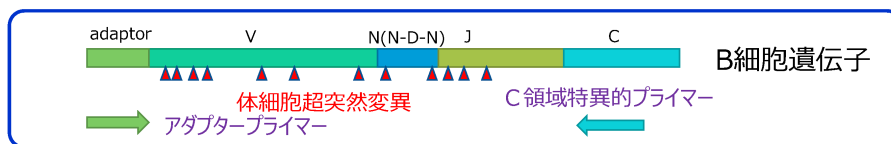
TCR/BCR遺伝子は、多数のV領域、D領域及びJ領域（注14）の遺伝子断片の組み合わせによって、多くの種類の遺伝子配列が作りだされます。そのため、これら遺伝子をPCR（注15）によって増幅するためには、V領域とJ領域それぞれに数十種類を超える多数のプライマー（注16）を用いて増幅するMultiplex PCR法が一般的には用いられません。このMultiplex PCR法を用いた場合、プライマー間の遺伝子増幅効率の差により、PCR増幅反応の過程でバイアス（偏り）が生じ、正確性を欠く結果になります。

そこで当社では、1セットのアダプタープライマーとC領域に特異的なプライマーを用いて増幅するAdaptor-ligation PCR法を開発し、2017年に特許を取得いたしました（特許第6164759号）。当社が開発したAdaptor-ligation PCR法では、異なるV領域やJ領域を持つ全てのTCR/BCR遺伝子を、1セットのプライマーで増幅することが可能であり、Multiplex PCR法で問題となる解析データの偏りが起こりません。また、B細胞は抗原との結合力を増すためにV領域、J領域の遺伝子配列に体細胞超突然変異が発生することが知られていますが、当社の増幅手法ではプライマーの結合に影響を受けないため、正確性の高い遺伝子増幅が可能となります。

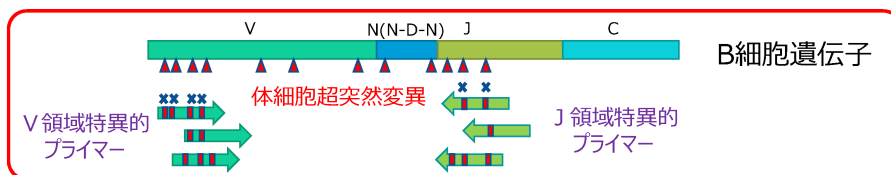
<当社技術の特長>

異なるV領域やJ領域を持つ全てのTCR/BCR遺伝子を、1セットのプライマーで増幅することで高精度な解析を実現

Adaptor-Ligation PCR法 (当社技術)



Multiplex PCR法 (従来技術)



この結果、当社の解析の結果は、特に高い信頼性が要求される新規の予防、診断、治療法の開発に適しています。

以上の当社のTCR/BCRレパトア解析の特長をまとめると、以下のとおりとなります。

	一般的な解析手法 (Multiplex PCR法)	当社の解析手法 (Adaptor-ligation PCR法)
使用するプライマー	複数セット (数十セット超)	1セット
解析データの偏り	発生する	発生しない

<用語解説>

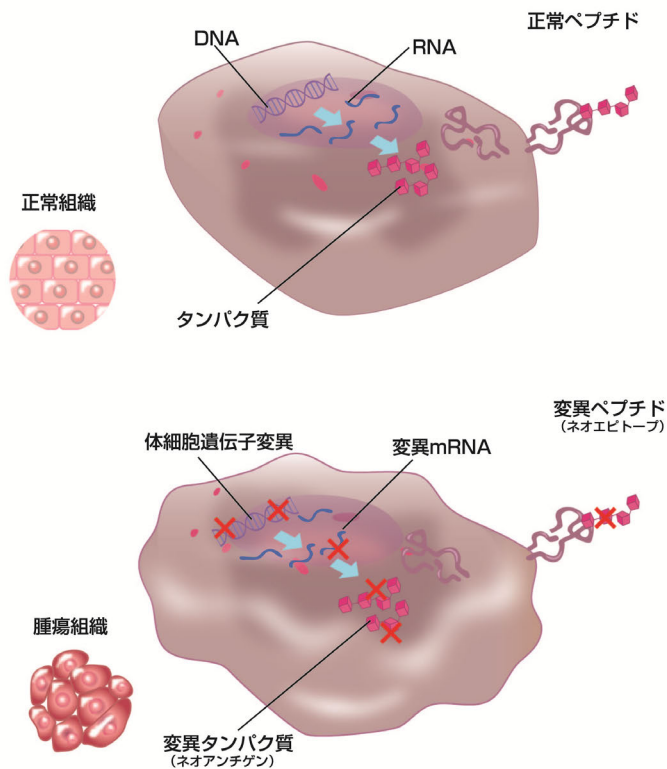
(注14)	V領域、D領域、J領域	TCR及びBCRの構成遺伝子のこと。ゲノム上では多数のV (variable)、D (diversity)、J (joining)及びC (constant)の遺伝子断片からなり、T/B細胞の成熟の過程で遺伝子再構成が行われ、これらの遺伝子の組み合わせによって大きな多様性が生み出される。
(注15)	PCR	Polymerase Chain Reaction (ポリメラーゼ連鎖反応) の略で、DNAの特定の部位だけを増幅する方法のこと。
(注16)	プライマー	目的の遺伝子を増幅するために用いる人工的に作られた成分のこと。

d. 当社技術の広がり

免疫系の解明及び新規の予防、診断、治療法の開発には、TCR/BCRレパトア解析以外にも、様々な技術が必要となるため、当社では免疫多様性解析に関する一連の関連技術群の開発を進めております。一例としては、がん細胞などの病気の細胞のみに存在している、正常な細胞とは異なる変異ペプチド（ネオエピトープ）を正確に判定するネオエピトープ解析技術を保有しております。

<ネオエピトープ解析>

病気の細胞のみに存在している変異ペプチド（ネオエピトープ）を正確に判定



従来型のネオエピトープ解析では、遺伝子上の1ヶ所のアミノ酸変異によってネオエピトープが発生した場合にしか解析することができませんでした。しかしながら実際には、そのような場合だけでなく、遺伝子に構造上の変化が生じた場合にも、ネオエピトープが発生することがあります。そこで、当社では、独自の解析アルゴリズムを駆使することで、従来型ネオエピトープ解析では解析することができなかった、遺伝子に構造上の変化があった場合も対応可能な解析系を構築し2020年に特許を取得いたしました（特許第6710004号）。そのため、当社の解析結果は、特に高い信頼性が要求される新規の予防、診断、治療法の開発に適しています。

以上の当社のネオエピトープ解析の特長をまとめると、以下のとおりとなります。

	従来のネオエピトープ解析	当社のネオエピトープ解析
1ヶ所のアミノ酸変異	検出可能	検出可能
遺伝子の構造変化	検出不可能	検出可能

また、当社ではシングルセル解析（注17）とTCR/BCRレパトア解析を組み合わせることで、免疫応答の原因となっているT細胞、B細胞を1細胞単位で決定し、またそのTCR/BCR配列を取得し、さらにゲノム編集技術と遺伝子導入技術を活用した細胞療法の開発に取り組む^{*3}などの応用的な研究開発も推進しております。

※3：国立研究開発法人日本医療開発研究機構（AMED）採択課題：NY-ES0-1 特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立

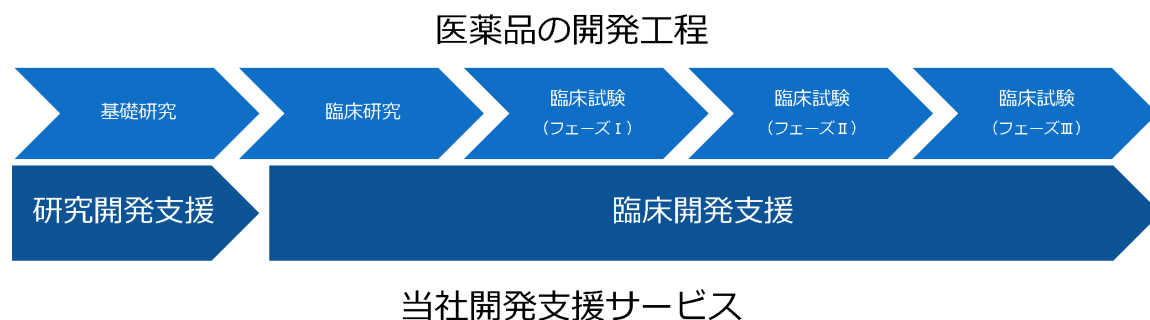
<用語解説>

(注17)	シングルセル解析	シングルセル（単一細胞）単位でDNAの状態やメッセンジャーRNAの発現量などを解析する手法。
-------	----------	--

(2) 当社のビジネスモデル

当社は、顧客の医療開発に対して、免疫系を応用した新規医療開発支援事業を単一セグメントで展開しているため、セグメント別の記載は行っておりませんが、開発支援サービスの提供方法の違いにより「研究開発支援」及び「臨床開発支援」と2つの売上区分を定義しております。

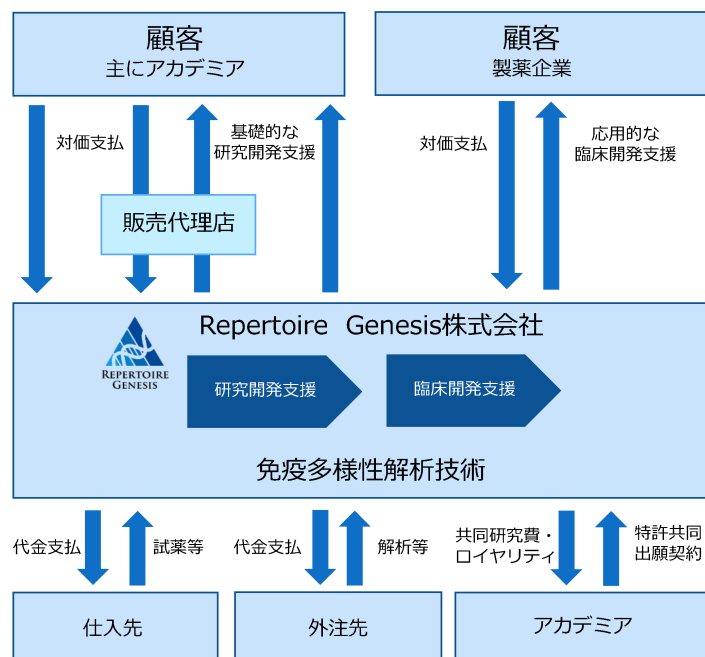
<医薬品の開発工程と当社開発支援サービスとの関係>



「研究開発支援」とは、顧客の基礎的な研究開発を支援する区分であり、主に大学や公的な研究機関などのアカデミアを対象とした比較的小規模な研究支援サービスを主に販売代理店経由で顧客に提供する事業領域を言います。

「臨床開発支援」とは、顧客の応用的な臨床開発を支援する区分であり、主に製薬企業を対象として臨床サンプルを利用した比較的大規模で長期間にわたる開発プロジェクトを推進する事業領域です。

<事業系統図>



① 研究開発支援

「研究開発支援」においては、主要顧客である大学・公的研究機関等のアカデミアに対して、当社独自の免疫多様性解析サービスを販売代理店経由で提供しております。

主要サービスとして、TCR/BCRレパトア解析があり、顧客における当社技術の利用目的は多岐にわたっておりますが、様々な疾患の基礎的な免疫メカニズムの解明や新規の予防、診断、治療法の初期的な探索などが代表的なものとなります。

研究開発支援における基本的な課金体系としては、解析量に応じた従量課金方式となり、比較的金額は小さく、かつ単発的な収益となりますが、安定的な売上に貢献するのみならず、最先端の研究をされているアカデミアのKOL（キーオピニオンリーダー）などの専門家との積極的な意見交換や共同研究に基づいた技術の開発・特許の共同出願を推進することで、当社の中長期的な発展の礎とするオープンイノベーション的な要素も企図した事業領域となります。

② 臨床開発支援

「臨床開発支援」においては、主要顧客である製薬企業等と開発内容と経済条件をよく協議したうえで、直接契約をし、当社の免疫多様性解析技術・ノウハウ・情報等と製薬企業の新規医薬品候補・既存医薬品・ノウハウ・情報等を連携することで、これまでにない新しい予防、診断、治療法を開発しております。

臨床開発支援における基本的な課金体系としては、プロジェクト規模に応じた複数年契約を基本とした従量課金方式となり、比較的金額は大きく、かつ中長期的な収益貢献となります。尚、リスクとリターンバランスに応じてプロジェクトから得られた成果物が共有となり、将来の売上ロイヤリティが生じる共同研究開発形式の契約となることもあります。

<臨床開発支援におけるプロジェクトと契約条件事例（2021年12月時点^{*1}）>

疾患領域 ^{*2}	提携先	開発目的	基礎研究	臨床研究	臨床試験			経済条件	患者規模
					P1	P2	P3		
腎疾患①	A社	治療効果及び副作用発現に関連するバイオマーカーの探索	■				・対象市場：日本 ・毎年一定額の研究開発支援金 ・開発に付随する解析費用 ・A社による検査事業開始後に売上の一桁台前半のロイヤリティ	年間症例 日本：約2,500人	
腎疾患②		治療効果及び副作用発現に関連するバイオマーカーの探索	■			年間症例 日本：約1,300人			
移植①		拒絶反応の早期把握、及び予後管理に使用可能なバイオマーカーの探索	■			年間症例 日本：約2,700人			
移植②	B大学	拒絶反応の早期予測バイオマーカーの探索	■			・対象市場：日本 ・開発に付随する解析費用	年間症例 日本：約400人		
感染症	C社	ワクチン応答の詳細を明らかにするバイオマーカーの探索	■			・対象市場：日本 ・開発に付随する解析費用	日本：約170万人 (2021年11月時点での累積陽性者数)		
がん	D社	新規免疫細胞療法の開発	■			・対象市場：日本 ・臨床試験開始までの一定期間の共同事業運営費 ・上市後の最終利益を一定比率で配分	年間症例 日本：約500人		

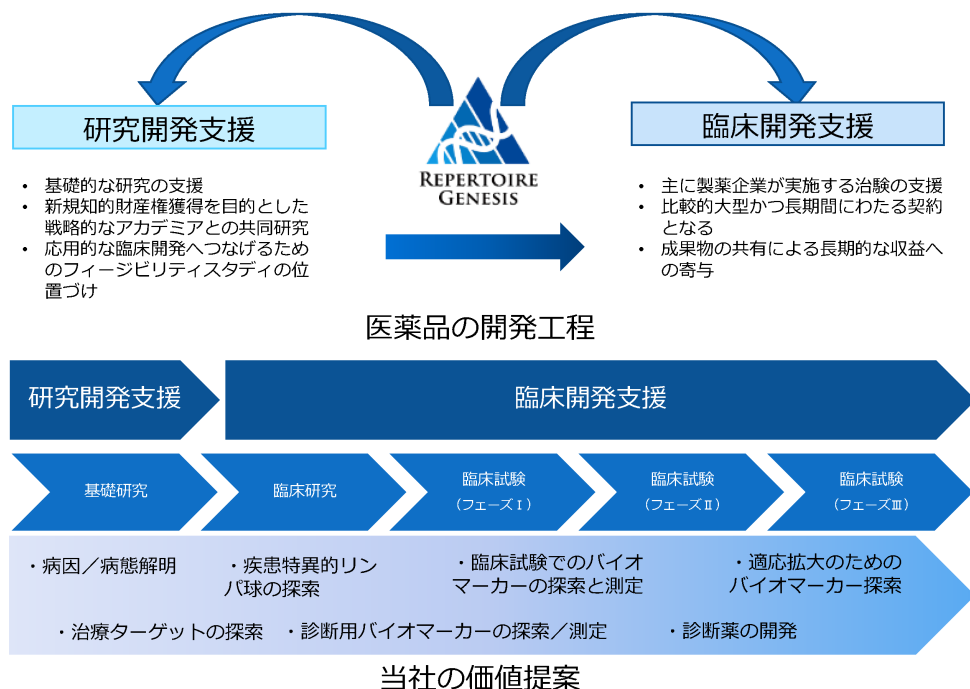
* 1 上記以外にも2021年12月期において、4本の臨床開発支援プロジェクトの稼働実績があります。

* 2 具体的な適応疾患名は提携先との契約上で原則非開示とされているため記載しておりません。

<売上区分の比較説明>

	研究開発支援	臨床開発支援
区分説明	・顧客の基礎的な研究開発を支援	・顧客の応用的な臨床開発を支援
事例	・アカデミア案件（医師主導治験を除く）と企業での非臨床試験サンプルを対象としたプロジェクト	・主に製薬企業での臨床サンプルを対象とした開発プロジェクト（アカデミアによる医師主導治験プロジェクトも含む）
契約規模	・数万円～数百万円/件	・数百万円～数億円/件
課金体系	・解析量に応じた従量課金方式	・プロジェクト規模に応じた従量課金方式 ・リスクとリターンバランスに応じて、プロジェクトから得られた成果物が共有となり、 将来の売上ロイヤリティが生じる共同研究開発形式の契約となることもある
契約期間	・1～数ヶ月	・数ヶ月～数年
営業形態	・主に販売代理店を介した間接的なアプローチ	・顧客と秘密保持契約を結ぶなどして、数カ月～数年かけて開発内容と経済条件の協議を実施（一度採用されると臨床試験などの臨床開発ステージが進展した際も継続される可能性が高く、参入障壁が高い）

③ 研究開発支援と臨床開発支援の関係性



上図は、医薬品の各開発工程において、当社が顧客に提案する価値類型を示したものです。医薬品開発の上流から下流までをシームレスに幅広く価値提案することで安定的な収益基盤の構築と高い成長可能性の両立を実現する安定的高成長モデルとなっていると考えております。

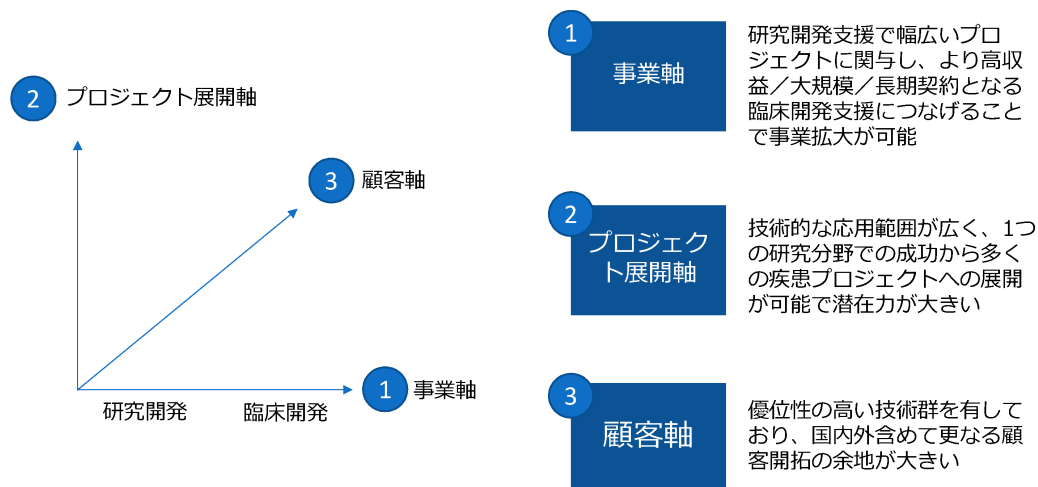
当社では、主にアカデミアの基礎的な研究ニーズに応える形で、独自性の高い研究開発支援サービスを提供することで、顧客が新規性の高い研究成果が出せるように支援しております。また、基礎的な研究で一定の評価が得られた場合には、アカデミアの基礎研究からヒトの臨床サンプルを利用した臨床開発に開発フェーズが移行しますが、当社では臨床開発のニーズに対応するために、2018年7月に医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（医薬品GLP省令）に準じて当社の開発した解析サービスを提供する体制を構築しました。さらに2019年3月にはレパトア解析の分野でISO/IEC 17025:2017（注18）の認定を取得したことによって、当社の独自性の高い解析に対して国際的な信頼性が付与されたと考えており、製薬企業との長期的な臨床開発案件の増大につながっております。

<用語解説>

(注18)	ISO/IEC 17025:2017	「ISO/IEC 17025:2017」は、スイスのジュネーブに在る国際標準化機構が策定している国家間に共通な標準規格のうちの一つ。特定の種類の試験及び校正を実施する試験所の技術能力を証明するもので、ISO9001で要求される品質マネジメントに関する要件に加えて、試験を正しく実施する技術力があることが要求されている。
-------	--------------------	---

(3) 当社の成長戦略

世界で拡大を続けている免疫系を応用した医療開発ニーズを確実に捉えていくために、3本の成長軸を基本とした成長戦略を遂行しております。具体的には、①基礎的な研究開発支援から応用的な臨床開発支援へと開発フェーズをステップアップさせるという事業軸、②同一製薬企業内でも複数本の開発案件に提携を広げるプロジェクト展開軸、③国内外の顧客数を増やす顧客軸、という3本の成長軸で、今後も金額規模が大きく契約期間の長い臨床開発支援案件を多く獲得することにより、安定的かつ高い成長性の実現を目指します。



① 事業軸：臨床開発支援の拡大

当社は、免疫の多様性解析があまり脚光を浴びていなかった頃から、富士フイルム和光純薬株式会社（富士フイルムグループ）との間で受託サービス仲介契約を締結し、同社の日本全国を網羅するきめ細やかな販売ネットワークを通じて、大学と研究機関を中心に事業活動を続けてきました。また、当社は免疫多様性解析のパイオニアとして培われた経験・事例・ノウハウを活かして、顧客ごとの異なる研究課題や開発目的に応じた適切な研究提案やサービスを提供していることから、アカデミアの先進的な研究をされている研究者達との幅広いネットワークを築いており、がん免疫療法の効果予測マーカーや自己免疫系神経疾患の血液診断法など、今後の事業成長に資する知的財産権につき当該研究者と共同出願する機会を有しています。

この結果、単に顧客数を増加させるという営業戦略のみならず、アカデミアにおいては研究的要素が強く新規性の高い共同研究を戦略的に増加させることに伴い、臨床開発の主体となる製薬企業に訴求できる知的財産やノウハウを蓄積するといった事業戦略を取っております。

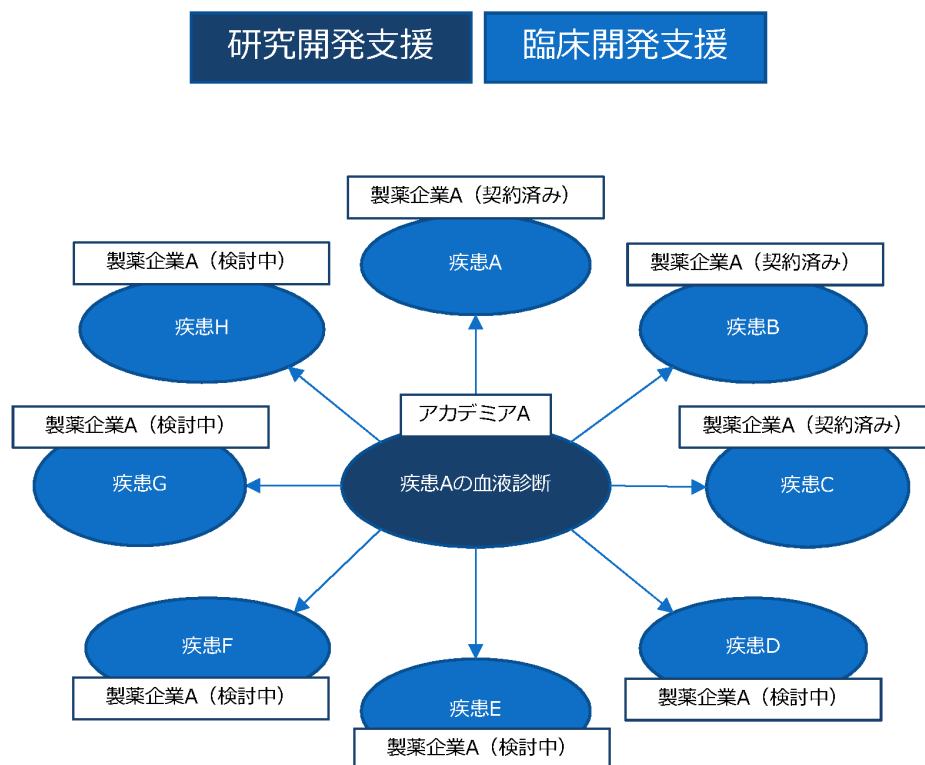
つまり、当社の免疫多様性解析技術は、研究開発支援における関与プロジェクト数の増加に伴って知的財産権やノウハウの蓄積が増加することにより有用性が高まり、その効果を一つのターゲット（上記の例では、研究開発支援を中心とした顧客の集合）だけでなく、他のターゲット（上記の例では、臨床開発支援を中心とした顧客の集合）においても多面的に享受することが可能となっています。そのため、当社の免疫多様性解析技術は、研究開発支援における関与プロジェクト数の増加により新たなサービス・製品が創出され、新たに創出されたサービス・製品が臨床開発支援における新たな顧客の呼び水になるという好循環を生んでおります。

これらのことから、当社は、単に解析技術（要素技術）が優れているのみならず、その技術の活用イメージの提案力、今までのサービス提供で培われた経験・事例・ノウハウ・ネットワーク、信頼性、実証実験を通じて技術を確立する開発力といった、単に解析にとどまらない能力を有しており、アカデミアとの研究開発案件を製薬会社との大型の臨床開発へと移行させるという事業軸を意識した活動を行っております。

② プロジェクト展開軸：1つの研究分野での成功を起点とした複数プロジェクトへの拡大

当社の技術は、技術的な応用範囲が広く、1つの研究分野での成功から多くの疾患プロジェクトへの展開が可能であり潜在力が大きいことが特長です。あるアカデミアとの共同研究の成果を元にして、臨床開発支援がスタートした製薬企業とのプロジェクトが大幅に増えたケースもあります。今後も同一企業内の多くの創薬プロジェクトにおいて当社技術を広める活動を推進していきます。

< 研究開発支援から臨床開発支援への広がり >



③ 顧客軸：優位性の高い技術群を活かし国内外の顧客を拡大

TCR/BCRレパトア解析は製薬企業等の治験や臨床試験において活用されており、高い信頼性が求められます。解析の信頼性を担保するため、当社は、医薬品GLP省令の基準に従って、TCR/BCRレパトア解析を提供する体制を構築しております。これにより当社は、信頼性の高い解析サービスを製薬企業等の治験や臨床試験に提供することが可能な体制を整えております。また、2019年3月19日には、当社研究所が日本適合性認定協会から、TCR/BCRレパトア解析を対象として国際規格「ISO/IEC 17025:2017」を取得いたしました。当該規格は特定の種類の試験及び校正を実施する試験所の技術能力を証明するものであり、この認定により、当社研究所の技術能力が国際標準規格に適合していることが証明され、顧客に質の高いサービスを提供していることが客観的に示されたと当社では考えております。

当社は、国内で多くのアカデミアと製薬企業に当社技術を採用していただいているという実績を武器としながら、技術能力の観点からも当社が国際標準規格に適合していることを強みとして、国内外の幅広い顧客からの新規採用を増やすべく業務に取り組んでおります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
16 (1)	46.6	3.6	6,330,360

- (注) 1. 臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数については、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、当社独自のTCR/BCRレパトア解析及びその関連技術から構成される免疫多様性解析技術群を自ら活用し、又は大学・公的研究機関等、製薬企業等の顧客に提供することで、世界中の病気で苦しむ患者さんに対する、これまでにない新しい薬や新しい治療法・診断法を実現させることを経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、大学・公的研究機関等、製薬企業等の顧客に対して、これまでにない新しい薬や新しい治療法・診断法を開発するための免疫多様性解析技術群を利用した新規医療開発支援事業を行っております。

現在、この免疫多様性解析技術群は、主にアカデミアにおける基礎研究や製薬企業が実施する臨床開発の領域で活用されておりますが、今後更に多くの顧客に対してより革新的なサービスを提供することができるよう研究開発活動と事業開発活動を加速化させるとともに、長期的な企業価値を向上させるために、顧客の医療開発支援から得られる収益を活かして、自社主導でも大きな医療課題の解決につながる創造的な医療開発に取り組むステージに移行することが重要になってまいります。

当社は、以下の3つの経営戦略を推進し、世界の医療現場から必要とされる価値を提供することで、全てのステークホルダーに対する価値向上を目指します。

①大学・公的研究機関等における利用の促進

大学・公的研究機関等において、TCR/BCRレパトア解析を主軸とする免疫多様性解析技術群の利用を一層促進することで、製薬企業での研究開発に影響力を持つ医師などの専門家との意見交換や知的財産の創出を積極的に推進してまいります。

②製薬企業等との提携の推進

当社のビジョンや技術などを理解し、当社と共同で新しい薬や新しい治療法・診断法を開発する製薬企業等との提携を積極的に推進してまいります。

③研究開発・事業開発

免疫学への深い理解と独自の技術が当社の持続的な競争力の源泉であり、当社の中核能力となることから、研究開発・事業開発活動と組織学習を一体化し、継続的・組織的に中核能力を強化してまいります。また、研究開発と事業開発活動を通じて、持続的なキャッシュ・フローを将来的に生み出すことが可能な、今後市場が成長する分野で、誰もが利用しなくてはならない必須特許群の獲得を目指し、実証データを蓄積していくことで製薬企業との価値の高い新規提携及び自社開発パイプラインの創出につなげてまいります。

(3) 経営環境

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、当社がターゲットとする免疫系を応用した医療開発領域は、がん治療薬、糖尿病治療薬、免疫抑制剤及びワクチンにおいて全世界の売上の増加が予測されるなど、ヘルスケア分野において大きな拡大が想定される成長マーケットの一つであり、当社は免疫応答を詳細に把握することができる当社独自の免疫多様性解析技術を活用することで、がん、感染症、自己免疫疾患、アレルギー、臓器移植など数多くの免疫系が関与する疾患分野にアプローチすることを目指しております。

そのような中で、TCR/BCRレパトア解析は、我が国の科学技術イノベーション政策に関する調査、分析、提案を中立的な立場で行うJST研究開発戦略センター（CRDS）による2019年の報告書の中でも、「今後重要になると考えられる重要研究・技術開発テーマ群」に位置付けられているように^{*}、近年注目度が高まってきている技術であり、具体的には、①がん免疫療法の有効性評価、バイオマーカー開発、②免疫療法の開発、③自己免疫疾患のバイオマーカー、④ワクチンの作用機序の解明、などの医療開発の場面で活用され、今後、国内外での市場規模が拡大するものと当社は考えております。

※：出典 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 俯瞰ワークショップ報告書「次世代医薬・基盤技術の動向と展望、推進すべき研究開発戦略」（CRDS-FY2018-WR-12）

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の事業は、医薬品開発の上流から下流までをシームレスに幅広く価値提案することで安定的な収益基盤の構築と高い成長可能性の両立を実現することを目指しております。

そこで、当社では、売上高、営業利益、製薬企業等との提携パイプラインの拡充を目標として事業活動を推進しておりますが、特に自社主導の研究開発は長期的な視点での取り組みが重要となるため、経営資源の配分は、短期的な損益だけではなく、その投資でどれだけ将来にわたってキャッシュ・フローが生み出されるのかで判断しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①免疫多様性解析技術群を利用した新規治療法などの開発

当社の免疫系を応用した新規医療開発支援事業の成長には、研究開発支援で幅広いプロジェクトに関与し、より高収益／大規模／長期契約となる臨床開発支援につなげ、そこから新たな治療法や診断法が開発され、市場に投入されることが必要となります。

そのためには、免疫多様性解析技術群の中核技術であるTCR/BCRレパトア解析を利用した論文などの知見に基づく新たな治療法・診断法開発の顧客への提案や、未だ解明されていない疾患領域における免疫システムの関与に関する情報の積極的発信などにより、顧客との強固な連携（アライアンス）体制を構築し、顧客とともにこれまでにない新たな治療法や診断法などの開発を積極的に推進していくことが必要であると認識しております。

②研究開発体制の強化

当社の持続的な成長と発展のためには、免疫多様性解析技術群のさらなる進化のみならず、多くの顧客が将来的に抱えると考えられる医療開発課題の技術的な解決策を新規に見だし、再現可能な状態にするための研究開発体制の強化が欠かせません。当社は少数精鋭による経営を旨としておりますが、必要な研究員の増員等は積極的に行ってまいります。

③特許対策

当社の免疫多様性解析技術群の価値を高めるために、出願済み特許の可及的速やかな成立を目指すとともに、事業推進の要となる関連特許のライセンスインや、新たな技術開発・研究成果の特許化など、知的財産に裏付けされた事業展開のための特許対策が必要であると認識しております。

④コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が持続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては経営の効率化、健全性を確保すべく、会計監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところであります。また、内部管理体制については、管理部門の増員等、一層の体制強化が必要であると認識しております。

⑤財務体質の強化

長期安定的に事業規模を拡大するためには、財務体質の強化が重要であるとの認識により、これまでも第三者割当増資により自己資本の充実を図り、自己資本比率の改善に取り組んでまいりました。今後も、既存事業の営業キャッシュ・フローの増加に注力し、財務体質の強化に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況（以下「経営成績等」という。）に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。投資判断上、若しくは当社の事業活動を十分に理解する上で重要と考えられる事項については、投資家や株主に対する積極的な情報開示の観点からリスク要因として挙げております。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

当社はこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクを全て網羅したものではなく、さらにこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意いただく必要があると考えます。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業に関するリスク

① 製薬企業等が実施する臨床試験減少のリスク

当社が提供するTCR/BCRレパトア解析をはじめとした免疫多様性解析技術は、免疫系が作用する幅広い医療応用分野での利用が可能であり、中でもがん・自己免疫疾患・感染症・アレルギー・臓器移植の分野での利用実績があります。これらの分野、又はその他の免疫医療開発分野においては、今後も製薬企業等による新たな医薬品や治療法、診断法の開発が活発に行われるものと予想され、多くの臨床試験が実施されることが期待されます。

しかしながら、製薬企業等の研究開発戦略の変更により、免疫医療開発分野における臨床試験の実施数が減少した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 製薬企業等による臨床試験において、製薬企業等の計画通りに検体収集が行われないリスク

当社の臨床開発支援サービスは、製薬企業等が実施する臨床試験において、レパトア解析等を提供するサービスであります。

レパトア解析等を行うには、臨床試験に参加する患者から採取する検体（血液等）が必要になりますが、これは、当社へレパトア解析等を委託する製薬企業等が自らの責任で収集します。

そのため、製薬企業等の当初の計画の通りに解析対象となる検体（血液等）が収集できないときは、当社の役員提供が遅れ、又は不可能になり、これに関する収益の計上が当社の当初計画通りに進捗せず、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ アカデミア等の研究開発活動が計画通りに進展しないリスク

当社の研究開発支援サービスは、主にアカデミアの基礎研究に対してレパトア解析等を提供するサービスであります。当該顧客において基礎研究が当初予定していた計画通りに進展しない場合、又は当該顧客が当初予定していた研究予算を確保できない場合、顧客から当社への発注が遅れる、発注額が減額される、発注自体が中止となる可能性があります。当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 原材料等の不足

当社が提供するTCR/BCRレパトア解析をはじめとした免疫多様性解析においては、様々な試薬を使用しております。当社は、各試薬の使用有効期限等を考慮しながら一定の解析を実施可能な試薬在庫を確保しておりますが、各試薬メーカーの都合や海外含めた輸送環境、市場価格の動向等により試薬の入手が困難となった場合には、当社の解析サービスの提供や研究開発の進捗が遅れる可能性があり、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 国内外での競合リスク

当社のTCR/BCRレパトア解析は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において我が国の科学技術イノベーション政策に関する調査、分析、提案を中立的な立場で行う研究開発戦略センター（CRDS）の報告書の中で、「今後重要になると考えられる重要研究・技術開発テーマ群」に位置付けられているように^{*}、近年注目度が高まっており、TCR/BCRレパトア解析の分野においては、今後国内外での市場規模の拡大と共に、競争が激しくなることが予想されます。

このような環境のなか、当社は大阪本社及び研究所の増床や、解析工程の標準化・自動化、及び研究人員の増員などにより、解析能力・研究開発能力を強化してまいりました。また、東京オフィスを拡張移転し、営業活動及び事業開発活動の強化を図りました。さらに、免疫多様性解析技術群の核となるTCR/BCRレパトア解析に係る特許が2017年6月に成立した以降も、関連技術の研究開発及び特許の出願を行う等の施策を実施いたしました。

当社はこれらの施策を継続することによりTCR/BCRレパトア解析分野において競合他社に対する優位性を確保する方針であります。意図したとおりの優位性を確保することができなかつた場合や、競争の激化により対価の値下げが必要になった場合等には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

※：出典 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 俯瞰ワークショップ報告書「次世代医薬・基盤技術の動向と展望、推進すべき研究開発戦略」（CRDS-FY2018-WR-12）

⑥ 経営上の重要な契約について

当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は「4 経営上の重要な契約等」に記載のとおりとなりますが、事業環境の変化、契約の相手方等の方針の変更等により、これらの契約及び当社が今後締結するこれらに類する契約が解除又はその他の事由に基づき終了した場合若しくは契約の履行に支障が生じる場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 解析の信頼性を担保する仕組みについて

当社では、解析の信頼性を担保するため、医薬品GLP省令に準拠しているだけでなく、2019年3月には、日本適合性認定協会から国際規格「ISO/IEC 17025:2017」の認定を取得しております。これにより、高い信頼性が要求される製薬企業等が実施する臨床試験において当社のTCR/BCRレパトア解析を提供することが可能な体制を整えておりますが、今後、上記の基準の改訂がなされた場合又は製薬企業等の求める基準に変更があった場合において、当社がこれらの変更に対応できないとき、又は当社が取得した認定を取り消されることとなった場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 法的規制リスク

日本では2017年5月に改正個人情報保護法が施行され、その後もゲノム情報活用のための法制度や社会環境の整備に向けた議論が活発に行われてきました。

現時点においては、2022年4月に施行される改正個人情報保護法も含め当社の事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないと認識しておりますが、今後、法制度等に大幅な変更があり、当社の事業に影響のある法的規制がなされた場合及び当社が当該法的規制に違反した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発活動に関するリスク

① 技術の陳腐化リスク

当社のTCR/BCRレパトア解析は従来技術に比べて、正確性、信頼性が高く、免疫系を応用したがん・自己免疫疾患・感染症・アレルギー・臓器移植などの幅広い医療応用分野において利用することができます。

しかしながら、競合他社が画期的な技術で先行した場合又は当社が保有する特許権の存続期間が満了した場合、また、当社の技術が他の安価な技術で代替できる場合又は技術自体が陳腐化した場合、若しくは当社の技術改良の対応が遅れた場合は、当社の技術優位性が低下し、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権の侵害に関するリスク

当社の事業は、他社のサービスとの差別化を図るべく、解析又は技術に関しては、特許権等の知的財産権により積極的に権利の保護を図っております。

しかしながら、特許権等の登録・維持には長い時間と多額の費用を要し、出願及び登録費用・維持費用等のコストを回収できない可能性があります。また、これらの特許権等は、異議申し立てを受け、無効とされ、又は回避される可能性があり、その結果当社の競争上の優位性が損なわれ、当社サービス・技術が模倣又は解析調査等されることを防止できない可能性があります。また、第三者による当社の特許権等の侵害に基づく将来の紛争の可能性を完全に回避することは困難であり、第三者が当社の特許権等を侵害した場合には、権利保全のために必要な措置をとるなど、その解決のために多大な費用と時間を要する可能性があります。

また、当社では、事業の遂行にあたり、過去若しくは現時点において、第三者の知的財産権の侵害に関する通知請求や訴訟を起こされた事実はありません。

しかしながら、今後、当社が事業を遂行する上で必要となる知的財産権等の権利について、第三者の特許権等を侵害していないことを完全に調査し確認することは極めて困難であり、現時点において当社が認識していない第三者の特許権等の知的財産権が存在する可能性は完全には否定できず、当該第三者より損害賠償及び使用差止等の訴えを起こされる可能性、特許等に関する対価（ロイヤルティ収入）の支払い等が発生する可能性並びにライセンス等を受けられずに特定の技術の使用やサービスの提供が不可能となる可能性があります。

さらに、当社は事業を遂行する上で第三者より特許権の実施許諾を受けておりますが、仮に当社が実施許諾を受けた契約の期間満了、又は当該第三者の経営状態の悪化や経営方針の変更等により、特許権実施許諾契約を解除その他の理由による終了、若しくは当社にとって不利な内容に変更された場合、当該特許権に係る技術を事業に使用することができない可能性があります。

こうした事情が生じた場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 職務発明に対する社内対応について

当社が職務発明の発明者である役職員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は特許法に定める「相当の対価」を支払うこととなります。当社では、その取扱いについて社内規則等でルールを定めており、これまでに発明者との間で問題が生じたことはありません。しかしながら、職務発明の取扱いにつき、相当の対価の支払請求等の問題が生じた場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 薬機法その他の薬事に関する規制について

医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事に関する法令及びその他の関連法規等により、様々な規制を受けております。

現在のところ、当社は、自社で新薬開発を行っていないため、当社自身が直接的に各国の薬事に関する法令及びその他の関連法規等より規制を受けてはおりません。

しかしながら、当社の医薬品開発領域における収益のほとんどを占める製薬企業等との共同開発契約においては、顧客自身が上記の規制に対応するための体制整備が求められることとなります。

こうした規制に対して、顧客が対応できない若しくは対応が遅れた場合や、当社に対して新たにこれに類する規制が課され当社で体制整備その他の対応が必要になった場合等には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 共同研究について

当社では、基礎的な研究開発支援をする中で、大学等の研究機関と共同研究を積極的に行っております。この共同研究の結果得られた成果を活用して、製薬企業等の顧客に対し応用的な臨床開発支援を実施し、当社の中長期的な収益に寄与するとともに、顧客による新たな医薬品や治療法、診断法の開発支援をいたします。

大学等の研究機関との共同研究は、概ね当社の費用負担で行われるため、この費用負担が当初想定よりも多額になる場合、共同研究が遅延した場合及び共同研究の結果が製薬企業等への臨床開発支援に結びつかない場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システムに関するリスク

当社は、レパトア解析等の解析事業を実施するにあたり必要なシステムを構築し、保守運用を外部業者に委託して安定的な運用に努めております。しかしながら、ソフトウェア・ハードウェアの不具合、人為的ミス、災害、犯罪行為、サイバー攻撃、コンピューターウイルス侵入、テロ等によりシステムが正常に作動せず、その結果、当社サービスの大規模な停止、解析報告の遅延やデータの消失等が生じた場合、当社及び当社のサービスに対する信頼性が失墜し、当社の経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスク

① 小規模組織であることについて

当社の役職員数は、本書提出日現在、役員8名及び従業員17名と小規模組織であり、内部管理体制も組織規模に応じたものとなっております。当社は、内部管理体制及び業務遂行体制の充実に努めておりますが、限りある人的資源に依存しております。このため、急激な事業拡大を図り、人員増加が進んだ場合、又は、事業規模縮小等に伴い、当該人的資源の流出が生じた場合等には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保について

免疫多様性解析技術とその関連技術の新規開発と改良開発には、研究開発分野における専門的な知識・技能をもった優秀な人材の確保が必要であると考えております。

当社の想定した人材の確保に支障が生じた場合、又は優秀な人材の社外流出が生じた場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 代表取締役会長への依存

当社代表取締役会長である鈴木隆二は、当社創業以来の事業の推進者であり、事業運営における事業戦略の策定や技術開発等において主導的な役割を担っております。

当社は、同氏への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成、権限委譲の推進等を図っておりますが、現時点においてその依存度は高い状況にあると考えております。今後において、何らかの理由により同氏の当社における業務遂行の継続が困難となった場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報管理について

当社の事業は、顧客が開発している医薬品の情報を預かる立場にあります。そのため、当社は、当社の従業員との間において顧客情報を含む会社の情報に係る機密を保持する誓約書を徴求するほか、社内規程に基いて、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心としたリスク管理体制を構築し、監査の実施や各種研修による役職員の知識向上、技術的・物理的対策等により、情報セキュリティの確保に努めております。

しかしながら、万一顧客の情報を含む会社の情報が外部に漏えいした場合は、当社の信用低下を招き、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績・財政状態等に関するリスク

① 社歴が浅いことについて

当社は、2014年10月に設立された社歴が浅い会社であります。当社の成長戦略の一つである臨床開発支援の受注は第5期（2018年12月期）から本格的に開始したものであり、当社の過去の業績から当社の将来の業績等を推測することは難しい状況にあります。

② 特定の販売先へ依存するリスク

当社の販売依存度が総販売実績の10%を超える取引先は、下表のとおりであります。

当社は、富士フィルム和光純薬株式会社と受託サービス仲介契約を締結し、日本国内における大学・公的研究機関等への販売を同社に委託しております。そのため、同社への販売実績は、2020年12月期において売上高全体の17.2%と高い水準にあります。

また、当社は、全薬工業株式会社との間で包括的な共同研究開発契約を締結しております。そのため、同社への販売実績は、2020年12月期において売上高全体の66.4%と高い水準にあります。

当社は、国内外の製薬企業等に対して幅広く営業展開できる体制を構築し、顧客数を増加させ特定の顧客への依存度を低下させるよう努めますが、これら販売先からの受注動向が、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第6期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第7期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第8期第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
全薬工業株式会社	68,794	31.6	276,500	66.4	228,050	61.8
富士フィルム 和光純薬株式会社	53,774	24.7	71,492	17.2	83,614	22.6
小野薬品工業株式会社	35,100	16.1	—	—	—	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 全薬工業株式会社とノーベルファーマ株式会社との契約について

当社が現時点で製薬企業と締結している共同研究開発契約は、2019年9月30日に全薬工業株式会社と締結した「共同研究開発契約書」及び2020年2月21日にノーベルファーマ株式会社と締結した「共同事業に関する契約書」のみであります。これらの契約が解除その他の理由で終了した場合、これらの契約で予定されている研究開発の一部が何らかの理由で中止となった場合、これらの契約が当社に不利な条件に変更された場合等には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

④ 費用計上時期等について

当社がAMEDと委託研究開発契約を締結して実施している研究開発課題「NY-ESO-1特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立」においては、当社が代表研究機関として複数の研究分担機関に一部の研究業務を再委託しております。再委託先への支払いは当社の研究開発費となりますが、再委託先の研究業務の進捗状況によって、その支払時期が変動する可能性があります。そのため、当初計画していた支払時期が変動した場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、AMEDの事業に対する国からの予算措置が停止もしくは縮減された場合等に、本契約の研究開発費の減額又は委託研究開発が中止になる可能性があります、そのような事態が生じた場合には当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社は、研究開発型のベンチャー企業であり、技術面、規模面における優位性を確保するために、研究開発活動への先行投資を行ってまいりました。こうした研究開発費用の回収には一定の期間を必要とするため、会社設立以来連続して経常損失を計上し、2020年12月期において△734,578千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、中期経営計画に基づき、研究開発支援から臨床開発支援案件の拡大に努め、さらには顧客数及び顧客ごとのプロジェクト数を増加させることで、早期に安定した収益基盤を確立し、持続的な成長を目指しておりますが、当社事業が計画通りに進展しない場合、マイナスの繰越利益剰余金がプラスに転じる時期が遅れ、その結果、財務体質が脆弱な状況が改善しない状況が継続する可能性があります。

⑥ 新株予約権の行使による希薄化リスク

当社は、取締役、従業員及び外部協力者に対し、業績の向上に対する意欲や士気を高め、社外協力者との一層の関係強化を図るため、ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。今後も優秀な人材を確保するため、ストック・オプションとしての新株予約権を付与していく予定であります。なお、本書提出日現在における当社の発行済株式総数は3,114,000株であります。これに対して、当該新株予約権に係る潜在株式数は352,500株であり、発行済株式総数の11.3%に相当します。

今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。また、新株予約権の行使により、取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ ベンチャー・キャピタル及び投資事業組合の当社株式保有比率について

本書提出日現在、発行済株式総数3,114,000株のうち、ベンチャー・キャピタルが組成した投資事業組合（以下「VC」という。）が所有している株式数は1,530,000株であり、その所有割合は発行済株式総数の49.1%であります。

一般的にVCが未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VCは当社の株式公開後に所有する株式の一部又は全部を売却することが予想されます。当該株式が売却された場合には、一般的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、市場価格が低下する可能性があります。

⑧ 資金使途について

当社が上場時の公募増資により調達する資金の使途については、解析用機器への設備投資及び新規人材の採用費及びその人件費等に充てるとともに、新規研究テーマの推進や新たな知的財産権の獲得など新技術への研究開発資金等に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくため、最適な分野へ資金を投じるなど現時点の資金使途計画以外の使途とする可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を得られない可能性もあります。

⑨ 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、経営成績や財政状態などを総合的に勘案したうえで、配当を検討していきたいと考えております。

しかしながら、これからはしばらくの期間については、さらなる成長に向けた研究開発、組織の構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とする考えであります。

(5) その他のリスク

① 自然災害等の発生

当社は、大阪府茨木市に本社及び研究所を設置しており、事業活動や研究開発活動に関する設備及び人員が現所在地に集中しております。このため、現所在地の周辺地域において、地震、噴火等の自然災害、大規模な事故、テロ等が発生し、当社設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 風説・風評の発生

当社や当社の関係者、当社の取引先等に対する否定的な風説や風評が、マスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生・流布した場合、それが正確な事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社の社会的信用に影響を与える可能性があります、その結果、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、当社ではリモートワークの推進や出張の自粛、会議のオンライン化などの対策を講じ、従業員をはじめとした関係者の安全を第一とした感染予防等に努めております。事業面においては、当社顧客の研究活動に一時的に遅延が生じましたが、当社の経営成績等に与える影響は限定的となっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大、又は長期化した場合は、顧客の研究遅延による当社受注の減少、及び共同研究や自社研究の進捗に遅延が生じるなどの可能性があります。

④ 訴訟等について

当社は、本書提出日現在において提起されている訴訟はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、そのような事態が生じた場合は、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フロー（「以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響が長期化する中、政府による経済対策等により生産や個人消費に一時的な回復の動きが見られましたが、再び感染が拡がり、先行き不透明感は一層強まりました。

医薬品業界においても、緊急事態宣言発令等に伴い、いくつかの事業案件について計画の見直しを余儀なくされる企業が見られました。一方で、大手製薬企業のみならずバイオベンチャーからもCOVID-19のワクチンや治療薬の開発に着手する企業が現れ、国の予算の後押しも受けながら、日本発のワクチンや治療薬の実現を目指して開発が進められております。

一方、従来からの課題である「一人一人の患者さんにより適した医療」の提供に向けて、技術革新や産学官連携による革新的な診断薬や治療法の開発が期待されており、日本の医薬品業界は、技術力や生産性の向上を通じて国際競争力のある産業構造へ転換することが求められております。

当事業と関連する次世代シーケンス関連技術においても一層の大規模化と高速化のみならず、機械学習などの新たなテクノロジーを活用した多種多様な新しい解析手法が開発されております。中でも当社が注力するT細胞受容体及びB細胞受容体レパトア解析とネオエピトープ解析は、近年製薬企業が競って開発するがん免疫療法や自己免疫疾患、感染症などの分野での注目が高まっております。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）による日本の研究開発戦略への提言の中で、レパトア解析技術が次世代の医薬基盤技術に位置付けられ、今後は細胞を用いた治療が世界的な潮流となることを見据えるなど、当社の方向性と国の方向性の一致も見られる中、今後国内外での市場規模の拡大と共に、競争が激しくなることが予想されるため一層の事業の加速化が望まれているところです。

このような状況の中、当事業年度の当事業につきましては、大学等の研究機関からの解析サービスの受注が4月までは好調に推移したものの、全世界的なCOVID-19の感染拡大の影響により、当社顧客の研究活動に遅延が生じるなど、5月以降は売上高が対前年比で減少となる月が見られました。

製薬企業との提携につきましては、2019年2月28日に当社とノーベルファーマ株式会社との間で共同事業に関する契約を締結いたしました。

また、当社が広島大学とともに開発を進めるTCR-T細胞治療法の実用化に不可欠なゲノム編集技術に関して、Cellestis SA（本社：フランス・パリ）と、コラボレーション並びに日本を対象とした非独占ライセンスオプション契約を2020年3月31日に締結いたしました。TCR-T細胞治療法の実用化については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）の医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）の研究開発課題として「NY-ESO-1特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立」が採択されており、今後も産学官の力を結集して日本発の細胞治療法の開発を進めてまいります。

さらに、2019年9月30日に全薬工業株式会社（以下「全薬工業」という。）と締結した共同研究開発契約に基づき、同社とともに複数の研究プロジェクトを強力に推進いたしました。全薬工業との共同研究開発契約では、全薬工業が保有する薬剤、臨床開発ノウハウ及び研究ネットワークと、当社が保有するTCR/BCRレパトア解析及びネオエピトープ解析をはじめとする免疫多様性解析技術・知的財産権・ノウハウ並びに研究ネットワークを連携させ、免疫系と様々な疾患の関与を詳細に解明し、共同で最先端の診断法/治療法を開発し実用化していくことで、世界の人々の健康に貢献することを目的としております。

今後も当社は、新たな製薬企業との共同研究案件の獲得に向けた活動を継続してまいります。

なお、2020年5月には、ネオエピトープ解析に関する基本特許が日本国内で成立（特許第6710004号）いたしました。

これらの結果、当事業年度の経営成績の状況は以下のとおりであります。

なお、当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

（売上高）

当事業年度の売上高は416,653千円（前事業年度比91.4%増）となりました。これは、主に全薬工業からの売上を含む臨床開発支援の売上が順調に推移したことによるものであります。

(営業損益)

当事業年度の営業利益は20,795千円(前事業年度は営業損失125,496千円)となりました。これは、売上高の増加に伴い売上総利益が199,632千円増加したものの、販売費及び一般管理費が53,339千円増加したことによるものであります。

当事業年度の販売費及び一般管理費は345,605千円(前事業年度比18.3%増)となりました。このうち研究開発費は135,225千円(前事業年度比85.9%増)となりました。これは主にAMEDとの委託研究開発契約に基づく研究開発をはじめとした研究開発活動を積極的に進めたことによる研究開発費の増加によるものであります。

(経常損益)

当事業年度の経常利益は19,898千円(前事業年度は経常損失126,065千円)となりました。これは営業利益の増加によるものであります。

(当期純損益)

当事業年度の当期純利益は17,168千円(前事業年度は当期純損失128,374千円)となりました。これは経常利益の増加によるものであります。

第8期第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

当第3四半期累計期間の当社事業につきましては、大学等の研究機関への研究開発支援、及び製薬企業への臨床開発支援がともに、第2四半期累計期間に引き続き順調に推移しました。新たな臨床開発支援案件も複数受注することが出来ました。

全薬工業との複数の研究プロジェクトについては、当第3四半期累計期間においても継続して推進しました。さらに、ノーベルファーマ株式会社との共同事業に関する契約書に基づき、同社からの共同事業運営費を収益として計上しております。

また、AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)の研究開発課題として採択された研究課題「NY-ESO-1特異の高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立」については、研究計画に基づき非臨床試験を進めております。本研究課題に共同で取り組むバイオメディカ・ソリューション株式会社においては、高機能ゲノム編集T細胞を製造するための細胞培養加工設備の整備が完了しており、引き続き産官学連携による、革新的な細胞免疫療法に向けた研究開発に注力してまいります。

なお、当社は免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は369,269千円となりました。これは、主に全薬工業からの売上を含む臨床開発支援の売上が順調に推移したことによるものであります。

(営業損益)

当第3四半期累計期間の営業損失は92,935千円となりました。

販売費及び一般管理費は415,674千円となりました。これは、主にAMEDとの委託研究開発契約に基づく研究開発や知的財産強化のための研究開発投資による研究開発費251,813千円を計上し、また、株式公開に向けたコーポレートガバナンスの強化や経営管理体制の構築及び維持、株式公開に向けての準備費用の発生などによるものであります。

(経常損益)

当第3四半期累計期間の経常損失は90,692千円となりました。これは、主に業務受託料1,200千円を計上したことによるものであります。

(四半期純損益)

当第3四半期累計期間の四半期純損失は92,284千円となりました。これは、主に法人税、住民税及び事業税1,830千円を計上したことによるものであります。

② 財政状態の状況

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（資産）

当事業年度末の総資産は1,472,244千円となり、前事業年度末に比べて372,191千円の増加となりました。流動資産は1,397,796千円となり、前事業年度末に比べて357,193千円の増加となりました。固定資産は74,448千円となり前事業年度末に比べて14,998千円の増加となりました。

流動資産増加の主な要因は、現金及び預金が175,027千円、研究開発のための前払金が180,343千円増加したことによるものであります。固定資産増加の主な要因は、解析能力増強のための取得により機械及び装置が17,742千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債合計は302,823千円となり、前事業年度末に比べて257,023千円の増加となりました。流動負債は70,572千円となり、前事業年度末に比べて31,828千円の増加となりました。固定負債は232,251千円となり、前事業年度末に比べて225,194千円の増加となりました。

流動負債増加の主な要因は、未払消費税等が16,607千円増加したことによるものであります。固定負債増加の主な要因は、長期借入金が225,258千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産合計は1,169,421千円となり、前事業年度末に比べて115,168千円の増加となりました。

純資産増加の主な要因は、資本準備金の増加49,000千円及びその他資本剰余金の増加49,000千円並びに利益剰余金の増加17,168千円によるものであります。

第8期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ191,914千円増加し、1,664,159千円となりました。これは、現金及び預金が253,513千円増加したことが主な要因であります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ284,198千円増加し、587,022千円となりました。これは、前受金が92,047千円、長期借入金が200,761千円増加したことが主な要因であります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ92,284千円減少し、1,077,136千円となりました。これは、四半期純損失の計上により利益剰余金が92,284千円減少したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ248,080千円減少し、745,465千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、117,538千円（前事業年度は129,283千円の資金を使用）となりました。

これは主に、税引前当期純利益を19,523千円、減価償却費を16,903千円計上したこと、前払金の増加額180,343千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は452,298千円（前事業年度は890千円の資金を使用）となりました。

これは、定期預金の預入による支出423,108千円、有形固定資産の取得による支出29,097千円、差入保証金の差入による支出93千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は322,915千円(前事業年度は795,207千円の資金を獲得)となりました。
これは、長期借入れによる収入225,258千円、株式の発行による収入97,657千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであり、第7期事業年度及び第8期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第8期第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
免疫系を応用した新規医療開発支援事業	416,653	191.4	369,269

(注) 1. 最近2事業年度及び第8期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		第7期事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第8期第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
全薬工業株式会社	68,794	31.6	276,500	66.4	228,050	61.8
富士フイルム和光純薬株式会社	53,774	24.7	71,492	17.2	83,614	22.6
小野薬品工業株式会社	35,100	16.1	—	—	—	—

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

その作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績及び財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況」及び「② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

また、当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の主要な資金需要は、運転資金及び免疫多様性解析技術群の開発・改良及びこれを活用した新しい治療薬や新しい治療法・診断の研究開発のための資金になります。特に、免疫多様性解析技術群の開発・改良及びこれを活用した新しい治療薬や新しい治療法・診断の研究開発には、長期間を要するため、資金需要の発生時に機動的に対応できるよう資金の流動性を確保しつつ、研究開発支援の提供に基づく収入、臨床開発支援における製薬企業等との提携に基づく収入及び金融・資本市場から得た資金を財源に、資金需要を満たしております。

4 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
和光純薬工業株式会社（現 富士フィルム和光純薬株式会社）	日本	受託サービス 仲介契約	2015年6月30日	当社が提供する非バイアス次世代T細胞受容体／B細胞受容体レパトア解析サービス（サンプルベースの解析）を和光純薬工業株式会社が日本国内において独占的に自ら又は和光純薬工業株式会社の代理店もしくは特約店を通じて、顧客へ仲介する。	2015年6月30日から 2016年6月29日まで 以後1年ごとの自動更新
国立研究開発法人理化学研究所	日本	特許共同出願 協定	2017年5月30日	次に掲げる発明について特許出願（出願番号：特願2016-125007）を優先権主張として国際出願を2017年6月22日に共同で出願する。 発明の名称：ワンステップ逆転写テンプレートスイッチPCRを利用したT細胞受容体及びB細胞受容体レパトア解析システム 改変知財について特許を受ける権利及びこれに基づく特許権は、両社共有とする。	改変出願の特許出願日から、改変出願に基づき生じた権利のすべてが消滅する日まで
学校法人兵庫医科大学	日本	共同出願契約 書	2017年12月12日	次に掲げる発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権を、共有する。 出願番号：特願2017-050105 発明の名称：「がん免疫療法の新規バイオマーカー」 出願人：当社及び兵庫医科大学 本発明に対する実施料については、実施許諾契約を別途締結する。	本特許権等の出願の日から、本特許権等が消滅する日まで

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
国立大学法人広島大学	日本	特許共同出願契約書	2017年10月10日	次に掲げる発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権を、共有する。 出願番号：特願2017-197010 発明の名称：「Platinum TALENを用いたT細胞受容体の完全置換技術」 出願人：当社及び広島大学 本発明に対する実施料については、実施許諾契約を別途締結する。	本特許権等の出願の日から、本特許権等が消滅する日まで
国立大学法人広島大学	日本	特許共同出願契約書	2017年10月10日	次に掲げる発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権を、共有する。 出願番号：特願2017-197013 発明の名称：「エフェクターT細胞 (Teff) 抗原受容体を用いた抗原特異的制御性T細胞 (Treg) の作出技術」 出願人：当社及び広島大学 本発明に対する実施料については、実施許諾契約を別途締結する。	本特許権等の出願の日から、本特許権等が消滅する日まで
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	日本	共同出願契約書	2018年6月22日	次に掲げる発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権を共有する。 出願番号：特願2018-155380 発明の名称：筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群 (ME/CFS) のバイオマーカー 出願人：当社及び国立精神・神経医療研究センター 本発明に対する実施料については、実施許諾契約を別途締結する。	本特許権等の出願の日から、本特許権等が消滅する日まで

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
全薬工業株式会社	日本	共同研究開発契約書	2019年9月30日	全薬工業株式会社が保有する薬剤、臨床開発ノウハウ及び研究ネットワークと当社の免疫多様性解析技術・知的財産権・ノウハウ並びに研究ネットワークを連携し、薬剤の適応拡大、新規医薬品候補物質の探索と知財の創出等を推進する。	本契約の有効期間は、本契約締結日から、10年間。但し、契約期間満了3ヶ月前までに双方いずれからも契約終了の申し出がない場合、更に1年間これを更新するものとし、以後も同様とする。
国立大学法人広島大学	日本	特許共同出願契約書	2019年11月14日	次に掲げる発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権を、共有する。 出願番号：特願2019-206448 発明の名称：抗原特異的受容体遺伝子を環状DNAを用いてT細胞ゲノムに導入する方法 出願人：当社及び広島大学 本発明に対する実施料については、実施許諾契約を別途締結する。	本特許権等の出願の日から、本特許権等が消滅する日まで
ノーベルファーマ株式会社	日本	共同事業に関する契約書	2020年2月21日	非開示	本契約は、基礎研究を終えて、事業化のための契約（共同販売契約、製造委受託契約等）が締結されるまで、有効に存続する。
Collectis SA	フランス	コラボレーション及び非独占ライセンスオプション契約	2020年3月31日	TALヌクレアーゼ技術を用いたがん免疫療法におけるNY-ESO-1抗原を標的としたTCR-T細胞製品の開発におけるコラボレーションに合意するとともに、日本を対象とした非独占ライセンスについて当社が許諾を受ける。	2020年3月31日から下記のいずれかの早い日まで。 ・左記のTCR-T細胞製品のPhase 1/2臨床試験の申請が規制当局に承認される日 ・2023年3月31日
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構	日本	委託研究開発契約書	2020年6月10日	「NY-ESO-1特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立」に関する研究開発の委託。	2020年6月10日から2023年3月31日まで

5 【研究開発活動】

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業において競争優位性を保ち、付加価値の高い事業を展開するために、継続的で戦略的な研究開発活動を実施しております。

免疫系を応用した新規医療開発支援事業の潜在的な市場を具現化するには、既に高い評価を受けている当社の解析技術そのものを強化するだけでなく、その関連技術の開発を行うことも重要だと認識しております。

特に中長期的な高収益体質を実現するためには、研究開発成果を知的財産として権利化していくことが重要であり、積極的な特許の出願、及び有望な他者特許に関してはライセンス取得を行っております。

また、自社での研究開発のみならず、大きな事業機会につながる研究活動を行なっている大学・公的研究機関等との共同研究にも力を入れております。

当事業年度においては、2019年10月に広島大学内に開設した共同研究講座「次世代ゲノム細胞創薬共同研究講座」において、TCR-T細胞治療法の研究を加速させました。なお、本研究と関連して、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）の医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）の研究開発課題として、当社の研究課題である「NY-ESO-1特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立」が採択されており、さらにTCR-T細胞治療法の実用化に不可欠なゲノム編集技術に関して、Collectis SA（本社：フランス・パリ）と、コラボレーション並びに日本を対象とした非独占ライセンスオプション契約を締結いたしました。

さらに、2020年6月にAMEDに採択された「ハイリスク患者選別のためのCOVID-19ウイルス抗原特異的免疫応答の網羅的評価法」プロジェクトにおいても、当社のレパトア解析技術をもって積極的に貢献しました。

また、2020年5月には、ネオエピトープ解析に関する基本特許が日本国内で成立（特許第6710004号）いたしました。

以上のことから、当事業年度における研究開発費合計は、135,225千円となりました。

なお、当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第8期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期累計期間においては、前事業年度から引き続きAMEDの研究課題である「NY-ESO-1特異的高機能ゲノム編集T細胞の製造基盤技術の確立」、及び「ハイリスク患者選別のためのCOVID-19ウイルス抗原特異的免疫応答の網羅的評価法」を推進いたしました。研究開発費の総額は251,813千円となりました。

なお、当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は29,097千円であり、その主なものは、受託解析のための機械装置16,810千円であります。

なお、当社は免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第8期第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当第3四半期累計期間に実施した設備投資の総額は64,550千円であり、受託解析のための機械装置64,550千円であります。

なお、当社は免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	機械及び装 置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	特許権 (千円)	ソフトウェ ア (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪府茨木市)	本社設備 解析機器	4,432	42,628	359	1,693	3,890	53,005	9 (1)
東京オフィス (東京都中央区)	事務所設備 IT機器	1,207	—	292	—	168	1,668	3 (-)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)を外書しております。

3. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名(所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社(大阪府茨木市)	研究・解析施設	7,528
東京オフィス(東京都中央区)	事務所施設	6,010

4. 当社は免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】(2021年12月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案しております。

なお、重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (大阪府茨木市)	研究設備・機器	132,000	—	増資資金	未定 (注2)	未定 (注2)	(注3)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 着手及び完了予定年月については、2022年12月期～2028年12月期を想定しておりますが未確定であるため、未定としております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

4. 当社は免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,456,000
計	12,456,000

(注) 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株とする株式分割を行っております。また、2021年11月30日開催の臨時株主総会における決議に基づき、定款の一部変更を行い、2021年11月30日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式に関する定款の定めを廃止するとともに、2021年11月30日付で発行可能株式総数を増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が12,449,980株増加し、12,456,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,114,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,114,000	—	—

(注) 1. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,111,924株増加し、3,114,000株となっております。

3. 2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年3月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 2
新株予約権の数(個) ※	40
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式40 [60,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	150,000 [100] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年3月17日 至 2026年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 150,000 [100] 資本組入額 75,000 [50]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

第2回新株予約権

決議年月日	2016年5月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社社外協力者 1 (注) 5
新株予約権の数(個) ※	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式20 [30,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	150,000 [100] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年5月11日 至 2026年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 150,000 [100] 資本組入額 75,000 [50]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

第3回新株予約権

決議年月日	2017年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 6（注）6
新株予約権の数（個） ※	80 [77]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式80 [115,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	250,000 [167]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年3月29日 至 2027年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 250,000 [167] 資本組入額 125,000 [84]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

第4回新株予約権

決議年月日	2017年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1（注）7
新株予約権の数（個） ※	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式15 [22,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	250,000 [167]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年5月16日 至 2027年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 250,000 [167] 資本組入額 125,000 [84]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

第5回新株予約権

決議年月日	2017年9月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社使用人 11（注）8
新株予約権の数（個） ※	25 [24]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式25 [36,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	750,000 [500]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年9月16日 至 2027年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 750,000 [500] 資本組入額 375,000 [250]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

第6回新株予約権

決議年月日	2017年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社使用人 4（注）9
新株予約権の数（個） ※	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式9 [13,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	750,000 [500]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年12月16日 至 2027年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 750,000 [500] 資本組入額 375,000 [250]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

第7回新株予約権

決議年月日	2020年4月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社使用人 9（注）10
新株予約権の数（個） ※	85 [45]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式85 [67,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,500,000 [2,334]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,500,000 [2,334] 資本組入額 1,750,000 [1,167]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

第8回新株予約権

決議年月日	2020年5月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 1
新株予約権の数（個） ※	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式5 [7,500]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	3,500,000 [2,334]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年5月15日 至 2030年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,500,000 [2,334] 資本組入額 1,750,000 [1,167]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※ 最近事業年度の末日（2020年12月31日）における内容を記載しております。また、2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末（2022年1月31日）にかけて変更された事項については、上記の株式分割による調整を含め、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3) 上記の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

2. 本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記(注)1(1)の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）
- ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
- ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3)上記(2)(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4)当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5)当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとする。
- (6)上記の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後滞滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
3. 権利者が権利行使時に下記の身分であること。但し、任期満了による退任及び定年退職による場合、並びにその他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りでない。
 - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
4. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
上記に準じて決定する。
5. 付与対象者の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名となっております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失、使用人の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び

- 人数」は当社取締役2名、当社使用人4名となっております。
7. 付与対象者の取締役退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社元取締役1名となっております。
 8. 付与対象者の退職及び取締役退任による権利の喪失、使用人の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役3名、当社使用人8名となっております。
 9. 付与対象者の退職及び取締役退任による権利の喪失、使用人の取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社使用人2名となっております。
 10. 付与対象者の取締役退任による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役2名、当社使用人9名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2016年7月15日 (注) 1	B種種類株式 500	普通株式 800 A種種類株式 400 B種種類株式 500	250,000	358,000	250,000	350,000
2016年12月1日 (注) 2	—	普通株式 800 A種種類株式 400 B種種類株式 500	△258,000	100,000	—	350,000
2017年8月31日 (注) 3	C種種類株式 120	普通株式 800 A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	150,000	250,000	150,000	500,000
2017年12月1日 (注) 4	—	普通株式 800 A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	△150,000	100,000	—	500,000
2019年9月30日 (注) 5	普通株式 228	普通株式 1,028 A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	399,000	499,000	399,000	899,000
2019年12月26日 (注) 6	—	普通株式 1,028 A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	△399,000	100,000	—	899,000
2020年2月26日 (注) 7	普通株式 28	普通株式 1,056 A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	49,000	149,000	49,000	948,000
2020年12月10日 (注) 8	—	普通株式 1,056 A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	△49,000	100,000	—	948,000
2021年11月29日 (注) 9、10	普通株式 1,020 A種種類株式 △400 B種種類株式 △500 C種種類株式 △120	普通株式 2,076	—	100,000	—	948,000
2021年11月30日 (注) 11	普通株式 3,111,924	普通株式 3,114,000	—	100,000	—	948,000

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格：1,000,000円、資本組入額：500,000円

割当先：UTE3号投資事業有限責任組合、Beyond Next Ventures 1号投資事業有限責任組合

2. 2016年10月14日開催の臨時株主総会の決議に基づき、減資を実施したことにより、資本金を258,000千円減少(減資割合72.1%)し、その他資本剰余金に振り替えて、100,000千円といたしました。

3. 有償第三者割当増資

発行価格：2,500,000円、資本組入額：1,250,000円

割当先：UTE3号投資事業有限責任組合、Beyond Next Ventures 1号投資事業有限責任組合

4. 2017年10月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、減資を実施したことにより、資本金を150,000千円減少（減資割合60.0%）し、その他資本剰余金に振り替えて、100,000千円といたしました。
5. 有償第三者割当増資
発行価格：3,500,000円、資本組入額：1,750,000円
割当先：全薬工業株式会社
6. 2019年11月22日開催の臨時株主総会の決議に基づき、減資を実施したことにより、資本金を399,000千円減少（減資割合80.0%）し、その他資本剰余金に振り替えて、100,000千円といたしました。
7. 有償第三者割当増資
発行価格：3,500,000円、資本組入額：1,750,000円
割当先：ノーベルファーマ株式会社
8. 2020年10月28日開催の臨時株主総会の決議により、会社法第447条第1項の規定に基づき減資を実施したことにより、資本金を49,000千円減少（減資割合32.9%）し、その他資本剰余金に振り替えて、100,000千円といたしました。
9. A種種類株主、B種種類株主及びC種種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式を自己株式として取得し、対価として当該A種種類株主、B種種類株主及びC種種類株主にA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき普通株式1株を交付したことによるものであります。
10. A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式を全て消却したことによるものであります。
11. 株式分割（1：1,500）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	4	—	—	5	9	—
所有株式数（単元）	—	—	—	19,140	—	—	12,000	31,140	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	61.5	—	—	38.5	100	—

(注) 1. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,111,924株増加し、3,114,000株となっております。

2. 2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,114,000	31,140	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,114,000	—	—
総株主の議決権	—	31,140	—

(注) 1. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,111,924株増加し、3,114,000株となっております。

3. 2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式 (2020年1月1日～2020年12月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	—

(注) 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種種類株式 400 B種種類株式 500 C種種類株式 120	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、2020年12月末においてマイナスの繰越利益剰余金を計上していることもあり、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年2回の配当を基本方針としており、配当の決定機関は期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会であります。

また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

上記の考えに基づき、当社は2020年12月末においてマイナスの繰越利益剰余金を計上しているため、配当をしておりません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性を高め、経営の効率化を図ることが、企業価値を高めていくと考えております。このため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の1つとして位置づけ、その目的である「経営の健全性・透明性」と「業務執行の効率性・機動性」を同時に向上することを経営上の重要課題と考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業を取り巻く環境変化のスピードが加速の一途をたどる中で、「業務執行の効率性・機動性」を確保できる経営体制が不可欠であると判断し、内部統制システムによる業務執行の効率性・適法性・適正性等のチェックを通じて、「経営の健全性・透明性」を高める観点からは、社外取締役及び監査役の選任並びに監査役会の設置による業務執行に対する監督機能に重点を置いたコーポレート・ガバナンス体制が有効であると判断し、これを採用しております。

当社は、会社の機関として、取締役会及び監査役会制度を採用しております。取締役会は、経営上の重要事項に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督機関として機能し、監査役会は取締役の職務執行を監査しております。当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の諸規程を整備・遵守することにより、業務分担及び責任体制を明確にし、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、内部監査責任者は、業務の効率性、適法性、適正性の向上を図り、財産の保全と財務報告の信頼性の確保に資することを目的として、内部統制システムの有効性を検証しております。さらに、内部監査責任者と監査役会、会計監査人が適宜、意見交換を行い、監査の効率性・実効性を高めております。

1 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役会長鈴木隆二（議長）、代表取締役社長市川満寿夫、取締役丸山哲也、社外取締役坂田恒昭、社外取締役新井理で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」、「職務権限規程」に基づき、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合は、適宜取締役会を開催することとしております。取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

2 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役（常勤）降幡武亮、社外監査役高敏晴、社外監査役國吉歩で構成され、監査計画に基づく監査実施状況を確認するとともに、監査役間の連携を緊密に行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催しております。また、各監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、代表取締役や会計監査人と随時面談を行い、情報交換に努めております。

3 内部監査

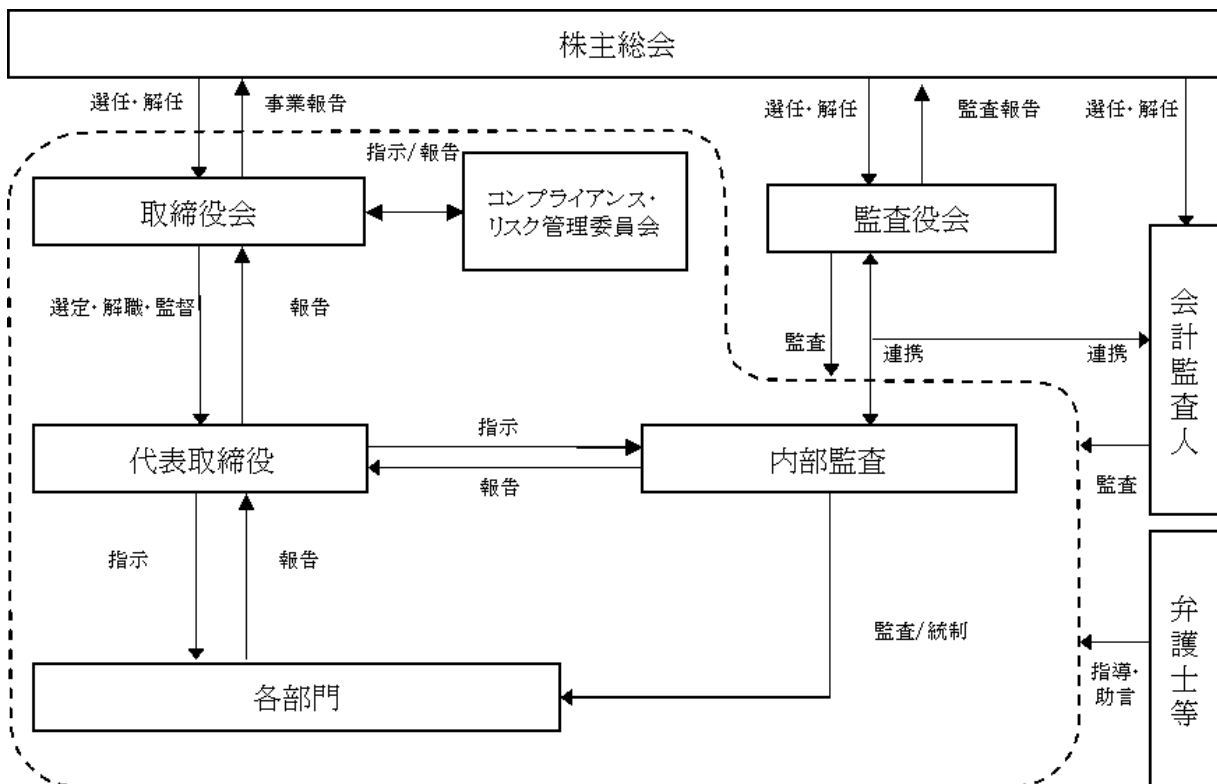
当社の内部監査は、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、代表取締役社長に結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果に基づき、被監査部門に対して業務改善に向け、具体的に改善指示を行っております。

4 コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、全社内でのコンプライアンス推進のための重要事項を審議・検討するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設定しております。管理担当取締役が委員長となり、委員会は、取締役、監査役及び委員長から指名された社員等をもって構成されております。

定例委員会は原則として半期ごとに開催し、必要に応じ臨時委員会を開催し、適宜取締役会においても報告を行っております。

企業統治の体制を図示すると次のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、高い倫理観に基づいた企業活動を行うためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考え、当社の経営理念を取締役及び役員職員に周知・徹底するとともに、取締役及び役員職員に対するコンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスに対する意識を継続的に高める。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンスに関する責任者を選任し、コンプライアンス・リスク管理委員会の設置を行い、コンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、適宜コンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役会に報告する。
- (3) 当社は、法令及び定款違反行為の予防、早期発見及び是正のための「内部通報制度」を設けて、コンプライアンスの徹底・向上に努める。
- (4) 当社は、内部監査部門を設置し、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に提供することにより、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要事項に関する意思決定及び報告について、「取締役会規程」に基づき実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成、保存、管理及び廃棄を行うとともに、取締役及び監査役が随時これらを閲覧可能な状態を維持する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づきリスク管理に関する責任者を選任し、コンプライアンス・リスク管理委員会の設置を行い、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- (2) 当社は、当社の業務執行にかかるリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスクに対する評価・分析及び対策を立案・実施するとともに、適宜リスク管理に関する課題・対応状況を取締役会に報告する。

- 4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、中長期及び年度毎の事業計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
 - (2) 当社は、「取締役会規程」、「組織規程」及び「業務分掌規程」等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定める。
 - (3) 当社は、業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
 - (4) 当社は、社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- 5 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、現在、グループ会社を有していないので、当該体制の整備は行わない。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当社は、監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）を置くものとし、その人選については監査役会との間で協議する。
 - (2) 当社は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に監査役会へ報告し、了承を得たうえで行うものとする。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役会は、監査役会と協議のうえ、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備及び運用状況などを定例的に報告するほか、当社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
 - (3) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、当該部門から直接その報告を受ける。
- 8 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報制度規程」に従い、内部通報制度を整備するとともに、監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制を定める。
- 9 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - (2) 緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後当社に償還を請求できるものとする。
- 10 その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、監査役会との間で、相互の意思疎通を図るため適宜会合を開催し、監査機能の実効性向上に努める。
 - (2) 内部監査責任者は、監査役会と緊密な連携を保ち、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - (3) 監査役は、定期的に会計監査人と連携をとり、監査役監査を行う。
- 11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに一切の関係を遮断するものとする。
また、当社は、反社会的勢力に対応するためのマニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスとリスク管理体制を維持並びに推進していくため、管理担当取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスとリスク管理全般についての基本的事項等の決定、個別案件の報告、情報の吸い上げ、各部門への対応指示等を行っております。

また、顧問弁護士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士等から、経営全般にわたっての助言を受けております。

さらに、当社では、内部通報制度として当社から独立した窓口を設置すること等により、コンプライアンスとリスク管理体制の整備・強化に努めております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	鈴木 隆二	1955年2月9日生	1983年4月 塩野義製薬株式会社 入社 1997年4月 同社 主席研究員 免疫部門長 2002年1月 武田薬品工業株式会社 主席研究員 2003年7月 国立がんセンター研究所 主任研究官 兼 国立相模原病院 臨床研究センター 室長 2004年4月 独立行政法人国立病院機構相模原病院 臨床研究センター 診断・治療研究室 室長 2015年4月 同病院 臨床研究センター 病態総合研究部 臨床免疫室長 (現任) 2016年4月 当社 代表取締役社長 2017年4月 当社 代表取締役兼社長執行役員 2019年1月 当社 代表取締役兼CEO 2019年9月 当社 代表取締役兼社長執行役員 2020年3月 当社 代表取締役会長 (現任)	(注) 2	360,000
代表取締役社長	市川 満寿夫	1978年9月1日生	2001年9月 株式会社スタッフサービス (現 株式会社スタッフサービス・ホールディングス) 入社 2003年4月 株式会社ポストゲノム研究所 入社 2006年5月 同社 執行役員営業部長 2006年12月 アボットジャパン株式会社 入社 2015年6月 当社入社 営業部長 2016年3月 当社 取締役兼営業部長 2017年4月 当社 取締役兼執行役員営業部長 2019年1月 当社 取締役兼執行役員事業開発部長 2019年9月 当社 取締役兼執行役員事業統括部長 2019年9月 当社 取締役兼常務執行役員事業統括部長 2020年4月 当社 取締役兼専務執行役員事業統括部長 2021年4月 当社 取締役兼社長執行役員兼事業統括部長 2021年8月 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 2	-
取締役兼 管理部長	丸山 哲也	1974年1月9日生	1997年3月 ソフトウェア興業株式会社 入社 1998年8月 岡税務会計事務所 (現 ベイヒルズ税理士法人) 入所 2002年9月 株式会社ドリーム・トレイン・インターネット 入社 2004年6月 株式会社アッカ・ネットワークス (現 ソフトバンクグループ株式会社) 入社 2006年6月 シンバイオ製薬株式会社 入社 2014年5月 同社 財務経理部長 2016年9月 当社入社 管理部長 2017年5月 当社 管理部マネージャー 2018年1月 当社 管理部担当部長 2019年1月 当社 執行役員管理部長 2019年9月 当社 取締役兼執行役員管理部長 2020年4月 当社 取締役兼上席執行役員管理部長 2021年8月 当社 取締役兼管理部長 (現任)	(注) 2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	坂田 恒昭	1953年12月20日生	1979年4月 塩野義製薬株式会社 入社 研究所研究員 1995年9月 株式会社ダイナベック研究所 室長 2004年4月 特定非営利活動法人バイオグリッドセンター関西 理事 (現任) 2006年4月 大阪商工会議所 ライフサイエンス振興委員会 副委員長 (現任) 2011年4月 大阪大学サイバーメディアセンター招聘教授 (現任) 2014年4月 塩野義製薬株式会社 研究所シニアフェロー 2014年4月 徳島大学研究支援・産学官連携推進部客員教授 (現任) 2014年4月 独立行政法人科学技術振興機構 (現 国立研究開発法人科学技術振興機構) (JST) JST-CRDS 研究開発戦略センター ライフサイエンス・臨床医学ユニット特任フェロー (現任) 2014年4月 一般社団法人日本オミックス医療学会 (現 一般社団法人日本オミックス医学会) 理事・評議員 2014年4月 情報計算化学生物学会 (CBI学会) 評議員 (現任) 2014年7月 特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議 副理事長 (現任) 2018年3月 当社 取締役 (現任) 2019年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 バイオメディカル研究部門 顧問 (現任) 2019年4月 一般社団法人日本オミックス医療学会 (現 一般社団法人日本オミックス医学会) 顧問 (現任) 2019年6月 大阪大学共創機構 特任教授 (現任)	(注) 2	24,000
取締役	新井 理	1965年8月4日生	1990年4月 帝人株式会社 入社 1992年4月 株式会社帝人システムテクノロジー 出向 2002年4月 インフォコム株式会社 転籍 2004年10月 ビッツ株式会社 入社 副社長 2011年7月 ビッツ株式会社 代表取締役社長 (現任) 2019年3月 当社 取締役 (現任)	(注) 2	360,000
常勤監査役	降幡 武亮	1955年10月2日生	1978年4月 新日本証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) 入社 2005年7月 新光証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) 公開引受部長 2009年4月 同社 執行役員公開引受部長 2010年4月 みずほ証券株式会社 執行役員企業推進グループ長 2011年4月 日本証券テクノロジー株式会社 顧問 2011年6月 同社 監査役 2014年4月 株式会社OKINAWA J-Adviser (現 株式会社OJAD) 審査部長 2014年6月 同社 取締役審査部長 2017年1月 当社 顧問 2017年4月 当社 常勤監査役 (現任) 2019年4月 エフビー介護サービス株式会社 監査役 2020年8月 同社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	高 敏晴	1973年1月13日生	1995年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行） 入行 1999年4月 公認会計士登録 1999年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2014年10月 高敏晴会計事務所 開設 代表（現任） 2014年12月 税理士登録 2015年3月 Green Earth Institute株式会社 監査役（現任） 2015年5月 特定非営利活動法人 Youth for 3.11監事 2015年8月 コワーキング協同組合 理事（現任） 2016年5月 一般社団法人日本生産技能労務協会（現 一般社団法人日本BP0協会） 監事（現任） 2016年8月 合同会社フライハイト 代表社員（現任） 2016年8月 当社 アドバイザー 2016年10月 株式会社サイフューズ 監査役 2016年10月 株式会社ミルテル 監査役（現任） 2017年4月 当社 監査役（現任） 2018年8月 株式会社メディカルネット 監査役（現任） 2021年4月 一般社団法人シブヤフォント 監事（現任）	(注) 3	—
監査役	國吉 歩	1972年10月22日生	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 法律事務所あすか 入所 2005年2月 株式会社メディカルマネジメント研究所（現株式会社 キャピタルメディカ） 監査役 2006年6月 株式会社イントランス 社外監査役 2006年6月 株式会社バーテックス リンク（現 株式会社ストラ イダーズ） 社外監査役 2008年12月 株式会社グッド・アイズ建築検査機構 監視委員会 委員（現任） 2011年1月 フォレストウォーク法律事務所開設 代表弁護士（現 任） 2015年12月 株式会社シンシア 社外取締役（現任） 2021年10月 当社 監査役（現任）	(注) 3	—
計					744,000

- (注) 1. 取締役の坂田恒昭及び新井理は社外取締役であり、監査役の降幡武亮、高敏晴及び國吉歩は社外監査役であります。
2. 2021年11月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2021年11月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員 の 状況

当社の社外役員 の 状況は、社外取締役が2名であり、社外監査役が3名であります。社外取締役は、取締役会において、豊富な経営経験に基づき、客観的・中立的立場から意見を述べ、取締役の業務執行の監督を行っております。社外監査役は、定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行について適宜、これまでの経験や知見を踏まえ意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。また、内部監査責任者・常勤監査役・会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時、意見交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外取締役である坂田恒昭氏は、当社の株式を0.77%保有しております。同氏は、塩野義製薬株式会社に長年勤務し、バイオ医薬品創成やオープンイノベーションに関する豊富な経験と見識を有しており、独立的な立場で監督・提言を行っております。

社外取締役である新井理氏は、当社の株式を11.56%保有しております。また、同氏が代表取締役社長を務めるビッツ株式会社と当社との間に当社の解析システムの保守の委託に関する取引がありますが、取引金額は当社及び同社の事業規模に比して少額であり、当社及び同社にとって主要な取引先には当たらないことから、同氏の独立性に影響を与える恐れはないと判断しております。新井理氏は、同社を経営し、バイオインフォマティクスに関する豊富な経験と見識を有しており、独立的な立場で監督・提言を行っております。

常勤監査役である降幡武亮氏は、金融機関における豊富な経験と見識を有しており、当社の監査を統括し、主に経営全般に関する監査を行っております。

社外監査役である高敏晴氏は、公認会計士として豊富な経験と見識を有しており、主に財務・会計面に関する監査を行っております。

社外監査役である國吉歩氏は、弁護士として豊富な経験と見識を有しており、主に法務面に関する監査を行っております。

なお、上記社外役員5名について、記載している内容以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準又は方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件を参考にしており、坂田恒昭氏、降幡武亮氏、高敏晴氏、及び國吉歩氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの各種報告を受けており、必要に応じ内部監査責任者及び内部統制部門にヒアリングを実施するなど、経営の監督機能の向上を図っております。

また、社外監査役は監査役会において、常勤監査役から、業務監査の状況、重要会議の内容、閲覧した重要書類等の概要につき報告を受けるとともに、内部監査や会計監査の状況に関する報告を受けております。また、会計監査人からは、監査計画や結果について、四半期に一度の定期的な報告を受けるほか、期中において随時情報交換を行い、監査の実効性を高めております。また、必要に応じ取締役のほか、内部監査責任者及び内部統制部門から報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、監査計画に基づく監査実施状況を確認するとともに、監査役間の連携を緊密に行っております。監査役会は毎月1回定期的に開催しております。

社外監査役である降幡武亮氏は、長年にわたり証券会社において培った経営等に関する相当程度の知見を有しており、常勤監査役として、重要会議や委員会への出席、重要書類の閲覧を行うとともに、代表取締役及び取締役との面談を実施する等、取締役の職務執行・意思決定について確認し、牽制を図っております。また、内部統制システムの構築・運用状況の日常的なモニタリング等を通じて社内の情報収集及び検証に努め、知り得た情報を他の監査役と適宜共有することで監査役会としての監査機能の充実を図っております。

社外監査役である高敏晴氏は、公認会計士として豊富な経験と見識を有しており、これを活かした監査を行っております。

社外監査役である國吉歩氏は、弁護士として豊富な経験と見識を有しており、これを活かした監査を行っております。

また、監査役は、定時取締役会に出席するほか臨時の取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な書類等の閲覧を行い、また業務執行の適法性について調査を実施するなど、経営への監視機能を発揮しております。

当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社に移行しております。監査役会設置前である最近事業年度（2020年12月期）においては、監査役連絡会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。なお、國吉歩氏は、2021年10月1日開催の臨時株主総会で選任されたため、最近事業年度における出席状況は記載しておりません。

氏名	開催回数	出席回数
降幡 武亮	12	12
高 敏晴	12	12
國吉 歩	—	—

② 内部監査の状況

当社は、小規模な組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設けておりませんが、代表取締役が任命した内部監査責任者（1名）及び内部監査担当者（2名）が監査の独立性を確保した上で、「内部監査規程」に基づき、業務監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、内部監査責任者、監査役及び会計監査人は適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制となっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 監査継続期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 矢崎 弘直

指定有限責任社員 業務執行社員 藤尾 太一

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 11名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、監査法人の専門性、独立性、監査品質、品質管理体制等総合的能力を勘案し、監査法人を選定いたします。EY新日本有限責任監査法人を選定した理由は、上記方針に照らし適任と判断したためであります。

なお、監査法人が会社法第340条第1項各号に定める条項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意

に基づき、監査法人を解任します。また、上記に加え、会社法、金融商品取引法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの業務停止等の重大な処分を受けた場合、又は監査法人の専門性、独立性、監査品質、品質管理体制等総合的能力等の観点から、監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等には、解任又は不再任に関する議案を決議し、当社取締役は、当該決議に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、監査役会で設定した評価基準に基づき、毎年監査法人の専門性、独立性、監査品質、品質管理体制、及び監査チーム体制等につき評価し、再任・不再任の審議を行っております。その結果、EY新日本有限責任監査法人は当社会計監査人として適任であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,000	—	13,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査証明業務に係る人員数、監査日程等を勘案した上で、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の役員報酬に関する内規を2021年9月に定めており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当該内規に基づき取締役ごとの役割の大小、責任範囲、当社の業績及び他社の水準等の観点を加味して総合評価を行い、取締役会が決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議で決定しております。

取締役の報酬限度額は、2019年9月24日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内（定款で定める取締役の定数は9名以内）と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2014年11月14日開催の臨時株主総会において年額12百万円以内（定款で定める監査役の定数は4名以内）と決議されております。

最近事業年度における役員報酬に係る取締役会の活動状況は、2020年3月31日開催の取締役会にて、株主総会の報酬の決議の範囲内において、代表取締役会長に一任いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	50,176	50,176	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	12,000	12,000	—	—	5

(注) 上表には、2021年11月30日をもって退任した無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名を含んでおりません。また、2020年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

- ① 投資株式の区分の基準及び考え方
該当事項はありません。
- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）及び当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、開示支援専門会社等からの印刷物やメールなどによる情報提供等を通じて、積極的に情報収集に努めることにより、会計基準等の内容の適切な把握、変更等への適確な対応を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	993,545	※ 1,168,573
売掛金	7,340	9,183
仕掛品	10,023	7,019
原材料及び貯蔵品	19,700	20,565
前払金	—	180,343
前払費用	9,897	11,846
その他	94	265
流動資産合計	1,040,602	1,397,796
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	6,655	6,655
減価償却累計額	△573	△1,015
建物附属設備（純額）	6,081	5,639
機械及び装置	75,115	100,887
減価償却累計額	△50,228	△58,259
機械及び装置（純額）	24,886	42,628
工具、器具及び備品	8,201	7,737
減価償却累計額	△6,741	△7,085
工具、器具及び備品（純額）	1,460	652
有形固定資産合計	32,429	48,921
無形固定資産		
特許権	2,233	1,693
ソフトウェア	8,192	4,059
無形固定資産合計	10,425	5,753
投資その他の資産		
長期前払費用	—	4,029
差入保証金	16,595	15,745
投資その他の資産合計	16,595	19,774
固定資産合計	59,450	74,448
資産合計	1,100,053	1,472,244

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,210	7,270
未払金	2,064	870
未払費用	18,585	22,725
未払法人税等	2,440	2,440
未払消費税等	2,755	19,363
前受金	9,356	—
預り金	1,331	1,951
その他	—	15,950
流動負債合計	38,744	70,572
固定負債		
長期借入金	—	※ 225,258
繰延税金負債	1,640	1,555
資産除去債務	5,416	5,437
固定負債合計	7,056	232,251
負債合計	45,800	302,823
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	899,000	948,000
その他資本剰余金	807,000	856,000
資本剰余金合計	1,706,000	1,804,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△751,747	△734,578
利益剰余金合計	△751,747	△734,578
株主資本合計	1,054,252	1,169,421
純資産合計	1,054,252	1,169,421
負債純資産合計	1,100,053	1,472,244

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,422,086
売掛金	14,882
仕掛品	29,161
原材料及び貯蔵品	20,148
前払金	31,492
その他	34,763
流動資産合計	1,552,536
固定資産	
有形固定資産	89,964
無形固定資産	2,384
投資その他の資産	19,273
固定資産合計	111,622
資産合計	1,664,159
負債の部	
流動負債	
買掛金	12,927
未払法人税等	1,830
前受金	92,047
その他	47,425
流動負債合計	154,231
固定負債	
長期借入金	426,019
資産除去債務	5,453
その他	1,318
固定負債合計	432,791
負債合計	587,022
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	1,804,000
利益剰余金	△826,863
株主資本合計	1,077,136
純資産合計	1,077,136
負債純資産合計	1,664,159

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	217,736	416,653
売上原価	50,967	50,252
売上総利益	166,769	366,401
販売費及び一般管理費	※1,※2 292,265	※1,※2 345,605
営業利益又は営業損失(△)	△125,496	20,795
営業外収益		
受取利息	28	29
補助金収入	2,387	—
雇用調整助成金	—	135
その他	57	62
営業外収益合計	2,473	227
営業外費用		
株式交付費	2,793	343
為替差損	248	781
営業外費用合計	3,041	1,124
経常利益又は経常損失(△)	△126,065	19,898
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 374
特別損失合計	—	374
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△126,065	19,523
法人税、住民税及び事業税	2,440	2,440
法人税等調整額	△130	△84
法人税等合計	2,309	2,355
当期純利益又は当期純損失(△)	△128,374	17,168

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	14,832	25.0	11,069	23.4
II 労務費		21,319	35.9	14,594	30.9
III 経費		23,214	39.1	21,584	45.7
当期総製造費用		59,366	100.0	47,248	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,624		10,023	
合計		60,990		57,271	
期末仕掛品たな卸高		10,023		7,019	
当期売上原価		50,967		50,252	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
消耗品費 (千円)	5,392	4,802
修繕費 (千円)	5,442	5,148
減価償却費 (千円)	6,919	5,766

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
売上高	369,269
売上原価	46,531
売上総利益	322,738
販売費及び一般管理費	415,674
営業損失(△)	△92,935
営業外収益	
受取利息	16
為替差益	972
助成金収入	181
業務受託料	1,200
その他	18
営業外収益合計	2,388
営業外費用	
支払利息	144
営業外費用合計	144
経常損失(△)	△90,692
税引前四半期純損失(△)	△90,692
法人税、住民税及び事業税	1,830
法人税等調整額	△237
法人税等合計	1,592
四半期純損失(△)	△92,284

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	500,000	408,000	908,000	△623,372	△623,372	384,627	384,627
当期変動額								
新株の発行	399,000	399,000		399,000			798,000	798,000
減資	△399,000		399,000	399,000			—	—
当期純損失（△）					△128,374	△128,374	△128,374	△128,374
当期変動額合計	—	399,000	399,000	798,000	△128,374	△128,374	669,625	669,625
当期末残高	100,000	899,000	807,000	1,706,000	△751,747	△751,747	1,054,252	1,054,252

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	899,000	807,000	1,706,000	△751,747	△751,747	1,054,252	1,054,252
当期変動額								
新株の発行	49,000	49,000		49,000			98,000	98,000
減資	△49,000		49,000	49,000			—	—
当期純利益					17,168	17,168	17,168	17,168
当期変動額合計	—	49,000	49,000	98,000	17,168	17,168	115,168	115,168
当期末残高	100,000	948,000	856,000	1,804,000	△734,578	△734,578	1,169,421	1,169,421

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△126,065	19,523
減価償却費	16,719	16,903
受取利息	△28	△29
補助金収入	△2,387	—
雇用調整助成金	—	△135
株式交付費	2,793	343
固定資産除却損	—	374
売上債権の増減額(△は増加)	10,783	△1,842
たな卸資産の増減額(△は増加)	△16,354	2,138
前払金の増減額(△は増加)	—	△180,343
仕入債務の増減額(△は減少)	△9,377	5,060
未払消費税等の増減額(△は減少)	2,755	16,607
未払金の増減額(△は減少)	△889	△1,193
未払費用の増減額(△は減少)	△8,694	4,140
その他の資産の増減額(△は増加)	△1,898	△5,203
その他の負債の増減額(△は減少)	3,124	7,213
その他	261	1,179
小計	△129,258	△115,263
利息の受取額	28	29
補助金の受取額	2,387	—
雇用調整助成金の受取額	—	135
法人税等の支払額	△2,439	△2,440
営業活動によるキャッシュ・フロー	△129,283	△117,538
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△423,108
有形固定資産の取得による支出	△2,215	△29,097
差入保証金の差入による支出	—	△93
差入保証金の回収による収入	1,324	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△890	△452,298
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	225,258
株式の発行による収入	795,207	97,657
財務活動によるキャッシュ・フロー	795,207	322,915
現金及び現金同等物に係る換算差額	△240	△1,158
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	664,792	△248,080
現金及び現金同等物の期首残高	328,753	993,545
現金及び現金同等物の期末残高	※ 993,545	※ 745,465

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 仕掛品 | 個別法 |
| (2) 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15～18年
機械及び装置	7年
工具、器具及び備品	2～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
自社利用のソフトウェア	5年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (1) 仕掛品 個別法
- (2) 原材料及び貯蔵品 移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15～18年
機械及び装置	7年
工具、器具及び備品	2～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
自社利用のソフトウェア	5年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で未定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり、現時点で未定であります。

ます。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものであります。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものであります。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症による当社事業に与える経済的影響については、同感染症の収束に伴い、経済・社会活動が漸次回復するものと仮定し、合理的に予測できる範囲で、当該影響額を会計上の見積りとして固定資産の減損損失の要否で検討しておりますが、その影響は軽微であると判断しております。

ただし、今後の新型コロナウイルスの収束状況によっては、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
現金及び預金 (定期預金)	－千円	423,108千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
長期借入金	－千円	225,258千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.8%、当事業年度0.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.2%、当事業年度99.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	51,000千円	62,176千円
給料及び手当	42,651	38,363
支払報酬	64,117	58,065
減価償却費	646	378
研究開発費	72,733	135,225

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
	72,733千円	135,225千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
機械及び装置	－千円	371千円
工具、器具及び備品	－	3
計	－	374

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	800	228	—	1,028
A種種類株式	400	—	—	400
B種種類株式	500	—	—	500
C種種類株式	120	—	—	120
合計	1,820	228	—	2,048
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加228株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,028	28	—	1,056
A種種類株式	400	—	—	400
B種種類株式	500	—	—	500
C種種類株式	120	—	—	120
合計	2,048	28	—	2,076
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加28株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	993,545千円	1,168,573千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△423,108
現金及び現金同等物	993,545	745,465

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。必要な資金は主として新株発行等により調達しております。調達した資金の用途は、主にレパトア解析・ネオエピトープ解析を行うための解析装置等の設備投資や運転資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金、並びに預り金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、営業債務、預り金及び未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	993,545	993,545	—
(2) 売掛金	7,340	7,340	—
資産計	1,000,886	1,000,886	—
(1) 買掛金	2,210	2,210	—
(2) 未払金	2,064	2,064	—
(3) 未払法人税等	2,440	2,440	—
(4) 未払消費税等	2,755	2,755	—
(5) 預り金	1,331	1,331	—
負債計	10,802	10,802	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年12月31日)
差入保証金 (※)	16,595

(※) 差入保証金については、償還日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	993,545	—	—	—
売掛金	7,340	—	—	—
合計	1,000,886	—	—	—

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。必要な資金は主として新株発行等により調達しております。調達した資金の使途は、主にレパトア解析・ネオエビトープ解析を行うための解析装置等の設備投資や運転資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金、並びに預り金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、営業債務、預り金及び未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,168,573	1,168,573	—
(2) 売掛金	9,183	9,183	—
資産計	1,177,756	1,177,756	—
(1) 買掛金	7,270	7,270	—
(2) 未払金	870	870	—
(3) 未払法人税等	2,440	2,440	—
(4) 未払消費税等	19,363	19,363	—
(5) 預り金	1,951	1,951	—
負債計	31,896	31,896	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年12月31日)
差入保証金(※1)	15,745
長期借入金(※2)	225,258

(※1) 差入保証金については、償還日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

(※2) 長期借入金については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構からの借入金であり、返済期限が未確定のため将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の表示をしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,168,573	—	—	—
売掛金	9,183	—	—	—
合計	1,177,756	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 2名	当社取締役 1名 当社社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社使用人 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 30,000株	普通株式 120,000株
付与日	2016年3月16日	2016年5月10日	2017年3月28日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年3月17日 至 2026年3月16日	自 2018年5月11日 至 2026年5月10日	自 2019年3月29日 至 2027年3月28日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社使用人 11名	当社取締役 2名 当社使用人 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 45,000株	普通株式 63,000株	普通株式 22,500株
付与日	2017年5月15日	2017年9月16日	2017年12月16日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年5月16日 至 2027年5月15日	自 2019年9月16日 至 2027年9月15日	自 2019年12月16日 至 2027年12月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前事業年度末	—	—	120,000	45,000	63,000	22,500
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	120,000	45,000	63,000	22,500
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前事業年度末	60,000	30,000	—	—	—	—
権利確定	—	—	120,000	45,000	63,000	22,500
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	3,000	3,000
未行使残	60,000	30,000	120,000	45,000	60,000	19,500

(注) 2021年11月30日付株式分割（普通株式1株につき1,500株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	100	100	167	167	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割（普通株式1株につき1,500株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 704,250 千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 2名	当社取締役 1名 当社社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社使用人 6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 60,000株	普通株式 30,000株	普通株式 120,000株
付与日	2016年3月16日	2016年5月10日	2017年3月28日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年3月17日 至 2026年3月16日	自 2018年5月11日 至 2026年5月10日	自 2019年3月29日 至 2027年3月28日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社使用人 11名	当社取締役 2名 当社使用人 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 45,000株	普通株式 63,000株	普通株式 22,500株
付与日	2017年5月15日	2017年9月16日	2017年12月16日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年5月16日 至 2027年5月15日	自 2019年9月16日 至 2027年9月15日	自 2019年12月16日 至 2027年12月15日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 9名	当社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,500株	普通株式 7,500株
付与日	2020年4月24日	2020年5月15日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日	自 2022年5月15日 至 2030年5月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前事業年度末	60,000	30,000	120,000	45,000	60,000	19,500
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	22,500	22,500	6,000
未行使残	60,000	30,000	120,000	22,500	37,500	13,500

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	127,500	7,500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	127,500	7,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	100	100	167	167	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	2,334	2,334
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	603,250 千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	— 千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産	
資産除去債務	1,658千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	226,639
その他	150
繰延税金資産小計	228,448
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△226,639
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,808
評価性引当額小計 (注) 1	△228,448
繰延税金資産小計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,640
繰延税金負債合計	△1,640
繰延税金負債の純額	△1,640

(注) 1. 評価性引当額の主な変動の内容は、税務上の繰越欠損金が増加したためであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	3,137	25,356	198,145	226,639
評価性引当額	—	—	—	△3,137	△25,356	△198,145	△226,639
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産	
資産除去債務	1,664千円
税務上の繰越欠損金（注）2	220,598
その他	97
繰延税金資産小計	222,360
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△220,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,762
評価性引当額小計（注）1	△222,360
繰延税金資産小計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,555
繰延税金負債計	△1,555
繰延税金負債の純額	△1,555

（注）1. 評価性引当額の主な変動の内容は、税務上の繰越欠損金が減少したためであります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	22,452	39,575	158,569	220,598
評価性引当額	—	—	—	△22,452	△39,575	△158,569	△220,598
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.1%
評価性引当額の増減	△34.5%
住民税均等割	12.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	12.1%

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び東京オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年とし、割引率は使用見込期間の年数に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
期首残高	5,291千円
見積の変更による増加額	103
時の経過による調整額	21
期末残高	5,416

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び東京オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年とし、割引率は使用見込期間の年数に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	5,416千円
時の経過による調整額	21
期末残高	5,437

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
全薬工業株式会社	68,794	免疫系を応用した新規医療開発支援事業
富士フィルム和光純薬株式会社	53,774	免疫系を応用した新規医療開発支援事業
小野薬品工業株式会社	35,100	免疫系を応用した新規医療開発支援事業

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
全薬工業株式会社	276,500	免疫系を応用した新規医療開発支援事業
富士フィルム和光純薬株式会社	71,492	免疫系を応用した新規医療開発支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	全薬工業株式会社	東京都文京区	48,000	医薬品等の製造、販売	(被所有) 直接11.1	共同研究開発	契約に基づく臨床開発支援の実施	68,794	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件については市場価格を勘案し、両者で協議し決定した条件を、当社の取締役会にて決議しております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	全薬工業株式会社	東京都文京区	48,000	医薬品等の製造、販売	(被所有) 直接11.0	共同研究開発	契約に基づく臨床開発支援の実施	276,500	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件については市場価格を勘案し、両者で協議し決定した条件を、当社の取締役会にて決議しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	17.66円
1株当たり当期純損失 (△)	△99.74円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純損失 (△) (千円)	△128,374
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△128,374
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,287,140
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類 (新株予約権の数223個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,054,252
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,000,000
(うちA種種類株式に係る払込金額 (千円))	(200,000)
(うちB種種類株式に係る払込金額 (千円))	(500,000)
(うちC種種類株式に係る払込金額 (千円))	(300,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	54,252
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,072,000

- (注) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式は、残余財産分配については普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	54.41円
1株当たり当期純利益	10.88円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益（千円）	17,168
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	17,168
普通株式の期中平均株式数（株）	1,577,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類（新株予約権の数279個） なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	1,169,421
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	1,000,000
（うちA種種類株式に係る払込金額（千円））	(200,000)
（うちB種種類株式に係る払込金額（千円））	(500,000)
（うちC種種類株式に係る払込金額（千円））	(300,000)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	169,421
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	3,114,000

- (注) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式は、残余財産分配については普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、2020年2月19日に会社法第370条及び当社定款第28条第2項に基づく取締役会に代わる書面決議を行い、ノーベルファーマ株式会社(以下「ノーベルファーマ」という。)との間で普通株式割当投資契約書を締結すること、並びに株主総会において承認されることを前提に、同社に対して第三者割当による新株式発行(以下「本第三者割当増資」という。)を行うことを決議し、2020年2月21日付でノーベルファーマとの間で普通株式割当投資契約書を締結しております。

なお、本第三者割当増資は2020年2月21日付で会社法第319条第1項に基づくみなし株主総会決議により承認され、2020年2月26日に払い込みが完了しております。

本第三者割当増資について

(1) 募集等の方法	第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式28株
(3) 発行価格	1株につき3,500,000円
(4) 発行総額	98,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき1,750,000円
(6) 増加する資本金の額	49,000,000円
(7) 発行スケジュール	2020年2月19日 臨時取締役会決議(書面決議) 2020年2月21日 みなし株主総会決議(書面決議) 2020年2月26日 払込日
(8) 払込期日	2020年2月26日
(9) 割当先	ノーベルファーマ株式会社
(10) 資金使途	TCR-T事業推進のための特許関連費用

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（種類株式の取得及び消却）

当社は、株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数	
A種種類株式	400株
B種種類株式	500株
C種種類株式	120株
2. 交換により交付した普通株式数	1,020株
3. 交付後の発行済普通株式数	2,076株

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月30日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,500株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,076株
今回の分割により増加する株式数	3,111,924株
株式分割後の発行済株式総数	3,114,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,456,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
減価償却費	26,875千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年9月30日）

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△58円26銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△) (千円)	△92,284
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△92,284
普通株式の期中平均株式数(株)	1,584,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(種類株式の取得及び消却)

当社は、株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種種類株式	400株
B種種類株式	500株
C種種類株式	120株

2. 交換により交付した普通株式数 1,020株

3. 交付後の発行済普通株式数 2,076株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月30日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,500株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,076株
今回の分割により増加する株式数	3,111,924株
株式分割後の発行済株式総数	3,114,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,456,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

1株当たり情報に与える影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	6,655	—	—	6,655	1,015	441	5,639
機械及び装置	75,115	29,097	3,325	100,887	58,259	10,984	42,628
工具、器具及び備品	8,201	—	464	7,737	7,085	804	652
有形固定資産計	89,972	29,097	3,789	115,280	66,359	12,231	48,921
無形固定資産							
特許権	4,314	—	—	4,314	2,621	539	1,693
ソフトウェア	22,054	—	—	22,054	17,995	4,133	4,059
無形固定資産計	26,369	—	—	26,369	20,616	4,672	5,753
長期前払費用	—	4,029	—	4,029	—	—	4,029

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 FACSMelody (受託解析のための機械装置) 16,810千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	—	225,258	—	—
合計	—	225,258	—	—

(注) 長期借入金は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構からの借入金で、無利息であります。返済期限が未確定であるため、貸借対照表日後5年間の返済予定額は記載しておりません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	745,465
定期預金	423,108
小計	1,168,573
合計	1,168,573

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
富士フイルム和光純薬株式会社	4,138
尾崎理化株式会社	3,911
国立がん研究センター	594
学校法人自治医科大学	539
合計	9,183

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
7,340	198,504	196,661	9,183	95.5	15.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
レパトア解析	1,350
ネオエピトープ	3,285
菌叢解析	479
その他	1,904
合計	7,019

ニ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
解析試薬 (直接原材料)	6,199
解析試薬 (間接原材料)	9,158
検証用キット	5,207
合計	20,565

ホ. 前払金

区分	金額 (千円)
バイオメディカ・ソリューション株式会社	167,832
国立大学法人広島大学	12,510
合計	180,343

② 流動負債

買掛金

相手先	金額 (千円)
尾崎理化学株式会社	7,269
八洲薬品株式会社	1
合計	7,270

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2022年2月7日開催の取締役会において承認された第8期事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表及び比較情報としての第7期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 1,168,573	※ 1,435,045
売掛金	9,183	65,089
仕掛品	7,019	18,353
原材料及び貯蔵品	20,565	15,299
前払費用	11,846	17,080
その他	180,608	18,500
流動資産合計	1,397,796	1,569,368
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	6,655	6,655
減価償却累計額	△1,015	△1,457
建物附属設備（純額）	5,639	5,197
機械及び装置	100,887	176,742
減価償却累計額	△58,259	△89,851
機械及び装置（純額）	42,628	86,891
工具、器具及び備品	7,737	7,737
減価償却累計額	△7,085	△7,328
工具、器具及び備品（純額）	652	409
有形固定資産合計	48,921	92,498
無形固定資産		
特許権	1,693	1,154
ソフトウェア	4,059	107
無形固定資産合計	5,753	1,261
投資その他の資産		
長期前払費用	4,029	3,173
差入保証金	15,745	15,745
投資その他の資産合計	19,774	18,918
固定資産合計	74,448	112,678
資産合計	1,472,244	1,682,046

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,270	3,823
未払金	870	11,010
未払費用	22,725	18,939
未払法人税等	2,440	2,440
未払消費税等	19,363	—
前受金	—	27,684
預り金	1,951	2,146
その他	15,950	9,130
流動負債合計	70,572	75,174
固定負債		
長期借入金	※ 225,258	※ 426,019
繰延税金負債	1,555	1,287
資産除去債務	5,437	5,458
固定負債合計	232,251	432,765
負債合計	302,823	507,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	948,000	948,000
その他資本剰余金	856,000	856,000
資本剰余金合計	1,804,000	1,804,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△734,578	△729,893
利益剰余金合計	△734,578	△729,893
株主資本合計	1,169,421	1,174,106
純資産合計	1,169,421	1,174,106
負債純資産合計	1,472,244	1,682,046

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	416,653	602,620
売上原価	50,252	99,725
売上総利益	366,401	502,894
販売費及び一般管理費	※1,※2 345,605	※1,※2 516,092
営業利益又は営業損失(△)	20,795	△13,198
営業外収益		
受取利息	29	18
為替差益	—	1,332
補助金収入	—	17,500
雇用調整助成金	135	—
その他	62	1,403
営業外収益合計	227	20,254
営業外費用		
支払利息	—	197
株式交付費	343	—
為替差損	781	—
その他	—	1
営業外費用合計	1,124	199
経常利益	19,898	6,856
特別損失		
固定資産除却損	※3 374	—
特別損失合計	374	—
税引前当期純利益	19,523	6,856
法人税、住民税及び事業税	2,440	2,440
法人税等調整額	△84	△268
法人税等合計	2,355	2,171
当期純利益	17,168	4,685

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	11,069	23.4	24,086	21.7
II 労務費		14,594	30.9	18,537	16.7
III 経費		21,584	45.7	68,436	61.6
当期総製造費用		47,248	100.0	111,059	100.0
期首仕掛品たな卸高		10,023		7,019	
合計		57,271		118,079	
期末仕掛品たな卸高		7,019		18,353	
当期売上原価		50,252		99,725	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
消耗品費 (千円)	4,802	13,203
修繕費 (千円)	5,148	6,334
減価償却費 (千円)	5,766	13,328
外注加工費 (千円)	2,344	30,681

ハ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	899,000	807,000	1,706,000	△751,747	△751,747	1,054,252	1,054,252
当期変動額								
新株の発行	49,000	49,000		49,000			98,000	98,000
減資	△49,000		49,000	49,000			—	—
当期純利益					17,168	17,168	17,168	17,168
当期変動額合計	—	49,000	49,000	98,000	17,168	17,168	115,168	115,168
当期末残高	100,000	948,000	856,000	1,804,000	△734,578	△734,578	1,169,421	1,169,421

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	948,000	856,000	1,804,000	△734,578	△734,578	1,169,421	1,169,421
当期変動額								
当期純利益					4,685	4,685	4,685	4,685
当期変動額合計	—	—	—	—	4,685	4,685	4,685	4,685
当期末残高	100,000	948,000	856,000	1,804,000	△729,893	△729,893	1,174,106	1,174,106

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	19,523	6,856
減価償却費	16,903	36,768
受取利息	△29	△18
支払利息	—	197
補助金収入	—	△17,500
雇用調整助成金	△135	—
株式交付費	343	—
固定資産除却損	374	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,842	△55,905
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,138	△6,068
前払金の増減額 (△は増加)	△180,343	163,194
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,060	△3,447
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,607	△19,363
未払金の増減額 (△は減少)	△1,193	2,559
未払費用の増減額 (△は減少)	4,140	△3,803
その他の資産の増減額 (△は増加)	△5,203	△5,464
その他の負債の増減額 (△は減少)	7,213	38,559
その他	1,179	△1,338
小計	△115,263	135,227
利息の受取額	29	18
利息の支払額	—	△180
雇用調整助成金の受取額	135	—
法人税等の支払額	△2,440	△2,440
営業活動によるキャッシュ・フロー	△117,538	132,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△423,108	—
有形固定資産の取得による支出	△29,097	△68,275
差入保証金の差入による支出	△93	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△452,298	△68,275
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	225,258	200,761
株式の発行による収入	97,657	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	322,915	200,761
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,158	1,359
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△248,080	266,472
現金及び現金同等物の期首残高	993,545	745,465
現金及び現金同等物の期末残高	※ 745,465	※ 1,011,937

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 仕掛品 | 個別法 |
| (2) 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15～18年
機械及び装置	7年
工具、器具及び備品	2～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
自社利用のソフトウェア	5年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 仕掛品 | 個別法 |
| (2) 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15～18年
機械及び装置	7年
工具、器具及び備品	2～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権	8年
自社利用のソフトウェア	5年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものであります。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものであります。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で未定であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものであります。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（貸借対照表関係）

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「前払金」に表示していた180,343千円は「その他」として組み替えております。

（売上原価明細書）

前事業年度において経費の主な内訳に表示されていなかった「外注加工費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において表示することとなりました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の経費の主な内訳としても表示しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の財務諸表から適用しておりますが、財務諸表に記載すべき重要な会計上の見積はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症による当社事業に与える経済的影響については、同感染症の収束に伴い、経済・社会活動が漸次回復するものと仮定し、合理的に予測できる範囲で、当該影響額を会計上の見積りとして固定資産の減損損失の要否で検討しておりますが、その影響は軽微であると判断しております。

ただし、今後の新型コロナウイルスの収束状況によっては、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症による当社事業に与える経済的影響については、同感染症の収束に伴い、経済・社会活動が漸次回復するものと仮定し、合理的に予測できる範囲で、当該影響額を会計上の見積りとして固定資産の減損損失の要否で検討しておりますが、その影響は軽微であると判断しております。

ただし、今後の新型コロナウイルスの収束状況によっては、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
現金及び預金 (定期預金)	423,108千円	423,108千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
長期借入金	225,258千円	326,019千円

（損益計算書関係）

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.6%、当事業年度0.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.4%、当事業年度99.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	62,176千円	59,450千円
給料及び手当	38,363	40,805
支払報酬	58,065	57,823
減価償却費	378	280
研究開発費	135,225	298,053

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	135,225千円	298,053千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
機械及び装置	371千円	－千円
工具、器具及び備品	3	－
計	374	－

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,028	28	—	1,056
A種種類株式	400	—	—	400
B種種類株式	500	—	—	500
C種種類株式	120	—	—	120
合計	2,048	28	—	2,076
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加28株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	1,056	3,112,944	—	3,114,000
A種種類株式 (注) 1	400	—	400	—
B種種類株式 (注) 1	500	—	500	—
C種種類株式 (注) 1	120	—	120	—
合計	2,076	3,112,944	1,020	3,114,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種種類株式 (注) 1	—	400	400	—
B種種類株式 (注) 1	—	500	500	—
C種種類株式 (注) 1	—	120	120	—
合計	—	1,020	1,020	—

(注) 1 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,111,924株増加し、3,114,000株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	1,168,573千円	1,435,045千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△423,108	△423,108
現金及び現金同等物	745,465	1,011,937

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。必要な資金は主として新株発行等により調達しております。調達した資金の用途は、主にレパトア解析・ネオエピトープ解析を行うための解析装置等の設備投資や運転資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金、並びに預り金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、営業債務、預り金及び未払法人税等は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,168,573	1,168,573	—
(2) 売掛金	9,183	9,183	—
資産計	1,177,756	1,177,756	—
(1) 買掛金	7,270	7,270	—
(2) 未払金	870	870	—
(3) 未払法人税等	2,440	2,440	—
(4) 未払消費税等	19,363	19,363	—
(5) 預り金	1,951	1,951	—
負債計	31,896	31,896	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年12月31日)
差入保証金 (※1)	15,745
長期借入金 (※2)	225,258

(※1) 差入保証金については、償還日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

(※2) 長期借入金については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構からの借入金であり、返済期限が未確定のため将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の表示をしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,168,573	—	—	—
売掛金	9,183	—	—	—
合計	1,177,756	—	—	—

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。必要な資金は主として新株発行等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、預り金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。また、営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次の資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,435,045	1,435,045	—
(2) 売掛金	65,089	65,089	—
資産計	1,500,135	1,500,135	—
(1) 買掛金	3,823	3,823	—
(2) 未払金	11,010	11,010	—
(3) 未払法人税等	2,440	2,440	—
(4) 預り金	2,146	2,146	—
(5) 長期借入金	100,000	100,411	411
負債計	119,420	119,831	411

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り

引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年12月31日)
差入保証金(※1)	15,745
長期借入金(※2)	326,019

(※1) 差入保証金については、償還日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価の表示をしておりません。

(※2) 長期借入金のうち、国立研究開発法人日本医療研究開発機構からの借入金326,019千円については、返済期限が未確定のため将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 長期借入金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,435,045	—	—	—
売掛金	65,089	—	—	—
合計	1,500,135	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	41,650	49,980	8,370	—
合計	—	—	41,650	49,980	8,370	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 2名	当社取締役 1名 当社社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社使用人 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 30,000株	普通株式 120,000株
付与日	2016年3月16日	2016年5月10日	2017年3月28日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年3月17日 至 2026年3月16日	自 2018年5月11日 至 2026年5月10日	自 2019年3月29日 至 2027年3月28日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社使用人 11名	当社取締役 2名 当社使用人 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 45,000株	普通株式 63,000株	普通株式 22,500株
付与日	2017年5月15日	2017年9月16日	2017年12月16日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年5月16日 至 2027年5月15日	自 2019年9月16日 至 2027年9月15日	自 2019年12月16日 至 2027年12月15日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 9名	当社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,500株	普通株式 7,500株
付与日	2020年4月24日	2020年5月15日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日	自 2022年5月15日 至 2030年5月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前事業年度末	60,000	30,000	120,000	45,000	60,000	19,500
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	22,500	22,500	6,000
未行使残	60,000	30,000	120,000	22,500	37,500	13,500

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	127,500	7,500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	127,500	7,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	100	100	167	167	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	2,334	2,334
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	603,250 千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	— 千円

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

- (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 2名	当社取締役 1名 当社社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社使用人 6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 60,000株	普通株式 30,000株	普通株式 120,000株
付与日	2016年3月16日	2016年5月10日	2017年3月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年3月17日 至 2026年3月16日	自 2018年5月11日 至 2026年5月10日	自 2019年3月29日 至 2027年3月28日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社使用人 11名	当社取締役 2名 当社使用人 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 45,000株	普通株式 63,000株	普通株式 22,500株
付与日	2017年5月15日	2017年9月16日	2017年12月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年5月16日 至 2027年5月15日	自 2019年9月16日 至 2027年9月15日	自 2019年12月16日 至 2027年12月15日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 9名	当社使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 127,500株	普通株式 7,500株
付与日	2020年4月24日	2020年5月15日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況（2） 新株予約権等の状況」 に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日	自 2022年5月15日 至 2030年5月14日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月30日付株式分割（普通株式1株につき1,500株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)						
前事業年度末	60,000	30,000	120,000	22,500	37,500	13,500
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	4,500	—	1,500	—
未行使残	60,000	30,000	115,500	22,500	36,000	13,500

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	127,500	7,500
付与	—	—
失効	60,000	—
権利確定	—	—
未確定残	67,500	7,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	100	100	167	167	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	2,334	2,334
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2021年11月30日付株式分割(普通株式1株につき1,500株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	590,750千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産	
資産除去債務	1,664千円
税務上の繰越欠損金(注)2	220,598
その他	97
繰延税金資産小計	222,360
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△220,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,762
評価性引当額小計(注)1	△222,360
繰延税金資産小計	－
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,555
繰延税金負債計	△1,555
繰延税金負債の純額	△1,555

(注)1. 評価性引当額の主な変動の内容は、税務上の繰越欠損金が減少したためであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	－	－	－	22,452	39,575	158,569	220,598
評価性引当額	－	－	－	△22,452	△39,575	△158,569	△220,598
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	34.1%
(調整)	
評価性引当額の増減	△34.5%
住民税均等割	12.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	12.1%

当事業年度（2021年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
資産除去債務	1,671千円
税務上の繰越欠損金（注）2	218,192
その他	286
繰延税金資産小計	220,150
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△218,192
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,957
評価性引当額小計（注）1	△220,150
繰延税金資産小計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,287
繰延税金負債計	△1,287
繰延税金負債の純額	△1,287

（注）1. 評価性引当額の主な変動の内容は、税務上の繰越欠損金が減少したためであります。

（注）2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	20,047	39,575	58,625	99,944	218,192
評価性引当額	—	—	△20,047	△39,575	△58,625	△99,944	△218,192
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	34.1%
（調整）	
評価性引当額の増減	△39.1%
住民税均等割	35.6%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	31.7%

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び東京オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年とし、割引率は使用見込期間の年数に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	5,416千円
時の経過による調整額	21
期末残高	5,437

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び東京オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年とし、割引率は使用見込期間の年数に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	5,437千円
時の経過による調整額	21
期末残高	5,458

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社は、免疫系を応用した新規医療開発支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
全薬工業株式会社	276,500	免疫系を応用した新規医療開発支援事業
富士フィルム和光純薬株式会社	71,492	免疫系を応用した新規医療開発支援事業

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
全薬工業株式会社	295,550	免疫系を応用した新規医療開発支援事業
KMバイオロジクス株式会社	130,000	免疫系を応用した新規医療開発支援事業
富士フィルム和光純薬株式会社	96,047	免疫系を応用した新規医療開発支援事業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

関連当事者情報

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	全薬工業株式会社	東京都文京区	48,000	医薬品等の製造、販売	(被所有) 直接11.0	共同研究開発	契約に基づく臨床開発支援の実施	276,500	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件については市場価格を勘案し、両者で協議し決定した条件を、当社の取締役会にて決議しております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	全薬工業株式会社	東京都文京区	48,000	医薬品等の製造、販売	(被所有) 直接11.0	共同研究開発	契約に基づく臨床開発支援の実施	295,550	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件については市場価格を勘案し、両者で協議し決定した条件を、当社の取締役会にて決議しております。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	54.41円
1株当たり当期純利益	10.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益(千円)	17,168
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	17,168
普通株式の期中平均株式数(株)	1,577,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株予約権の数279個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,169,421
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,000,000
(うちA種種類株式に係る払込金額(千円))	(200,000)
(うちB種種類株式に係る払込金額(千円))	(500,000)
(うちC種種類株式に係る払込金額(千円))	(300,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	169,421
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,114,000

(注) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式は、残余財産分配については普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	377.04円
1株当たり当期純利益	2.72円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年11月30日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益(千円)	4,685
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,685
普通株式の期中平均株式数(株)	1,722,329
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株予約権の数235個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2021年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,174,106
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,174,106
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	3,114,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(種類株式の取得及び消却)

当社は、株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2021年11月29日付でA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てについて、2021年11月12日開催の取締役会決議により2021年11月29日付で消却しております。なお、当社は、2021年11月30日開催の臨時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種種類株式	400株
B種種類株式	500株
C種種類株式	120株

2. 交換により交付した普通株式数 1,020株

3. 交付後の発行済普通株式数 2,076株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月30日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,500株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,076株
今回の分割により増加する株式数	3,111,924株
株式分割後の発行済株式総数	3,114,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,456,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.repertoire.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年11月29日	—	—	—	UTECH 3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 UTECH 3 Partners有限責任組合 統括組合員 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 郷治 友孝	東京都文京区本郷七丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 △400 B種種類株式 △200 C種種類株式 △80 普通株式 680	—	(注) 4
2021年11月29日	—	—	—	Beyond Next Ventures 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Beyond Next Ventures株式会社 代表取締役社長 伊藤 毅	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号MFPR 日本橋本町ビル3階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種種類株式 △300 C種種類株式 △40 普通株式 340	—	(注) 4

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することが

できるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4. 2021年11月29日付で、A種種類株主、B種種類株主及びC種種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式を自己株式として取得し、対価として当該A種種類株主、B種種類株主及びC種種類株主にA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、当該種類株式の発行時の価格はDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）により算出した価格を基礎として算定しており、種類株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。また、普通株式への転換比率は当該種類株式に付された普通株式への転換請求権に定められた比率によっております。また、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月29日付で、自己株式として取得したA種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の全てを消却しております。なお、当社は2021年11月30日開催の臨時株主総会決議において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2019年9月30日	2020年2月26日	2020年4月24日	2020年5月15日
種類	普通株式	普通株式	第7回新株予約権 (ストックオプション)	第8回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	228株	28株	普通株式 85株	普通株式 5株
発行価格	3,500,000円 (注) 4	3,500,000円 (注) 4	3,500,000円 (注) 4	3,500,000円 (注) 4
資本組入額	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円
発行価額の総額	798,000,000円	98,000,000円	297,500,000円	17,500,000円
資本組入額の総額	399,000,000円	49,000,000円	148,750,000円	8,750,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	2020年4月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年4月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2020年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 株式の発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定した価格を参考として決定しております。

5. 新株予約権①については、新株予約権割当契約締結後の辞任による権利の喪失（当社取締役1名）により、発行数は45株、発行価額の総額は157,500,000円、資本組入額の総額は78,750,000円となっております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	3,500,000円	3,500,000円
行使期間	自 2022年4月24日 至 2030年4月23日	自 2022年5月15日 至 2030年5月14日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月30日付で普通株式1株を1,500株に株式分割することを決議しておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は分割前の数値で記載しております。なお、当該株式分割により、新株予約権①の「発行数」は67,500株、「発行価格」は2,334円、「資本組入額」は1,167円、「行使時の払込金額」は2,334円に、新株予約権②の「発行数」は7,500株、「発行価格」は2,334円、「資本組入額」は1,167円、「行使時の払込金額」は2,334円にそれぞれ調整されております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
全薬工業株式会社 代表取締役 橋本 弘一 資本金 48百万円	東京都文京区大塚五丁目6番15号	製薬業	228	798,000,000 (3,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月30日付で普通株式1株を1,500株に株式分割することを決議しておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ノーベルファーマ株式会社 代表取締役 塩村 仁 資本金 11百万円	東京都中央区新川一丁目17番24号	製薬業	28	98,000,000 (3,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月30日付で普通株式1株を1,500株に株式分割することを決議しておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
丸山 哲也	神奈川県横浜市磯子区	会社役員	25	87,500,000 (3,500,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
馬郡 健太	広島県広島市南区	会社員	4	14,000,000 (3,500,000)	当社の従業員
中村 征史	大阪府茨木市	会社員	4	14,000,000 (3,500,000)	当社の従業員
篠原 聡	千葉県船橋市	会社員	3	10,500,000 (3,500,000)	当社の従業員
深山 絵美	千葉県船橋市	会社員	2	7,000,000 (3,500,000)	当社の従業員
藤村 裕佳利	大阪府茨木市	会社員	2	7,000,000 (3,500,000)	当社の従業員
坂田 恒昭	大阪府豊中市	会社役員	1	3,500,000 (3,500,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
松谷 隆治	大阪府茨木市	会社員	1	3,500,000 (3,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
北浦 一孝	神奈川県横浜市金沢区	会社員	1	3,500,000 (3,500,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
佐藤 寛之	大阪府箕面市	会社員	1	3,500,000 (3,500,000)	当社の従業員
中野 知子	大阪府茨木市	会社員	1	3,500,000 (3,500,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月30日付で普通株式1株を1,500株に株式分割することを決議しておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大前 義和	東京都新宿区	会社員	5	17,500,000 (3,500,000)	当社の従業員

(注) 2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月30日付で普通株式1株を1,500株に株式分割することを決議しておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
UTECH 3号投資事業有限責任組合 ※1	東京都文京区本郷七丁目3番1号	1,020,000	29.42
Beyond Next Ventures 1号 投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号MFPR日本橋本町ビル3階	510,000	14.71
鈴木 隆二 ※1、2	東京都町田市	379,500 (19,500)	10.95 (0.56)
新井 理 ※1、4	静岡県駿東郡長泉町	375,000 (15,000)	10.82 (0.43)
全葉工業株式会社 ※1	東京都文京区大塚五丁目6番15号	342,000	9.87
松谷 隆治 ※1、5	大阪府茨木市	279,000 (3,000)	8.05 (0.09)
北浦 一孝 ※1、5	神奈川県横浜市金沢区	183,000 (3,000)	5.28 (0.09)
市川 満寿夫 ※3	東京都練馬区	154,500 (154,500)	4.46 (4.46)
丸山 哲也 ※4	神奈川県横浜市磯子区	60,000 (60,000)	1.73 (1.73)
ノーベルファーマ株式会社 ※1	東京都中央区新川一丁目17番24号	42,000	1.21
坂田 恒昭 ※1、4	大阪府豊中市	25,500 (1,500)	0.74 (0.04)
横溝 大介	埼玉県さいたま市南区	22,500 (22,500)	0.65 (0.65)
佐藤 寛之 ※5	大阪府箕面市	12,000 (12,000)	0.35 (0.35)
山下 弘 ※5	大阪府八尾市	10,500 (10,500)	0.30 (0.30)
篠原 聡 ※5	千葉県船橋市	10,500 (10,500)	0.30 (0.30)
中村 征史 ※5	大阪府茨木市	10,500 (10,500)	0.30 (0.30)
馬郡 健太 ※5	広島県広島市南区	10,500 (10,500)	0.30 (0.30)
大前 義和 ※5	東京都新宿区	7,500 (7,500)	0.22 (0.22)
中野 知子 ※5	大阪府茨木市	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
深山 絵美 ※5	千葉県船橋市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
藤村 裕佳利 ※5	大阪府茨木市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
計	—	3,466,500 (352,500)	100.00 (10.17)

1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）
- ※2 特別利害関係者等（当社の代表取締役会長）
- ※3 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
- ※4 特別利害関係者等（当社の取締役）
- ※5 当社の従業員

2. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2022年2月3日

Repertoire Genesis株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢崎 弘直

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤尾 太一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているRepertoire Genesis株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Repertoire Genesis株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月3日

Repertoire Genesis株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢崎 弘直

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤尾 太一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているRepertoire Genesis株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Repertoire Genesis株式会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月3日

Repertoire Genesis株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤尾 太一
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているRepertoire Genesis株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Repertoire Genesis株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

